

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

No.	団体名	意見
1-1	RFT東関東放送	<p>児童ポルノ法改正案についての反対意見です。漫画などの創作物の表現規制は憲法で保障される表現・思想・良心の自由に反します。また、単独所持規制は冤罪を生み出す可能性があります。海外の創作物・単独所持規制国における性犯罪の発生件数をご存知でしょうか？下の表をご覧ください。犯罪率統計-国連調査(2000年) G8の1999年ないし2000年の強姦(件/10万人) カナダ 78.08件 (単独所持・創作物規制国) アメリカ 32.05件 (単独所持禁止規制国) イギリス 16.23件 (単独所持規制国) フランス 14.36件 (単独所持規制国) ドイツ 9.12件 (単独所持規制国) ロシア 4.78件 日本 1.78件 それらの国家と比べ、日本は非常に低いのです。このページの下方の「性犯罪」のグラフをご覧ください。http://kogoroy.tripod.com/hanzai.html つまり、「ポルノの規制」は性犯罪の抑止力を規制することになるのです。それでもなお、児童ポルノの単独所持と創作物を規制するのでしょうか？これらの資料を見て考えれば規制などともないと思うのが当然ではないでしょうか？まずはその事実を考えるべきです。</p>
1-2	RFT東関東放送	<p>前回は改正案に対する反対意見を提出いたしました。今回は児童ポルノ法そのものに対する意見です。児童ポルノ法の「児童」の定義は0～17歳までとなっています。この定義ですが、年齢の上限が高いのではないのでしょうか。理由としては、・民法で定められている婚姻可能年齢は男性は18歳からではあるものの、女性は16歳からとなっていること。・性交の関する同意が有効な年齢は13歳からとなっていること。これらの事情を考慮すれば、18歳という年齢は高いという見直しを求める意見が出て当然です。当団体としては、0～15歳までを「児童ポルノ」と定義するのが妥当であると思っております。</p>
2	無限責任中間法人 インターネット先進 ユーザーの会	<p>全体意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知財戦略2008で提示されている基本的な方向性については概ね賛同する。しかしながら、本年度中に結論を得るとしながらも実質的には進展が得られない施策がほとんどであり、すでに知的財産推進計画そのものが形骸化し始めている感は否めない。各担当省庁に対して、その実行責任を負わせるなど、実現強化へ向けてのこ入れが必要である。</li> <li>・世界最先端の情報通信基盤やデジタルコンテンツの創造・流通の環境下においては現在、製作者／ユーザーといった従来の区分が通用しないプロシューマーとも呼ばれる自ら創作・消費を行う先進的なユーザーが登場しつつある。彼らの活用をもっと視野に入れた施策の検討を期待する。</li> <li>・オープンイノベーションという意味でも、産官学の連携だけでなく、ユーザーとの共創・協働から新しいイノベーションを生み出すことが重要。今後は、活発なユーザーの消費、協働、共創等を後押しする法制度や制度運用の議論を期待する。</li> <li>・特に知的財産の保護・活用には、慣習として認められてきたユーザーの利用を過度に制限することのない、柔軟な対応を求める。</li> <li>・知的財産施策ならびに人材教育にあたっては、知的財産戦略推進をトータルで推進する強力な機構が必要。現状では、私的録音録画補償金問題の議論やダビング10導入の議論で見られたように、総務省、文化庁、経産省などの諸省庁が各々のアプローチから知</li> </ul>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

的財産に関する問題を取り扱うため、方針の行き違いや重複による弊害が見られる。

各論

重点編(p7~21)

I-2-2(1). 情報アクセスの抜本的改善等によりオープン・イノベーションへの取組を強化する(p10)

・基本的な方向性は支持。

・ここで示された取組が産業界に閉じることなく、広く一般ユーザー、コンシューマにまで解放されることを望む。

I-2-2(2). デジタルコンテンツの創造・流通の好循環を形成し世界有数のコンテンツ産業を育成する(p11)

・基本的な方向性は支持。・デジタルコンテンツの創造・流通に関する新たな法制度の整備にあたっては、時代の変化を踏まえ、既存の既得権益に縛られない抜本的な改正を求める。

・「一億総クリエイター時代に対応した」との記述があるが、一億総クリエイターとは、一億人をクリエイターにすることではなく、誰もがクリエイターになり得る「土壌」を作るのだという点を明確にする必要がある。また、独創性を持つに至るまでには、デッドコピーを超えるための教育、技術的なトレーニングが必要なプロセスであることにも留意した上で、創作活動への導線と流通・活用のサイクルを広げていくような施策や環境整備等に関する議論を期待する。

本編

第1章 知的財産の創造(p25~32)

・ユーザーサイドの取組やユーザー参加型でのイノベーション創出をも意識した、施策展開や環境整備を求める。

第2章 知的財産の保護(p33~61)

II-4-1). インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する(p57)

・海賊品等の販売業者の取り締まりに加え、消費者保護および救済の観点も盛り込むべきではないか。

II-4-2). インターネット上の海賊行為への対策を強化する(p58)

・違法コンテンツ配信の根絶に向けた取り組みは、現実問題としてたちごっこにならざるを得ない。どれほど取り締まりを強化しても、海外への対策等も含めれば対応は後手となってしまう。むしろ、海賊版よりも使い勝手の良い正規サービスの開発を促す等、新しいビジネスを創出するという面での取り組み強化を求める。

・上記の視点からも、ユーザーがこれら違法コンテンツを積極的に求めているという性悪説を仮定した施策では、むしろユーザーの反発から逆効果を生む事が懸念される。ユーザーに対する教育や啓蒙にあたっては、性善説にたった施策の展開を求める。

・「適法サイト識別マーク」のような手段は、国際的に整合した取り組みを行うことは非常に困難で多くの課題が残っており、一部の業界

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

団体だけによる中途半端な施策の導入では、かえってユーザー側での混乱を生むだけである。利用ユーザー側の視点にたった施策の抜本的な見直しを求める。

・例えば、現状「適法サイト識別マーク」と目されるエルマークは、商標として運用されており、社団法人日本レコード協会(RIAJ)等から許諾を得た音楽配信事業者であることを示す出所表示機能と、RIAJ 等と契約した上でレコード音源等を配信していることを示す品質保証機能を有するのみであり、「適法サイトであること」を証明しているわけではない。したがって、エルマークを有しないサイトであっても適法音楽配信サイトが海外サイト等を含め多数存在する以上、「エルマークが表示されていないサイトは、違法サイトである」ということを立証するものではない。ユーザー側から見れば、まったく無意味な施策であると言わざるを得ない。

Ⅱ-5. 模倣品・海賊版に関する国民の理解を促進する(p59)

・模倣品・海賊版に関する理解促進や啓蒙活動にあたっては、消費者が積極的にこれらを求めているという性悪説を想定した施策では、むしろ消費者の反発から逆効果を生む事が懸念される。消費者に対する教育や啓蒙にあたっては、性善説にたった施策の展開を求める。

第3章 知的財産の活用(p62~83)

I-1-1(1). 様々な知的財産の融合によるイノベーション創出を促進する(p62)

・ユーザーサイドの取組やユーザー参加型でのイノベーション創出をも意識した、施策展開や環境整備を求める。

I-1-1(5). 知的財産の円滑・公正な活用を促進する(p67)

・基本的な方向性は支持。・現状の知財制度、排他的独占権の強固な著作権制度においては、消費者の側が比較的弱い立場に置かれやすい。米国におけるフェアユースのような法理を導入し、公共の福祉に反するような過度な権利濫用を抑止すべきである。

Ⅱ-2. コモンズの取組やオープンソースソフトウェアの活用を促進する(p74)

・「既存の知財権制度の利用を前提に」とあるが、今後はフェアユースの導入等もにらんだ抜本的な制度改革を望む。

・また、ニコニコ動画における「ニコニコ・コモンズ」やpixivにおける「pixiv コモンズ」などのように、プロシューマないしCGMを扱う企業では、既存の著作権制度の枠組みを超えたライセンスやガイドライン策定等に苦心しているのが現状である。こういった問題を考慮し、対象企業へのヒアリングや基準となるガイドライン策定等の取り組みを期待する。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり(p84~108)

I-1-1(1). 動画配信ビジネスの成長を支援する(p84)

・現状の議論を鑑みると、サービス事業者だけでなく、その利用ユーザーまでもが萎縮してしまうような議論が進んでいることに大きな危惧を覚える(ダウンロード違法化等)。もう一度、本方向性に立ち返り、これまでの既存制度の抜本的見直しを行うよう期待する。

・「5地上デジタル放送に係るインフラ整備を促進する」に関しては、現在 EPG として放送されている番組情報を含むメタデータを、公開された情報であるという認識のもとに、広く一般に利用せしめるような方策を期待する。

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

I-1-1(2). 新しいビジネス展開に関わる法的課題を解決する(p85)

・「新たなコンテンツの創作への寄与等を考慮しつつ、利用者からみたサービスの形態に応じた、権利関係の規定の見直しや著作権隣接権の在り方の検討を2008年度から開始する」とあるが、現状の議論では、利用者視点が抜け落ちている感が否めない。利用者側の声を最大限に取り入れた解決案の検討を求める。

I-1-1(3). デジタル・ネット時代に対応した知財制度を整備する(p86)

・「新たなコンテンツの利用形態を視野に入れた流通促進の枠組み、包括的な権利制限規定の導入も含めて新たな技術進歩や利用形態等に柔軟に対応し得る知財制度の在り方、ネット上の違法な利用に対する対策強化等について早急に検討を行い、2008年度中に結論を得る。」について、有効な議論・方向性が打ち出されてるとは思えない。むしろ、新しい利用形態をいたずらに阻害する方向で議論が進んでいることに強い危惧を覚える。

・「既存のメディアにとらわれない新規事業の創出など、デジタル・ネット時代に対応した新たなビジネスモデルの構築に向けた取組を支援する。」とあるが、放送局側には旧来のビジネスモデルに囚われた新たなビジネスモデルを阻害する動きが多い(録画ネット事件等)。一方司法ではカラオケ法理の安易な適用から脱却し、公平な視点で新しいビジネスの勃興を支持する動きも出てきている(ロクラク事件)。今後は適用される法を公平なものとするため、法律の抜本的改正や新しい枠組みの導入など、知的財産戦略本部の強いリーダーシップの発揮を期待する。

I-2-2(1). 海外展開を促進する環境を整備する(p87)

・各国間の著作権に対する規制強化の動き中で、我が国が積極的に海外に対する規制緩和を働き掛けるような動きは見られず、むしろ諸外国で行なわれた規制政策と同調し、強化する動きが見られる(著作権期間の延長等)のは遺憾である。我が国のコンテンツ頒布のため諸外国へのロビーイングを積極的に展開することまで視野に入れた骨太な施策を検討して欲しい。

・児童ポルノ法に関連して、被害児童が存在しない芸術的表現や、マンガ・アニメなどについてまでも過剰な規制を求める動きがある。日本は諸外国と比べても児童への性的虐待が圧倒的に少なく、また社会的・文化的背景も欧米とは異なることを考慮し、児童保護の観点からは重視しつつも、表現活動へのブレーキとならないよう配慮する必要がある。

I-3-1(1). コンテンツの流通を拡大する法制度や契約ルールを整備する(p90)

・「コンテンツの流通促進」「利用と保護のバランスに留意」「技術革新のメリット・利便性を国民が最大限に享受できるようにする」との観点が述べられているが、これまでの取り組みは完全にユーザー不在であり、ダビング10の導入やエルマークといった取組については、ユーザー側からすればなんら評価に値しない。これらをもって「利用と保護のバランスに留意」と主張することは、ユーザー不在の制度設計の推進であるといわざるを得ない。今後、「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」の試案や、「コンテンツ学会」のネット利用調整制度といった試策を参考に、早期に具体的かつ抜本的な施策の検討を求める。

I-3-2). 市場の透明性を確保し、取引機会を拡大する(p93)

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>・「4弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」において「消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励し、その実績を公表する。」とあるが、なんら取組実績が見られない。この施策に対する早急な措置を求める。</p> <p>I-3-(4). 国立国会図書館のデジタルアーカイブ化と図書館資料の利用をすすめる(p95)</p> <p>・デジタル化に関してもなんら具体的取組実績は見られず、むしろ諸外国に先行されているのが実情である(Google Book Search 等)。知的財産戦略本部の強いリーダーシップの発揮を期待する。</p> <p>I-4. 世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境を整備する(p95~99)</p> <p>・コンテンツ創作活動を支える環境整備に向けた取組、ならびに人材育成等に関する取組については、一定の評価に値する。</p> <p>・しかし、「(2)コンテンツの創作を支える技術開発を促進する」「(3)一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する」といった施策については、具体的な議論や方向性が見えておらず、ユーザー自身が新たなクリエイターとなる新しい創作環境時代に追いついた対応が出来ていない。この点について、抜本的な環境整備や法改正等、知的財産戦略本部の強いリーダーシップの発揮を期待する。</p> <p>第5章 人材の育成と国民意識の向上(p109~118)</p> <p>・知的財産施策ならびに人材教育にあたっては、知的財産戦略推進をトータルで推進する強力な機構が必要である。私的録音録画補償金問題の議論やダビング10導入の議論で見られたような、総務省、文化庁、経産省などの諸省庁が各々のアプローチから知的財産に関する問題を取り扱うことによる弊害を防ぐ意味でも、現体制や法体系の抜本的な見直しも視野に入れた取組を期待する。</p>
3	大阪医薬品協会 知的財産研究会 特許情報部会	<p>「知的財産推進計画2008」の本編第2章、 I. 知的財産を適切に保護する 2. 我が国がリーダーシップを取って国際知財システムを構築する (1)世界特許システムの構築に向けた取り組みを強化する 1. 国際的ワークシェアリングの拡大により審査の世界的な迅速化を進める について、特許審査ハイウエーのネットワーク化を目指すことが明記されております。その中で、審査ハイウエーの利用要件が「第1庁で特許となった出願」となっております。日本の企業の多くは最初の出願を日本国特許庁に行い、諸外国へ出願する場合は当該出願を優先権主張してPCTルートあるいはパリ条約に基づいて出願を行っております。日本の出願が最初に特許となれば審査ハイウエーを利用して諸外国への出願を早期に権利化できますが、その一方で外国、例えば米国の出願が最初に特許となった場合は審査ハイウエーを利用して日本の出願を権利化することができません。多くの日本の出願人にとって、外国出願が最初に特許になった場合にその結果を利用できないならば、その利益が享受できず、従来と何ら変わることがありません。一方、第1庁が日本であっても、最初に特許となった出願の審査結果を利用できれば大きなメリットを享受できると考えられます。また、ある国で最初に特許となった出願の審査結果が他の審査ハイウエーネットワークの国で利用できれば、多くの国で早期に且つ簡便に特許取得でき、出願人にとって大きなメリットが得られるものと思料いたします。 また、特許庁においても、他国で最初に特許となった出願で日本国特許庁が第1庁である出願の審査が簡略化できるならば、特許庁の負担を軽減することができ、審査滞貨低減につながるのではないのでしょうか。 従って、審査ハイウエーが利用できる要件を、当該制度の目的を達成するために、「第1庁で特許となった出願」から「最初に特許となった出</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>願」に改善していただくよう要望いたします。 また、審査の迅速化・効率化と共に的確な審査も大変重要です。この点がおろそかになることのないようお願いいたします。以上</p>
4	(社)音楽出版社協会	<p>以下の点を、知的財産推進計画に盛り込むべきであると考えます。</p> <p>1. 著作権等保護期間の延長</p> <p>著作権については著作者の死後 70 年への延長、著作隣接権については国際動向を見つつ著作権とのバランスの取れた期間への延長を早急に実現するべきです。 著作権保護期間 70 年は、国際社会での主要な取引相手である米国、欧州連合 (EU) などと対等な立場に立つための最低限のルールです。南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で 70 年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が近く延長の予定です。 わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長です。すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後 50 年にするか 70 年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっていると思われます。 また、著作隣接権についても合わせて延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長を併せて行うことが必要です。韓国は、著作権と同時に隣接権についても 70 年への延長を閣議決定しました。 こうした中、2008 年夏、欧州委員会 (EC) が、EU における実演家及びレコード製作者の権利 (著作隣接権) を 50 年間から 95 年間へ延長するよう欧州議会 (EP) へ提議しました。 この提議に当たって、EC は、レコード産業がレコード市場の衰退 (5 年間で 30% の減少) から音楽配信への転換をはかる中で、新しいタレントへの投資を行うためには保護期間の延長がもたらす利益が重要であることを指摘しています。EC が、文化を産業として捉える見地から著作権保護期間を考えていることは明らかです。その結果、著作者の経済的社会的地位を押し上げ、より豊かな創作環境を実現することにつながることは間違いありません。 知財推進計画 2009 に、著作権及び著作隣接権の保護期間の延長を盛り込むべきです。</p> <p>2. 私的録音録画補償金制度の実効性確保</p> <p>著作権法はその目的として「著作物ならびに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」と規定しています。しかし、今日、「著作権の制限」によって認められている「私的使用のための複製」が「公正な利用」をはるかに逸脱して「著作者等の権利」を侵害し、「文化の発展」を阻害していることは明らかです。 しかも、これを補償すべき私的録音録画補償金制度の形骸化は目に余るものがあります。それというのも、現代における私的複製の手段 (機器、記録媒体) のほとんどが制度の対象外になっているからです。 補償金制度の抜本の見直しが必要であることは間違いありません。しかし、解決への議論検討が長期にわたるといことは、「公</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

正な利用」をはるかに逸脱した「私的使用のための複製」による「著作権等の権利」の侵害がそれだけ積み重なるといことです。抜本的見直しが、結果として著作権者の犠牲の上に行われるのでは納得できません。速やかに、① 私的録音録画補償金は、権利を制限する代償としての経済的対価、補償措置である。との認識に立ち、② 私的複製が可能なすべての録音録画機器及び記録媒体を対象とする(記録媒体を別にする分離型機器に加え、一体型機器も対象とする)。③ 製造業者を支払い義務者とする。④ 補償金制度の形骸化が放置されたことによる権利者の損害を補填する措置を講ずる。以上を含む私的録音録画補償金制度の改正を知財推進計画 2009 に盛り込む必要があります。

3. 海賊版一掃へ各国政府に必要な施策を要請

「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」の早期実現、自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)等の活用、在外公館等の機能強化、侵害発生国・地域に対し具体的要請を行うなどの施策がすでに「知財推進計画」には盛り込まれていますが、十分な効果を上げているとはいえない状況にあります。これは、基本的には当該国政府が海賊版等の取締りを始め、著作権保護を重要課題とは捉えていないことに主要な要因があります。わが国が、知財をわが国の基幹産業と位置づけるのであれば、省庁の垣根を越え国を挙げて関係諸国政府に取締り及び著作権ビジネスが発展するために必要な社会的基盤である著作権保護制度の確立を要請することが不可欠です。知財推進計画 2009 にそうしたわが国の姿勢を明記すべきと考えます。

4. インターネット上での著作権侵害の取締り等の強化

インターネットオークションでの海賊版の販売や、違法な携帯電話向け音楽配信など、インターネット上での著作権侵害は依然大きな損害を関係権利者、事業者に与えています。インターネットオークションでの海賊版の販売については、すでに摘発も行われていますが、違法な携帯向け音楽配信については、一般ユーザーの認識を改める必要があります。日本レコード協会の調査(2008年10月)によれば、違法サイトの利用率は34.5%に上り、前年調査から2.6%減少したとはいえ、3分の1以上が利用していることとなります。しかも10代では逆に2.7%増大しています。同様のことは、アップロード経験率にも言え、全体では減少しているにもかかわらず10代では増大しています。着うたから着うたフルへの移行の傾向がわずかながら読み取れることも気になることです。そして、ダウンロード数は、年間の正規の着うた及び着うたフルダウンロード数3億2900万回を上回る4億714万ファイルに上ります。わが国における音楽配信の90%以上を携帯電話が占めており、その中で違法な携帯電話向け音楽配信がこのように大規模に行われ、しかも増大の傾向さえある現状を早急に変える必要があります。

5. 海外展開を目指す事業者への支援

すでに知財推進計画 2008 においても、JETRO やコンテンツ海外流通促進機構を通じての施策が盛り込まれていますが、調査や情報提

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>供あるいは展示会など一過性のものを中心になっているように見えます。 当協会は、1992 年からフランスのカヌで開かれている世界最大規模の音楽産業見本市である MIDEM に、音楽関連団体の協力を得て「ジャパン・スタンド」を出展し、その後、「国際音楽著作権ビジネス・セミナー」、日本アーティストにライブの場を提供する「ジャパン・ナイト」を開催するなど、わが国音楽文化・産業の海外市場への紹介、導入に努めてまいりました。 この MIDEM における各国の状況をみますと、ヨーロッパ諸国及びアジアの場合、政府が国策として自国の音楽の海外市場獲得を進めているのがほとんどです。特に、知財戦略が今後各国の産業構造の中で主要な地位を占めていくことは先進国共通の認識になっており、EU 各国はこぞって国を挙げて音楽、映像産業の育成発展に力を入れています。MIDEM でも出展経費の 50%、あるいは MIDEM へのスタッフの旅費の 40%を政府が負担するなどの支援が行われています。 こうした施策のほか、欧米の市場から遠く離れたわが国の場合、日本のポピュラー音楽を紹介する放送番組を継続的に維持する、あるいは生のステージで日本の音楽をアピールできる場を海外で定期的で開催するなど、長期にわたる継続的努力が必要と思われます。こうした、国でなければ難しい部分について、政府が積極的に、継続的に、財政支援を推進することが必要であり、知財推進計画に事業者への支援を盛り込むべきと考えます。</p> <p>以上</p>
5	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会	<p>1. 著作権法 30 条の見直し</p> <p>平成 20 年度の文化審議会著作権分科会の報告を受けて、「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音録画をその事実を知りながら行う」場合、私的使用目的の複製であっても 30 条の制限から外す法案が国会に提出されております。しかし、インターネットの Web サイトへの無許諾アップロードやファイル共有ソフトによる“共有”(違法アップロードと当該著作物のダウンロードとの関連・連鎖)による被害は、ゲームやビジネスソフトなどプログラムの著作物全般についても看過できない規模であるところ、本法案によっては、プログラムの著作物のうち、「映画の著作物」としても法的に評価され得るゲームソフトのみが保護の対象となるにとどまることです。弊協会では、インターネットにおける“共有”の被害実態に鑑みて、本法改正と同趣旨の保護の必要性及び被害の実態は、プログラムの著作物全般においても録音・録画物と同等またはそれ以上であると考えております。そこで、一刻も早く、違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、著作権者の許諾無く私的使用目的で複製することを、著作権法 30 条の範囲から除外することを希望いたします。</p> <p>2. 著作権法 47 条の 2 におけるプログラム著作物の複製物の所有者による複製の制限</p> <p>著作権法 47 条の 2 においては、著作物の複製物の所有者による複製等が認められております。そもそも本条が設けられた趣旨は、当時、流通等の目的でプログラムの著作物が固定・記録された媒体がフロッピーディスクや磁気テープであったため、媒体の損傷等に起因するプログラムの破損が容易に発生しうることに鑑みて、複製物の所有者に「バックアップ」を認めたこと、及び、プログラムの著作物の複製物の所持者が行う複製を、プログラムをコンピュータで使用する一手順として一定程度の複製等を認めないことには、使用者が保</p>



「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

有するコンピュータに合わせた利用や処理速度の向上を図ることができなかったことによります。しかしながら、現在において、プログラムの著作物の多くは「パッケージソフト」として CD-ROM 等の比較的堅牢な媒体で流通しており、媒体および固定・記録されたプログラムの破損は、通常の取り扱いでは発生しづらくなっています。また、コンピュータのハードウェアの仕様の標準化、基本ソフト(OS)を基底として応用ソフト(アプリケーションソフト)を使用する行為が一般化するなど、使用者が保有するコンピュータに合わせてプログラムを改修したり、使用者自らがソースプログラムをオブジェクトプログラムに変換することも希になっております。また同条では、「プログラムの著作物の複製物の所有者」であれば、押し並べて著作権者の許諾なくプログラムの著作物を複製できると解することが可能ですが、そうすると、例えばビジネスソフトの海賊版プログラムの購入者等、本来であれば当該プログラムの著作物の使用許諾契約を結ぶ権限がないものであっても、そのインストール(複製)が可能になると解されます。加えて言うならば、本条改正によっても、著作権法 30 条(私的使用目的の複製)の規定によって、海賊版プログラムの購入者が自己のコンピュータに当該プログラムをインストールすることが適法に可能であることから、現在、ビジネスソフトの利用に関して標準的になっている、著作権者と利用者間での「使用許諾契約」の締結そのものが、形骸化してしまうことも懸念されます。項目 1.で指摘した著作権法 30 条の改正論議の過程においては、違法に複製された著作物を違法と知りつつ再複製する行為(例えば、海賊版をマスターとして複製する行為)も制限規定の適用除外とすることも検討されていましたが、結果として自動公衆送信に係る複製を対象とするに留まっております。海賊版等の違法に複製された著作物を違法と知りつつ再複製する行為は、ビジネスソフトの海賊版プログラムを入手した者の場合等では、インストールという形で通常行うものであり、本行為類型が改正の対象から見送られたことは、この趣旨からも遺憾であります。そこで、本条においては、複製可能な複製者を、単に「プログラム著作物の複製物の所有者」とするのではなく、少なくとも『複製物使用する権原を取得した者』に限定することを希望します。また、本条の改正がなされたとしてもプログラムの著作物を違法と知りつつダウンロードして複製する行為は依然として適法となるため、繰り返しにはなりますが、著作権法 30 条の改正も併せて強く要請するものです。

3. インターネット上における著作権侵害対策の強化

●P2P ファイル共有ソフト対策の強化

P2P ファイル共有ソフトの悪用による著作権侵害行為の蔓延は看過できない状況にあり、日本のコンテンツ産業の健全な発展に悪影響を及ぼしていると想定できます。P2P ファイル共有ソフトによるコンテンツの無許諾アップロードへの対応は、著作権が私権であることから一義的には権利者の負うところではありますが、インターネットの特性等に鑑みて、是非政府ないし行政機関にも権利者の権利保護活動が円滑に実行できるよう、以下の協力をお願いいたします。

(1) プロバイダ責任制限法の実効性の確保

P2P ファイル共有ソフトのネットワーク内に無許諾アップロードされたコンテンツについて、削除等を目的とした法的対応を行うためには、当該コンテンツファイルのアップロード行為者を特定することが必要となりますが、当該行為者の IP アドレス等、権利者が通常の方法で

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

得られる情報だけでは発信者が特定できず、インターネットサービスプロバイダ(ISP)にいわゆるプロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求を行うこととなります。現行プロバイダ責任制限法では、P2P ファイル共有ソフトにおいては、ISP は情報の媒介者ではあるものの送信防止措置を講じ得る立場にないため、ISP に対して送信防止措置を要請することができず、より要件の厳しい発信者情報開示を請求しなければなりません。その上で、発信者に対し、直接送信防止措置を要請することとなります。仮に上記要請に基づいて発信者情報が開示されたとしても、通常の開示請求より更に時間がかかること等により、その間に P2P ファイル共有ネットワーク内で当該コンテンツが「拡散」し、仮に当該発信者が当該ファイルの送信防止措置を講じたとしても、P2P ファイル共有ソフトの他のユーザーによる同ファイルの複製物のアップロードがネットワーク内で継続してしまうことが容易に想定されます。このように、P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害行為に対しては、現状のプロバイダ責任制限法が想定する以上に、迅速な対応が可能となるような運用を実現することが必要です。そこで、P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害については、発信者情報開示のための手続き等の要件を緩和する等、迅速な対応を可能とする実効性のある法改正を希望します。

(2)「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」への支援

現在、標記協議会において、著作権等権利者団体と ISP 事業者団体等とで、P2P ファイル共有ソフトの悪用による著作権侵害行為への対策を協議、実行しつつあるところです。オブザーバーとして各省庁にもご参加いただいておりますが、民間のみでの対応だけでは、関係者への周知、関連法制の解釈などに限界があります。そこで、関係省庁には標記協議会を通じた P2P ファイル共有ソフトによる著作権侵害行為への対策が実効的に行えるよう、ユーザーに対する普及啓発ならびに関係者に対する周知、指導、政府機関や海外への広報等につき、ご支援をいただきたく存じます。

●Web サイトにおける違法アップロード対策

(1) リンク集等の著作権侵害の蔓延を助長する行為のみなし侵害化

動画共有サイトやオンラインストレージサービスなど Web サイトでの著作権侵害行為に対し、被害を食い止めるためにはアップロードされたファイルの削除または送信防止措置が必要です。アップロードによる被害の本質は、当該コンテンツをダウンロードした者がその内容を享受することによって引き起こされる、販売機会の逸失等です。端的に言えば、無許諾で著作物がアップロードされた場合でも、誰からもダウンロードされなければ、当該アップロード行為には実質的被害が発生していないと評価することができます。この観点から、違法にアップロードされている著作物ファイルの所在をまとめて紹介する、いわゆる「リンク集」の運営者は、無許諾でアップロードされた著作物ファイルをインターネット利用者に「紹介」し、ダウンロードすることを「手助け」する機能を果たしており、その意味においては、著作権侵害行為を幫助する立場にあるとしても過言ではありません。しかしながら、現在の法制度では、著作権侵害の幫助が成立するためには行為者の故意が必要であり、仮に幫助が成り立つとしても、幫助を理由として差止請求を行うことは、著作権法に間接侵害の規定がないことから、その是非については議論の分かれるところです。そこで、著作権法自体を改正し、リンク集等の設置・運営等、著作権侵害の蔓延を助長する行為については、侵害とみなす行為に規定する法改正を希望します。

4. 著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度の強化

技術的保護手段が著作権法に、技術的制限手段が不正競争防止法にそれぞれ規定されてから相当の期間が経過しており、施す技術も変貌しています。さらに、施された技術を回避する技術も同様に進歩しており、権利者としてはその対応に苦慮しているのが実情です。技術的保護手段はもとより、技術的制限手段をメーカー等が著作物の複製物等に施す理由は、著作権の実質的な侵害を防止するためです。技術的制限手段についていえば、それを回避する装置等の提供等によって引き起こされる被害は、本装置で再生、利用される著作物の著作権を侵害されることなのです。にもかかわらず、著作権侵害を防止するために施しているいずれかの手段が、その形式的な違いのみによって、著作権侵害または不正競争行為、あるいは法的保護の範囲外との評価を受けており、このことには技術的保護手段／技術的制限手段の保護の制度趣旨からは疑問を禁じ得ません。このことから、実質的に著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度を、その趣旨に照らして改めて検討いただき、保護の拡充を希望します。

●シリアルナンバー、アクセスキー等を不正に配布する行為を抑止する規定の付与

多くのビジネスソフトウェアメーカーは、プログラムの著作物をその複製物等によって頒布する際、シリアルナンバーやアクセスキー等、媒体やライセンス固有の番号も同時にユーザーに配布しています。一般にこのシリアルナンバーやアクセスキー等は、(1)プログラムの著作物を媒体からコンピュータにインストールする際の手続きとしてユーザーに入力させ、真正な番号でない場合にはインストールを中断する、(2)「体験版」等として頒布した、使用期間や使用可能な機能等が制限されたプログラムの著作物についてその制限を解除する、等の目的で使用されています。つまりこれらシリアルナンバーやアクセスキー等は、当該プログラムの著作物に含まれる複製や使用期間制限等の機能を持つモジュール等を「錠前」とし、それを開ける「鍵」として、権利者に許諾のない著作物の利用等を抑止する目的で配布されているのです。上記の(1)の場合は、プログラムの複製を制限し、その効果としては、現行の著作権法が規定する「技術的保護手段」と同等の機能と評価され、(2)の場合には、複製されたプログラムの使用を制限し、現行の不正競争防止法が規定する「技術的制限手段」と同等の機能として評価されるものですが、このシリアルナンバーやアクセスキー等をインターネットオークション等で不正に配布する行為が横行しています。これらシリアルナンバーやアクセスキー等については、現行法がその回避機器やプログラムの頒布等を規制する「技術的保護手段」や「技術的制限手段」の定義に該当しないため、これらが不正に流通しても、権利者にそれを食い止める術がなく、結果、無許諾複製の有効な抑止策となり得ていない状況が生じています。これらシリアルナンバーやアクセスキー等による無許諾複製／使用の制限は、過度な技術的保護手段等がユーザーに不利益をもたらしてきたという業界の経験から、ユーザーにできるだけ負担をかけないという利便性の確保を最大限に考慮した、必要最低限の方法として、権利者がプログラムの著作物の複製物等に採用しているものです。つまり、プログラムの無許諾複製による被害を食い止める実質的な「最後の砦」とも言うことができます。そこで、著作権法、不正競争防止法のいずれにおいても、不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定の付与等について、早急に検討いただきたく存じます。

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

●技術的制限手段を回避する装置等の提供等に対する刑事罰の付与

多くのゲームソフトメーカーおよびゲーム機器のハードメーカーは、主としてアクセスコントロール技術を採用することによって、プログラムの著作物の無許諾複製を実質的に無効化する対策を行っています。著名な例としては、正規パッケージの記録媒体からのみゲームソフトが起動するよう、記録媒体およびゲーム機器に技術的制限手段を施しています。しかしながら、この技術的制限手段を回避する「マジコン」や「Mod チップ」等と呼ばれる機器・製品が市場に流通しているため、これが原因となり、「Winny」などの P2P ファイル共有ネットワークを含むインターネット上には、数多くのゲームソフトのプログラムが著作権者に無許諾で大量にアップロードされています。この結果、多くのユーザーがこれらプログラムをインターネットを介して入手した上で、「マジコン」や「Mod チップ」等を利用してその内容を享受する状況が生じ、ゲームソフトメーカーは、本来売れるべきゲームソフトの販売の機会を逸する、深刻な被害を受けています。このことから、任天堂(株)およびソフトウェアメーカー54 社は、携帯用ゲーム機器ニンテンドーDS 用の「マジコン」を輸入・販売している複数の業者に対し、不正競争防止法違反に基づき、輸入・販売行為の差止訴訟を平成 20 年 7 月に提起し、平成 21 年 2 月 27 日に差止を認める判決を得ています。しかしながら、現在の不正競争防止法では、技術的制限手段を回避する装置等の提供等に関して罰則が定められておりません。そのため、技術的制限手段を回避する機器・プログラムの販売業者には刑事罰のリスクが無く、販売を停止する心理的プレッシャーが弱いと考えられます。そこで、損害賠償・差止請求によって被害を事後的に回復することのみならず、提供行為の予防・抑止のためにも、刑事罰の付加についても併せて法改正を希望します。

5. 海外における著作権侵害対策

●情報収集スキームの策定

海外での日本の著作物の違法流通対策として、現地での違法流通の情報収集が不可欠ですが、権利者単独で世界中の侵害状況を収集することは非常に困難です。そこで、政府が中心となり、例えば、大使館職員等が赴任先において日本の著作物の侵害情報を日常的に収集し、権利者に提供するような仕組みを設けることが有益であると考えます。このような仕組みによって、より効果的な侵害対策が講じられると思われれます。

●法制度、実務情報の共有

インターネット上での著作権侵害対策として、諸外国での著作権法の改正や、権利者・ISP 等の事業者間の覚書締結等、様々な対策が講じられています。しかしながら、各権利者(団体)等が個別に詳細な情報を入手するのは負担が大きく、かつ非効率的であるといえます。そこで、政府が中心となり、海外での情報を収集・翻訳し、国内の権利者(団体)等に提供するスキームの構築が必要であろうと考えます。

●侵害情報の共有

国境を越えた著作権侵害対策のためには、日本のみならず、同様の問題をかかえている他国と情報を共有し、対策を協議する場が不

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

可欠です。そこで、政府が中心となり、各国の権利者、ISP やインターネットオークション等の事業者、政府機関等が一堂に会して協議する場を設けるような取り組みが必要であると思われます。

●在外日系企業における著作権侵害対策

海賊版の使用率が高いアジア地区に進出している日系企業においては、現地従業員の著作権意識の低さや、ソフトウェアを納入する代理店の意識の低さから、社内において使用するソフトウェアの違法複製が発生する蓋然性が高くなります。そのため、弊協会では、2007年にJETROの招聘によりタイ・バンコクで日系企業を対象にしたソフトウェア管理についてのセミナーで講演を実施したほか、国内でも在外子会社でのソフトウェア管理の重要性につき講演を実施しました。しかしながら、弊協会単独では物理的、資金的に啓発活動に限界があり、思うように啓発活動が進まないのが実情です。在外日系企業における著作権侵害が頻発することは、知財立国を標榜する我が国にとって大きなダメージであり、対外的に日本のコンテンツ保護を要請する際の足かせにもなりかねません。そこで、(1)各国でのセミナーの実施、および、(2)各国の著作権法制に対応し、各国現地語で書かれた社員教育用のマニュアルの作成等、在外日系企業における著作権侵害対策を実施していただきたく存じます。

6. 侵害行為の実態に見合った損害賠償制度の導入

海賊版の頒布や違法アップロード等の著作権侵害行為については、一般的にその被害規模を把握することが難しく、特にインターネットを介した事案についてはその傾向が顕著です。例えば、インターネットを通じた著作権侵害の場合には、当該著作物がダウンロードされた回数を権利者が把握することは困難であること、P2Pファイル共有ソフトを悪用した侵害の場合では、侵害行為者そのものの特定等が困難であるほか、仮に行為者が特定できたとしても当該ファイルの送受信回数等の状況把握は事実上不可能であり、これらから、厳密な意味での損害額の立証はできません。現行の著作権法では、114条の5により「相当な損害額」を裁判所が認定できることとなっていますが、特に昨今のインターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大及び損害の立証の困難さ等に鑑みますと、迅速性や実効性の確保の観点のほか予防的な見地等も加味しつつ、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的に検討を行う必要があると考えます。

7. 国民への教育啓発の促進

違法アップロードや海賊版の氾濫を防ぐためには、消費者が十分に理解することが重要です。特に、若年層への啓発は最重要であると考えておりますので引き続き、若年層への啓発を重点におきつつ、消費者の意識の向上を図る施策をお願いいたします。

8. 権利制限規定の一般規定に対して

著作物の利用について、形式的には権利侵害に該当するとしても、社会通念上、適法とすべき事象が存在することについては理解でき

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>るところです。しかしながら、権利制限規定の一般規定、いわゆる「日本版フェアユース」規定によって、権利がいかなる範囲で制限されることを想定しているかについては未だ判然としません。実際に権利制限規定の一般規定を導入するにあたっては、何が公正な目的か、権利者の不利益をどう判断するか、諸外国での法制度との整合性やベルヌ条約との整合性、さらには現行の権利制限規定との関係など多くの点につき、吟味調整する必要があると考えます。そのため、著作権者等の権利が必要以上に抑制されないよう十分に議論し、性急に結論を出さぬようお願いいたします。従って、本計画に盛り込む場合であっても、「導入すること」を前提に議論するのではなく、「導入するか否か」についての議論から始めることを求めるとともに、この趣旨での提案としていただきたく存じます。</p>
6	在日米国商工会議所 (ACCJ) 知的財産委員会	<p>1. 商標法の下での「新しいタイプの商標」の保護</p> <p>在日米国商工会議所 (ACCJ) は知的財産戦略本部に対し、動き、ホログラム、明確な外形を持たない色、配置及び音の商標を保護する目的で、日本の商標法の下での「新しいタイプの商標」の保護の保証を要請致します。これは新しいタイプの商標の保護を支持する国際的な流れに合致するものであり、これら新しいタイプの商標の作成者からの要求に供するものでもあります。上記に分類される商標は識別力を有するものとなり得るもので、本質的に識別力を有するものとして、または必要な場合では、使用の程度及び期間により識別力を有するものとして、商標として効果的に機能するものと私どもは考えております。</p> <p>また私どもは、「トレードドレス」の保護について日本特許庁にご検討頂きたいと考えております。「トレードドレス」は多数の要素の「複合物」であり、個別の状態では識別力を有するものはほとんどありませんが、全体として識別性のある「外観」を消費者に対して表し得るものであり、日本においても保護されるべきと考えられます。例えば、レストランの内装や外装及び様々なソフトウェア・プラットフォーム及びアプリケーションのグラフィカル・ユーザー・インターフェース (GUI) の全体的な「外観」等です。「トレードドレス」が消費者にとって識別力を有するものとなり得て、すなわち、商標としての意義を持ち得るということに関しては、相当の証拠が存在します。ACCJ としましては、日本特許庁においてこの要素の「複合物」が日本の商標法下の登録に適格なものであるとご認識頂けますと幸いです。</p> <p>2. 意匠法の下での「汎用コンピュータにおける画面デザイン」の保護</p> <p>ACCJ は知的財産戦略本部に対し、日本の意匠法の下での「汎用コンピュータにおける画面デザイン」の保護の保証を要請致します。現在、意匠保護は、一定の条件下において消費者用機器 (携帯電話や携帯情報端末等) の画面デザイン (ユーザー・インターフェース等) について行われています。そもそも、意匠法が平成 18 年に改正される前から、携帯電話、携帯情報端末およびその他一定の消費者用機器の初期画面デザインおよびメニュー画面デザインは同物品の使用に必要不可欠かつ本質的であると認められる為、意匠法の下で保護されていました。その一方で、汎用コンピュータの画面に表示されるデザインは保護対象から除外されていて、現在も除外されています。携帯電話や携帯情報端末の画面デザインと汎用コンピュータの画面に表示されるデザインに違いはなく、また、汎用コンピュータ及び消費者用機器の境界は明確なものではなくなってきています。かつてはデザイン保護の目的においてそれら二つの機器を区別する</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

ことが合理的であったとしても、かかる区別は現在においてはもはや合理的ではありません。汎用コンピュータの画面に表示される画面デザインの保護は、米国、欧州及び韓国を含め、世界中でますます適用可能になっています。私どもは、日本が自国の意匠法と重要な貿易相手国の意匠法との調和を図ることを提案致します。ACCJ としましては、デザイナー及びエンジニアの努力によって創作された知的財産の重要形式である汎用コンピュータの画面デザインの保護について、日本特許庁にご認識頂ければ幸いです。

3. コンテンツの活発な二次市場の発展促進

ACCJ は知的財産戦略本部に対し、独立系放送番組等、特にインターネットを經由したコンテンツの共有及び再利用を促進する機構を通じた、コンテンツのための活発な二次市場の促進を要請致します。日本がこの新たなコンテンツ伝達技術の利益を最大限に享受するためには、日本においてインターネット上で利用可能な放送コンテンツの量が依然限定的であることが緊急の対応を要する問題であり、また、この問題が規制及び市場開放基準の双方を必要とすることは間違いありません。

米国においては、これまで、音楽産業がさまざまな取組みを行ったため、映像コンテンツ所有者及び配布者は、コンテンツ配布についてのより柔軟な取組みの検討に徐々に前向きになっています。今日では、米国の主要スタジオが封切りコンテンツを日常的にオンラインで利用可能としているだけでなく、多くのスタジオが既に日本においても同様としています。ACCJ は、放送会社と独立のプロデューサーとの関係の透明性及び公正性を促進するような産業内での商慣行についての自主規制の創設等、日本においても上記と同様のビジネス環境の促進を日本政府に行って頂きたいと考えております。

4. 自主的な著作権登録及び著作権データベース

ACCJ は、自主的な著作権登録システムの導入は、コンテンツの配布を促進する効果的な政策手段であると考えております。現行の著作権法は、著作権の取得に登録を要件としておらず、権利保持者による自主的登録を促進するインセンティブがありません。例えば米国においては、著作物を登録した者は、侵害者に対して一定の追加的救済を請求することができます。すべての著作権保持者にあてはまる問題ではないにせよ、結果として、著作権の確認を行う法人が、各著作権保持者を発見し、個別にライセンス付与規定の交渉を行うことができず、確認の過程が困難で費用を要するものとなり得ます。ACCJ は、登録及び著作権データベースの創設を奨励する自主的な著作権システムの確立に反対している訳ではありませんが、透明性、コスト効率が高く、そして日本の国際条約義務と整合性の保たれたものであるべきと考えます。

5. 課税システムの再構成

ACCJ は、現行の課税システムは根本的に再構成されるべきと考え、場合によっては同システムを廃止し、発展した技術及び適切な契

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>約によって対価の適格な算出が可能である新たな配布慣行に基づき、権利保持者に適切な報酬を与える新しい手段を検討すべきとも考えております。これにより、透明かつ公正なシステムの確立が可能となり、かかるシステムの下での義務は、消費者、権利保持者及び装置プロバイダー等の利害関係者にとって予測可能なものとなります。</p> <p>6. 自主規制の拡大</p> <p>著作権の行使に関する新たな規制構造の重要要素は、可能な限り、法的規制ではなく産業別の自主規制によって行うべきと考えられます。近時における米国でのこの種の例は、ユーザー生成コンテンツ(UGC)原則であり、これは主要なコンテンツ及びISP 利害関係者によって同意された法的拘束力のない原則であり、UGC 原則の遵守の誓約及び利益を促進し、また権利保持者の権利を保護するオンライン環境を育成することになります。ACCJ は日本政府に対し、可能な限り、産業別の自主規制を追求することを要請致します。</p>
7	(社)情報科学技術協会	<p>1. 重点編「I. 我が国の重点戦略分野の国際競争力を一層強化する 7 ページ」に関連する提案 (提案内容)「デジタル時代にふさわしい学術情報の円滑な流通とそれを阻害しない適正な権利処理の実現」 自然科学や科学技術のあらゆる分野で、激しい研究開発競争が進行している現在において、そのベースとなる研究成果情報(学術情報)への効率的なアクセスや利用は不可欠ですが、現時点では国内外の学術情報へのアクセスや利用においては、必ずしも合理的でスムーズなアクセス環境や権利処理環境が整っていません。この課題を是非重点目標の一つに位置づけることを要望致します。</p> <p>2. 本編「第1章知的財産の創造 1. 基礎研究分野の創造力を強化する(2)内外リソースの積極活用のための環境を整備する 26 ページ」に関連する提案 (提案内容)「学術情報リソースへのアクセス環境の整備」 本項目においても、内外への学術情報リソースへのアクセスの確保と利用に関しての効率的で合理的な権利処理は不可欠となります。是非、この課題を位置づけることを要望致します。</p> <p>3. 本編「第3章知的財産の活用 I. 知的財産を戦略的に活用する 1. オープン・イノベーションに対応した知的戦略を促進する(5)知的財産の円滑・公正な活用を促進する 67 ページ」に関連する提案 (提案内容)「著作権等管理事業法の見直しと使用料の適正化」 著作権等管理事業法が施行されてから6年以上を経過していますが、学術情報分野では非一任形の著作権処理を必要とする管理著作物が増える傾向にあります。また、一任形の権利処理使用料も高くなる傾向にあります。この傾向は、研究成果の相互利用を前提とする学術情報の円滑な流通を阻害する要因となっています。そこで、著作権等管理事業法の見直しと使用料の適正化を課題として位置づけることを要望致します。</p>



「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>4. 本編「第3章 知的財産の活用 II. 共通基盤技術の活用を促進する 2. コモンズの取組やオープンソースソフトウェアの活用を促進する (1)コモンズの取組を促進する 74 ページ」に関連する提案          (提案内容)「クリエイティブコモンズの活動を学術研究分野でも推進する」          学術研究分野でのクリエイティブコモンズは、最新の学術研究成果の利用を促進し、社会の進歩や発展に貢献するための環境を作り出します。政府としては、是非この思想を学術研究分野に押し広めるための施策を進めていただくことを要望致します。またこれと同時に、公的基金や税金などを使った研究成果を発表した論文は、国民に無料で自由に利用できる環境を整備していただくことを要望致します。</p> <p>5. 本編「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり I. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する 3. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を促進する(1)コンテンツの流通を拡大する法制度や契約ルールを整備する ②利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する 90 ページ」に関連する提案          (提案内容)「医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することを権利制限とする」          2008 年の推進計画においては、下記の提言がされていたにもかかわらず、本件はそのまま検討課題として残されたままとなっています。本件をあらためて課題とするとともに、すみやかな実施を要望いたします。「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。(文部科学省、厚生労働省)」91 ページから抜粋          以上</p>
8	知的財産人材育成推進協議会	<p>1. 基本的な視点          我が国では、2003年3月の知的財産戦略本部の設置以降、知的財産推進計画を策定し、世界最先端の知的財産立国を目指した取組が行われており、2009年度からは第3期を迎えることになる。この間、様々な制度改革と環境整備が進められてきたが、グローバルな知財競争力の強化の実現に向けては、制度等の充実化を図ると共に、整備された環境を十分に活用できる人材を育成していくことが必要である。          一方、現在の世界経済は、金融危機を発端とした百年に一度と形容される厳しい状況下にある。我が国も例外なく世界経済の低迷の影響を受け、雇用悪化や事業縮小等の問題が叫ばれる厳しい環境の渦中に置かれている。このような状況下においてこそ、イノベーションを促進することによって、市場の拡大と競争力の確保に努め、景気回復・雇用回復の起爆剤としていくことが急務である。イノベーションの促進には、知財マネジメント戦略、事業戦略、研究開発戦略の三者の相互関係に知見を持つ人材が求められており、かつ、各戦略を三位一体化して実践的に競争力ある事業を行える人材群の育成が必要である。</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

また、製品サイクルの短縮化に伴う技術開発のスピードの加速化や、技術の高度化・複雑化に伴う産業構造の水平分業化等を背景に、企業・研究機関等が自ら行う研究開発に加えて、外部技術を活用した研究開発の進展やビジネス連携による標準普及・市場拡大等をすすめるオープンイノベーションが広まりつつある。国内でのオープンイノベーションに関する議論が進むにつれて、我が国の企業が得意とする垂直統合型の技術開発に加えて、新たな視点から知財・事業・研究開発の戦略を見直し、企業の抱える課題と製品技術分野の特性から最適な戦略を見極めることのできる人材、多様な技術を融合して付加価値のある技術へと昇華し、事業化することのできる人材へのニーズが高まっている。

数年来の知的財産推進計画の国家的取組により、我が国全体の知的財産マインドが高まり、知的財産人材の充実が図られているが、今後も引き続き知的財産マインドを持つ人材の拡大に努めると共に、上述のように求められる人材像は複合化・高度化していることから、社会ニーズに対応する質の高い知的財産専門サービスを提供できる人材を充実させることが重要である。

知的財産人材育成推進協議会は2006年3月発足以来、民間等の知的財産人材育成を担う7団体の連携・協力のもと、知的財産人材育成に関する横断的事項について意見交換を行い、人材育成に関する取組の普及・宣伝を実施してきたが、上述のような認識のもと、今後の知的財産人材育成に関して政府の対応すべき取組や本協議会のメンバーも含む民間における自主的な取組として行うべき事項について、以下のとおり提言する。

## 2. 具体的な提言事項

### (1) 知的財産人材育成プログラムの実態把握と社会ニーズに対応する知的財産人材像の検討

企業、公的機関、大学等で実施されている知的財産人材育成プログラムの把握を進めると共に、組織内で活躍する知的財産専門弁護士や弁理士をはじめとした多様な知的財産人材像を抽出し、企業等の実業界が求める具体的な知的財産人材像を明らかにする。

### (2) キャリアパスを通じた知的財産人材育成モデルの提示

知的財産人材のキャリアパスの確立を促進するため、組織内のローテーションのみならず、組織の枠を越えたダイナミックな知的財産人材育成の多様なキャリアパスモデルを形成し、キャリアパスに応じた各研修機関独自の又は各研修機関間の連携による研修科目を設置することを検討する。また、優秀な人材の知的財産分野における活用を促進するため、以下のような取組も検討する。

① TLOにおける海外ライセンス契約等、新しい産学連携の局面に対応できる知的財産人材を育成していく。

② 知的財産科目について高度な研鑽を積むことが期待される知的財産専門職大学院等が、本協議会参加団体を含む実業界との交流を密にすることができ、これによって双方向の実践活動を通じた人材育成が図られるルートを創設する。

### (3) 中小企業の実態に即した知的財産人材育成の検討

中小企業における経営戦略に結びついた知的財産管理の実態調査や従業員の知的財産マインドに関する実態調査等を行うことにより、中小企業のタイプ毎に異なる多様なニーズに応じた人材育成を図っていく。

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

また、中小企業における知的財産人材の育成を推進するため、以下の取組を行う。

①知的財産を経営戦略に組み込む各中小企業に知的財産管理の技能を持つ人材を置くように政府は民間に推奨していく。

②政府は中小企業が従業員への知的財産教育を優先的に行うべく、知的財産教育を行う場合に特化した助成制度を設ける等の環境整備を行う。

③中小企業支援を行う多様な人材への知的財産教育を充実させる。

(4)知的財産の活用を通じ競争力強化を図ることのできる人材育成の強化

知的財産をその他のリソースと有効に結びつけて事業化を行う総合プロデュース機能を発揮する人材のコンセプトや求められる役割を整理して、付加価値のある技術を事業として成功させることのできる人材育成に向けた具体的取組を検討する。

(5)グローバルな視点から知的財産人材育成を推進するためのネットワーク形成の促進

国際学術交流や人材育成機関の国際的な協力体制へ参加する等により、アジア諸国や世界各国との人材育成に関する情報・意見交換を推進する。これにより、諸外国との人材育成に関する協力関係を強化すると共に、以下のような取組を行うことで、国際的な知的財産人材の育成を進める。

①国際学術交流における知的財産分野のキャパシティービルディングをテーマとする交流について政府は積極的にこれを支援し、学会及び産業界はこれに協力する。

②中国・韓国の人材育成機関との共同セミナー等の開催を検討するなど、日中韓をはじめとするアジア地域における連携の緊密化を図り、国際的な知的財産知識の普及・知的財産マインドの醸成に努める。

(6)知的財産人材育成推進のための協議会の発展

知的財産人材育成のより一層の推進を図るため、本協議会参加各機関の役割・主体性を尊重しつつ、知的財産人材育成の取組の普及・宣伝活動等の知的財産人材育成に関するイベント事業の継続的な実施を行う。また、以下の点を含めて本協議会参加各機関の更なる連携を促進していく。

①本協議会において、人材育成の観点から知的財産分野の魅力向上に向けた啓発・普及活動を行う政策部隊を立ち上げる検討をする。

②2008年に国家資格となった「知的財産管理技能士」に関して、検定試験機関と研修機関との連携強化を図る等により、その技能の維持・向上を目的としたフォローアップ研修の充実を図る。

(7)知財民度向上のための知的財産教育の普及

裾野人材である学生・生徒・児童に向けた知的財産教育を充実させるためには、教育ツールの充実を行うと共に、知的財産教育を行いやすくする環境整備を行うことが重要であり、以下のような視点を含めて、教育現場の実情に即した教育ツールの充実、知的財産教育者の充実を行う等、更なる教育支援を推進していく。

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>①大学等高等教育機関において知的財産に関する科目が少なくとも1科目は設置され、希望する学生に向けて知的財産教育が実施できるよう、政府は大学等高等教育機関に推奨する。</p> <p>②教員に向けて知的財産管理技能検定の受検を推奨するとともに、有資格者に評価が与えられる制度について検討する。</p> <p>③携帯型端末等を学習機材として活用すべく、小・中・高校生向けのコンテンツを開発する。</p> <p>④事業化を見据えたコンテストの実施など、知的財産の活用を含めた実践的な側面からの知的財産教育を充実させることで、知的財産への親近感を醸成する。</p> <p>⑤セミナー、eラーニング、コンテスト等の各種人材育成ツールを有効利用し、各種プログラムを複合的に活用した知的財産教育を推進する。</p> <p>(8) 知的財産人材への特許庁の実務に関する知見・ノウハウの開放の推進とインセンティブ付与 特許庁の審査処理促進及び民間における高度な知的財産人材育成のために工業所有権情報・研修館を通じて特許庁の持つ審査、審判、事務処理ノウハウをより一層、民間へ提供する研修等を充実させる。また、サーチャー競技大会を拡充するなどして、知的財産人材へインセンティブを付与する仕組みの拡大を図る。</p>
9	著作権教育フォーラム	<p>第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり における、「I. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する」「4. 世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境を整備する」のうち (3)一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する ①ユーザーの自由な創作・発表の場の提供を促進する ②ネット上での意思表示システムを構築する 及び ③青少年の創作活動を支援する についての提言</p> <p>一般市民の創作活動の発表の場は、インターネット上に幾つも出現している。その殆どは主に若年層によって支えられ、特別な技術やハードウェア、ソフトウェアを必要としていない。その創作は非常に個性的であり、評価については、ロコミや、個人のブログなどでの評判などインターネット特有の基準と方法が確立しつつある。一方、評価の高い作品であっても、創作物の中には他人の著作物の(無断)改変や、楽曲などの無断使用等、権利侵害の上に創造されているものも存在している。このような現状において、「コンテンツをいかした文化創造国家」を確立するためには、必要な点について、提言する。</p> <p>「①ユーザーの自由な創作・発表の場の提供を促進する」について コンテンツを公表する場を提供するサービス事業者との楽曲使用に関する包括的な契約については、一定の成果をあげている。この包括契約のお陰で、背景音楽の利用についてはほぼ適法に利用することを可能とし、個人の創作支援には大きく貢献したと言える。しかしながら、「包括契約」とは何か、何故、このサービス事業者への投稿であれば楽曲は自由に使えるのか、という著作権法の基本概念についての、きちんとした情報提供はなされていない。従って、例えば「楽曲は三小節以内なら無断で利用できる」という誤認と同様に、「インターネットの投稿については楽曲利用は自由」という間違った認識を導く可能性がある事を、指摘する。どちらも契約による取決めの上に成り立っているということを、楽曲利用者である創作者に対して、きちんと啓蒙すべきであり、そのような活動を並行して行うことを、視野に入れるべきである。このことは、「第5章 人材育成と国民</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

意識の向上」に大きく関わる。創作活動と著作権法は不可分な関係であり、創作・表現活動を行う場を提供する際には、他者の著作物を利用する、従前の創作物を模倣するといった、創作活動の根本的な知識の提供と、教育が必要であることを、指摘する。

「②ネット上での意思表示システムを構築する」について クリエータを育てるためには、効率的な権利処理システムや、事業者、権利者団体の包括契約の整備も大切であるが、知財に関する基礎的な知識の提供と、契約についての考え方を習得させることを検討すべきであるとする。契約とは何かということを理解させれば、自由利用マークやクリエイティブコモンズといった概念であっても、自信の意思表示の一つとして自在に利用することが出来ると考える。その上で、創作者自身が契約という概念において、自由利用を越えた利用、商業利用について、意思表示をすることができれば、システムとしての課金処理や権利処理スキームの構築は、最重要課題ではなくなるのではないだろうか。どれほど良いシステムを構築しようとも、システムの存在価値を理解し、利用しようという人がいなければ、それは何の意味も持たなくなってしまう。スキームやシステムは、利用者となる創作者を啓蒙し、育成していくことを包含して考える必要があると考える。

「③青少年の創作活動を支援する」について 以上の点から、最も必要な活動として、創作活動の支援について、改めて創造と著作権という点からの啓蒙活動の推進を提言したい。最初に、ものを創造するとはどういう事か、何のために創造活動を行うのか、ということ、技術的な側面だけでなく、自分の意見を他者に伝達するということの意義から、きちんと教育すべきであるとする。そのためには、創作活動の支援、創作物の公表の場の提供だけではなく、広く一般市民に向けての創作型ワークショップの展開と共に、知的財産、特に著作権に対する、具体的且つ実践的な情報提供が必要になると考える。「創造する」という視点からの、啓蒙活動を一層推進すべきであろう。インフラや商業ベースの環境整備を検討する前に、次世代のクリエイターへの正しい知識の提供が、最重要課題であると指摘する。創作活動を通じ、自分の意見を表現する中で、それが他者への敬意にもつ、さらに社会全般の法ルールの基礎的理解にも繋がると思われる。

第5章 人材の育成と国民意識の向上－知的財産人材育成総合戦略を執行する－ における、「4. 国民の知的財産意識を向上させる」のうち、(1)学校における知的財産教育を推進する についての提言

学校教育現場における、指導事項、業務は日々増加し、教員は指導のための研修に行くことも負担になっていることが多い。技術の進歩や価値観の変化から、教員がかつて学生として指導を受けたときは、種々な点が異なってきている。このことは、消費者生活教育、知的財産教育にも当てはまる。恐らく、法学部の学生であった教員であっても、知的財産権について知識を持つ者は、少ないだろう。にもかかわらず、その必要性は、明確化している。そこで、まず知財教育現場の現状の調査に引き続き、教員の負担等の調査を行い、学校現場の教員に新たな指導科目を要請することが現実的かについて、詳細な検討が必要であるとする。さらに現状をふまえ、学習指導要領の見直し、各学校段階に応じた知財教育の推進に当たっては、外部講師の活用を提言する。基礎的な知的財産についての知識の提供や、実務的な部分については、弁護士、弁理士、権利者団体や企業法務担当者などの専門家を招聘し、教師も共に学ぶという機

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>会を創出すべきであろう。但し、実務家はそれぞれの立場からの発言となり、著作権法の厳格解釈を求めて、第30条、第35条等を不必要に厳しく解説する恐れがある。実際、第38条1項については権利者団体自身が、「市販ビデオグラムを上映に供することは違法である」ととれる発言を行っているように、利用者を誤認せしめる行為を行っている。専門家と連携する教育の推進に当たっては、利用者の権利を損なうような発言に、常に注意し、基礎的な情報提供にぶれのないよう留意しなければならないと考える。学校における知的財産教育は、教育を受ける児童生徒だけではなく、児童生徒を教育する立場にある教員をも包含できるカリキュラムの策定が必要である。また、児童生徒の成長の場である、家庭に対しても正確な情報提供を行う必要性を述べたい。教育は一朝一夕にその成果を測ることは出来ない。今学校で教育を受けている児童生徒が、成長し社会を担う人材となるときに、彼らの受けた教育の成果が現れる。そして、その時国民全体の知識の向上が実感されるのだろう。技術も社会もめまぐるしく発展しているが、基礎的な学力、知識量は普遍的である。そのことに留意しつつ、学校において正しい知識の提供が出来るように、外部人材の積極的な活用と、知的財産権を支える基本精神について、児童生徒が理解できるような内容の教育の検討を提言したい。</p>
10	(社)電子情報技術産業協会	<p>V. 意見 &lt;コンテンツをいかした文化創造国家づくり&gt;</p> <p>1. 通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへ対応する法体系の検討について</p> <p>現在行われている通信・放送の法体系の見直しについては、コンテンツの生産・流通・消費を最大化する方向を目指し、事業者の自由な事業展開が可能となることを期待する。具体的には、デジタル・ネットに対する規律はリアル社会に対して中立的かつ必要最小限に緩和し、かつ、事業法の規律として推進されることが必要である。</p> <p>2. インターネット・サービス・プロバイダによる違法コンテンツ配信対策について</p> <p>権利侵害対策の実効性を確保すべきとの社会的要請から、動画投稿サイト等特定のインターネット・サービス・プロバイダ(ISP)に対し技術的侵害防止措置の導入を義務づけるならば、義務づけることの適否やその具体的措置のあり方について、政府支援の下、権利者団体とISP事業者団体との協議を進めることが必要である。また、違法コンテンツ発信者情報開示のための請求手続の最適化やアカウント停止といった措置による対応を図るならば、そのような対応を図ることの適否や、ISP側の法的安定性を確保するために対象範囲や要件を明確にすることについて、関係者間で十分議論することが必要である。</p> <p>3. 青少年を有害情報から守るための取組の奨励・支援について</p> <p>インターネット接続機器製造事業者及びインターネット接続サービス提供事業者によるフィルタリング利用についての措置義務が定められたが、事業者が具体的に採るべき措置を指針化し速やかに発行・見直しする等、政府による実効性確保の取り組みが必要である。更に、有害なコンテンツから青少年を守る目的を達するため、業界の自主的な取組や幅広い関係者間の連携を一層推進するよう政府が支援に努めることを期待する。</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

4. 私的録音録画補償金制度の廃止に向けた検討について

計画 2008「私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る」では「2007 年度における検討の成果を踏まえ、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案しつつ見直しを進め、私的録音録画補償金制度の見直しについて 2008 年度中に結論を得る。」とされているが、計画 2007 で掲げられたように「廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討」が必要である。とりわけ、著作権保護技術と補償の可否の関係については明確にすべきである。また、その際には、権利保護に傾斜した現行法につき保護と利用のバランスを確保することが重要と考える。

5. 技術的な制限手段の回避に係る法的規制について

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について(報告)」において、技術的な制限手段の回避につき、「現行制度の実効性の検証を行い、コンテンツの経済的価値を損なうような行為については、国民の適切な情報アクセスの機会の確保や国際的な動向にも留意しつつ、規制の在り方を見直し、違法ソフトの一般ユーザーへの蔓延を防止するための何らかの措置を講ずることが必要である」とされている。しかしながら、この報告において、規制強化検討の理由とされている、所謂「マジコン」について、同装置が不正競争防止法によって規制されるとの司法判断が示された。現行法制度に回避装置を抑止する実効性を認めることができるのであるから、規制強化の必要性はないと考えられる。今後のサービスの進展に伴って新たな法的措置が必要となるかについては、現行法制度の実効性を前提とし、より慎重な態度での検討が望まれる。なお、この検討事項は、推進計画 2006 で検討事項として掲げられたことを受け、文化審議会著作権分科会において検討が行われ、その結果、現行法の見直しは不要であるとの結論に至った経緯がある。その結論を受けて推進計画 2007 及び 2008 では掲載されていない。わずか 2 年の間に、再び検討を行うほどの事情の変化があったとは考えられない。

6. 権利者の利益と公共の利益バランスのための権利制限について

イノベーションを促進するために、保護と利用のバランスに鑑み、以下の利用を可能とするための権利制限規定が必要である。日本の競争力強化のためにも、積極的な検討がなされるべきと考える。

- (1) 新たな技術・機器の研究開発過程において技術・機器の評価・検証に用いるための複製、上映などの利用
- (2) プログラムの研究、性能の検証を目的として行う当該プログラムの必要な限度の複製・翻案
- (3) 店頭での機器のデモ等を目的とする上映・公への伝達

また、上記のように利用を個別的・限定的に規定する方式に加え、上記以外の利用も含め、今後の技術の進歩、コンテンツ利用環境の急速な変化に柔軟に対応出来るよう、下記 (4),(5)のような包括的・一般的な権利制限規定の導入もあわせて検討すべき。

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>(4)著作物としての享受を目的としない利用(例えば、上記の 1 などが典型的であるが、技術や市場の変化に応じた対応を可能とするため、1に限定しない条項の必要性は高い。)</p> <p>(5)著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不当に害しない行為一般</p> <p>以上</p>
11	東京商工会議所	<p>わが国経済が直面している経済危機は、経営体力の弱い中小企業に大きな打撃を与えており、わが国経済を支える中小・小規模企業は存亡の危機にあると言っても過言ではない。このような状況を打開するためには、景気回復のためにあらゆる政策を総動員して対応することが喫緊の最優先課題であることは言うまでもないが、同時に、わが国が将来目指すべき「中期的な成長シナリオ」を明確に提示し、わが国経済を新たな成長に導くことが重要である。その意味において、日本経済の発展の基礎を支えるイノベーションの源泉となる企業の技術を知的財産として推進する知的財産推進計画は、現下の経済情勢において大変重要な意味を持つものである。</p> <p>今回の知的財産推進計画2008の見直しにあたっては、中小企業の知財経営推進の観点から下記のとおり要望するものであり、実現をお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 個が光るイノベーションのための知財戦略の推進について</p> <p>東京には、優れたものづくりや先端技術、独自のビジネスモデル、コンテンツなどの多様な産業集積や大学や研究機関の多くが集まり、特許の出願件数も全国の約半数を占めるなど、知的財産に関する強みを有しており、今後も産業、技術、知識の集積を活用することによりイノベーションを生み出していくことが求められている。東京商工会議所では、日本経済をけん引する新たな成長の創出や東京という地域の特性などに鑑み、中堅・中小企業の知的財産経営の推進を中長期ビジョンの重要課題の1つに位置づけ、アクションプランを決定したところであり、中堅・中小企業に対する普及・啓発を推進するとともに、知財経営に取り組む企業やコンテンツ産業等の振興を支援していく所存である。政府・知的財産戦略本部におかれては、次の施策を講じられたい。</p> <p>①生み出した知的財産をビジネスとリンクさせ利益に繋げるシステム作りを推進すること。</p> <p>②特に中小企業で知財を活用してビジネスとして成功した事例集を作成し、PR すること。</p> <p>2. 中小企業の知的財産の保護の徹底について</p> <p>海外における模倣品被害や大企業による知的財産の侵害の問題は、企業の自助努力には限界 があり、せっかく権利化した知的財産の防御に要するコスト負担に苦勞する中小企業が増加す るなど、政府による支援を求める中小企業は多い。政府におかれては、以下の点について、対策を講じられたい。</p> <p>① 海外における侵害の是正について、日本政府による相手国への働きかけを強化すること。</p> <p>② ジェトロによる侵害発生国・地域への監視および中小企業からの相談体制の拡充を図ること。</p>



「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

- ③ 模倣品海賊版防止条約の早期締結を図ること。
- ④ 海外出願費用を助成すること。
- ⑤ 国内における中小・ベンチャー企業の知的財産権侵害対策の強化について、知財権に関連する業界別指針や下請法の規制内容の徹底を図ること。
- ⑥ 国内での裁判において、判決に至るまでの時間がかかり、その間に被害を受けた側が市場で受ける経済的損失や裁判のための手続負担の増大など、結果的に「侵害し得」といわれるようなケースが出ているため、裁判においても中小企業の権利者に配慮すること。

3. 中小企業のノウハウ・アイデア等の営業秘密の管理・保護の徹底について

中小企業には、知的財産として権利化されていないが、事業活動を支える技術上のノウハウ・アイデアが多数存在する。政府におかれては、次の施策を講じること。

- ① 技術流出リスクへの対応として営業秘密の保護に関する検討が行い、不正競争防止法の一部を改正する法案を早急に国会に提出すること。
- ② 中小企業自らもノウハウ・アイデア等の営業秘密の管理対策の重要性を認識し対策を講じることが重要であるため、政府におかれては、そのための指導および普及啓発を徹底すること。

4. 中小企業支援制度の拡充と利用の拡大について

知的財産に関する中小企業支援策は多岐にわたり、さまざまな有益な制度や事業が設けられているが、いまだに多くの中小企業がこれらの制度や支援策を十分に活用できていない。また、知的財産に関心を持ちながらも、各種制度への対応に苦勞している中小企業は多く、特許等の審査に係る時間の短縮や各種制度の簡素化などを望む企業も多いことから、以下の点に関する支援をお願いしたい。

- ① 多くの中小企業は、特許出願のほかに、審査請求が必要だとか、早期審査請求制度があることを知らないため、PRには限界がある。このため、中小企業からの特許出願は、他の意思表示がなされない限り、特許出願と審査請求と早期審査請求の3つが同時になされたものとみなす制度を作ること。(最低限、1通の書類で3つの申請が同時に出来るようにすること。)
- ② 特許等の知的財産に関する審査時間の短縮。
- ③ 特許や商標の査定時期の見通しについて問い合わせに答える仕組みを作ること。
- ④ 特許や商標の査定基準を明確に定め、公表すること。
- ⑤ 費用減免制度をアメリカのように一律50%にするなど、要件を簡素化し、必要書類を簡素化すること。
- ⑥ 弁理士など専門家への相談に係る費用助成の拡充と提出書類数の削減。
- ⑦ 専門家に頼らずに基本的な権利化手続きが行えるマニュアル等の整備。

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>⑧各種支援制度や利用方法の周知などに関する普及啓発とPRの徹底</p> <p>⑨出願の電子化の流れは理解できるが、当分の間、中小企業者のために書面出願の道も残すこと。</p> <p>5. コンテンツ産業の振興支援について</p> <p>東京には、中小製造業を中心とする高い技術力やノウハウに加えて、海外からも評価を受け、将来の成長産業として期待されているマンガ、アニメを始めとするコンテンツ産業の集積があり、知財推進計画にもあるとおり、これらの集積を東京の地場産業・地域ブランドとして確立し、積極的にPR等を推進することが大変重要である。東商葛飾支部では、葛飾区の町工場の技術力を生かして製造される製品・部品を葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定品として、紹介・PRする地域ブランド発信事業を行っているが、コンテンツ産業においても国および東京都、区が有機的に連携し、振興を図ることが重要であることから、以下に関する項目について支援をお願いしたい。</p> <p>①コンテンツの国際展開と輸出強化支援、および模倣品・海賊版対策の強化</p> <p>②コンテンツと日本伝統の工芸品、技術力の高い製品の組み合わせによる日本ブランドの発信</p> <p>③コンテンツ産業を支える人材の教育と育成支援の強化</p> <p>④劇場内で無断撮影された映像の違法流通の取締り強化</p> <p>以上</p>
12	東京大学大学院情報学環七丈直弘研究室	<p>I. 総論</p> <p>知的財産戦略において、コンテンツが大きく取り上げられ、それを我が国が持つ強みとして認識されている点については大きく評価したい。また、コンテンツが持つ複合的な構造の根幹にあたるマルチユースという仕組みについても、注意が払われている点は、今後コンテンツが成長してゆく上で重要なポイントであるだけに、その事実を評価し、今後の取り組みの強化に期待したい。</p> <p>II. 「基本的な考え方」に関して</p> <p>総じて正しい状況認識だと思うが、項目5で展開されている議論には若干違和感を感じる。まず、「デジタルネットワーク環境の利点をいかしたビジネスモデルの構築」については、(項目5で議論されているように)我が国だけが(たとえば、米国と比して)遅れを取っている訳ではなく、現在の状況は公平に考えても、「どの国でも、収益化(ビジネスモデルの確立)の一步前の段階」であるとはいえないだろう。PCインターネットとは対照的に、モバイル(携帯電話等)の分野では、既にさまざまなサービスが提供されており、その量と質は他国を凌駕することはよく知られている。これは、特定の文脈では「ガラパゴス化」として呼ばれるような、「適度な競争環境と、それを保持しうるマーケット規模の存在による特殊な技術軌道」に起因する。しかし、その市場の特殊性から、グローバル化は進んでいないのが現状であろう。同時に、このようなサービスに日々接することでユーザーのリテラシーは極めて高い水準にまで育成されている。この良質なユーザー基盤を、我が国のコンテンツ領域における技術革新を加速するための起爆剤として活用できないだろうか。このような事例を考慮</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>すると、(主としてモバイル分野において顕著であるように)市場規模が適切であるが故に加速的に実現された高度なサービスインフラによって、国内市場は多様なサービスの「良好なテストベッドとして機能している」、とすることができる。しかし、国内市場を越えて、グローバル市場で海外勢と太刀打ちできるようなサービスには昇華できていない、という状況が見えてくる。 国際展開を阻む要因はいくつもあるだろうが、ここでは視点を変え、日本市場が持つ、多様性・面白さを追及しつくすことにより、海外勢が誘因されるような魅力的な市場を作ること努力をおとを提案したい。「日本＝最先端サービスの実験場」とし、日本発(もう、必ずしも日本企業が開発したものとは限らない)の技術が世界を席巻する』ような状況にするのである。 最近、ノキアが日本の携帯電話市場から撤退してしまったが、どちらかという、ノキアのような世界企業には、日本市場における開発競争に参入してもらい、日本市場を経験し、努力の結果市場シェアも獲得してもらうことで、競争環境が強化される方が、市場の水準やユーザー体験の向上という側面では、高影響が与えられるのではないだろうか。いわゆる「ガラパゴス」ケータイも、良い部分を世界に対して展開していってもらえば良い。このようにして形成されるだろう「高い技術水準の市場」や「高い要求水準を持つユーザーの集合」は、広範な他の領域に対しても波及効果(スピルオーバー効果)を及ぼすことが予想される。</p> <p>※ なお、米国のコンテンツ産業における海外売上高比率が18%であり、日本が2%であるのは、その差16%が模倣品・海賊版による逸失利益なのでは必ずしもない。項目5の文面からは、差分の16%を「転換する」という表現がみられ、あたかも「(模倣品・海賊版が流通する)市場が、すでに存在する」かのようにも読み取れるが、そうでなく、「これから市場を開拓していくべき」ということを明記すべきであろう。 上記の議論は、項目6で主張されている「知財フロンティア」の一角である「最先端の市場」について敷衍している。「最先端の市場」には暗にユーザーも含まれているわけだが、上記の議論と、昨今のユーザー主導型イノベーションの事例(ソーシャルメディアの殆どはユーザーが趣味で作成したサイトが原型になっている。また Consumer Generated Media, User Generated Contents の爆発的普及もユーザー主導の最たる例である)を踏まえ、「最先端のユーザー」も明示的に「知財フロンティア」に含めるべきではないだろうか。</p>
13	(社)日本印刷産業連合会	<p>1. 著作権の包括的な権利制限規定の導入について</p> <p><input type="checkbox"/>意見要旨</p> <p>デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会(知的財産戦略本部)における検討結果を踏まえた上で、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会等においても、著作物の公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入のための具体的な制度設計に関する検討を早急に進めるなどの働きかけを行っていただきたい。</p> <p><input type="checkbox"/>趣旨説明</p> <p>印刷会社においては、顧客からの受注に基づき、チラシやカタログ等の紙媒体のみならずウェブサイト等のデジタル媒体も含んだ各種媒体について、企画段階から制作する業務も多く、実際にそれらの媒体に利用する写真等において第三者の著作物の写り込みが問題となる場面が起きている(例:東京高判平成14年2月18日&lt;書と照明器具カタログ事件&gt;)。 写真等の背景に写り込んだ著作物につ</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

いては、その権利処理に実務上の困難が伴う場合も多く、コンテンツの円滑な流通促進を推進する上でも、権利者の利益を不当に害しないと認められる利用に関しては、著作物の公正な利用(フェアユース)として許容し得るような権利制限の一般規定の早急な導入を要請する。

□「知的財産推進計画2008」該当部分

86ページ1. (3)「デジタル・ネット時代に対応した知財制度を整備する」には、「包括的な権利制限規定の導入も含めて新たな技術進歩や利用形態等に柔軟に対応し得る地財政殿在り方(中略)について早急に検討を行い、2008年度中に結論を得る」とされている。

2. コンテンツ版バイ・ドール法の地方公共団体への適用について

□意見要旨

地方公共団体が発注する印刷物の製作・印刷を請け負う場合、往々にして、印刷物に含まれるコンテンツに関する一切の権利を発注者側に引き渡すという条件が課される。この、いわゆる「権利の吸い上げ」の問題を改善し、さらには地方におけるコンテンツ創造を促進するための政策検討を進めてほしい。例えば、地方公共団体が発注したコンテンツ等に対しても、コンテンツ促進法第25条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール法」に類する制度を適用させるなどの施策推進をご検討いただきたい。

□趣旨説明

地方公共団体が発注する印刷物の製作・販売を請け負う場合、入札条件書や契約書に「この印刷物に関する一切の権利は県に帰属する」等の文言が含まれていることが多い。そして、印刷会社は、上記のようないわゆる「権利の吸い上げ」条件を含んだ契約内容を受け入れなければ受注することができないため、条件を変更することは実質的に不可能である。結果として、印刷物に含まれる様々な知的財産権の一切が発注者に帰属することになる。印刷物に含まれるコンテンツには、発注者が提供したもの以外にも、印刷会社が第三者に作成を依頼し、権利許諾を得て使用しているものや、印刷会社自らが作成したものも含まれている。権利許諾を得て使用しているものは、そもそも印刷会社が権利を保有しないため、これらが発注者に引渡す条件は、印刷会社が責任を持てる限界を超えるものといわざるを得ない。また、印刷会社自らが作成したものの権利は、原則として印刷会社に帰属するべきであり、発注者側が無条件に一切の権利を吸い上げることは、印刷会社の権利を損なうのみならず、コンテンツ創造の意欲を減退させ、将来のコンテンツビジネス発展を阻害することにもつながりかねない。「コンテンツ版バイ・ドール制度」は、国が発注したコンテンツに対して適用される制度であるが、上記のような問題の解決策の一例として、2009年度以降は、地方公共団体が発注したコンテンツに対しても、同様の制度が適用されるような政策推進の方向性もご検討いただきたい。当連合会では、「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見募集に対して、本意見と同趣旨の意見を提出しているが、印刷業界におけるこの問題の重要性を鑑み、今回の意見募集にあたって改めて意見を申し述べる次第である。

□「知的財産推進計画2008」該当部分

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>99ページ5.「コンテンツ促進法を的確に運用する」には、「(コンテンツ促進法)第25条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール制度」の関係府省における取組状況の定期的な調査等を通じ、同制度の積極的な利用を促進する」とされている。</p> <p>3. 著作物のライセンスの保護等のあり方について</p> <p><input type="checkbox"/>意見要旨</p> <p>文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の「平成19年度・中間まとめ」の検討結果を踏まえて、著作物のライセンス契約の登録制度についての具体的な検討について、特にプログラム著作物については早急に進められるよう、施策推進を求める。</p> <p><input type="checkbox"/>趣旨説明</p> <p>印刷会社においては、顧客に対するITを活用した各種ソリューション・サービス業務も増加しており、当該サービスのためのシステムの構築にあたっては、第三者のソフトウェアをライセンス契約に基づき許諾を受けて利用することも少なくない。このような場合のソフトウェアの権利者はベンチャー企業も多く、破産や買収等によるライセンス契約の解約のリスクが相対的に高いため、印刷会社における安定的なITビジネスの継続のためにも、ソフトウェアの権利者の破産や買収等の事態に、ライセンス契約のライセンシーが破産管財人や第三者に対抗できるためのソフトウェア(プログラム著作物)のライセンス契約の登録制度等のライセンシーの保護のための制度の早急な導入を要請する。</p> <p><input type="checkbox"/>「知的財産推進計画2008」該当部分</p> <p>90ページ3. (1)②「利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」では、「著作物のライセンシーの保護等の在り方(中略)について、2007年度の検討成果を踏まえてさらに検討を進め、2008年度中に結論を得る。」とされている。</p> <p>以上、印刷会社を取り巻く現状及び知的財産権に関する問題点をご理解の上、2009年度には、これらを解消するような施策を進めていただけるよう、お願いいたします。</p>
14	(社)日本映像ソフト協会	<p>「知的財産推進計画2008」(以下「本計画」といいます。)の見直しに関し、以下のとおり要望いたします。</p> <p>1. 著作権の保護に配慮した技術革新の促進について</p> <p>「本計画」1頁では、「知財制度は技術革新を促進すべきものであり、万が一にもこれを阻害するものであってはならない。」としています。しかし、知的財産基本法3条は「技術革新の進展に対応した知的財産の国内及び国外における迅速かつ適正な保護」を図るべき旨を定めるとともに「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、(中略)国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。」と定めており、技術革新を知的財産保護に優先するものとはしていません。技術革新により著作物の利用の利便性が高まることは結構なことですが、それに伴い惹き起こされる著作権侵害のおそれがあるならば、それを防止する措置も併せて用いられるべきです。また、技術は目的達成の手段ですから、その目的を問うことなく「万が一にも阻害するものであってはならない。」とするのは、技術革新を過剰に保護する結果になりかねません。知的財産保護とのバランスの</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

とれた技術革新を促進するよう本計画を見直すよう要望いたします。

2. 米国やEUとの著作権法制度等のビジネス格差拡大の懸念について

「本計画」2頁で「米国ではフェアユース規定の運用に加えデジタルミレニアム著作権法の制定、EUでは域内市場におけるデジタル・ネットワークに対応する統一した制度や契約ルールの調和に向けた取組が進むなど政府が積極的に技術と市場の発展に対応しようと努力を続けており、ビジネス環境の格差拡大が懸念される場所である。」としています。 ビジネス環境はフェアユース規定のみで形成されているわけではありませんから、ビジネス環境の比較は、著作権保護のための諸制度も含め総合的にみる必要があります。米国では、著作権制限も上映権制限の個別規定は対面授業における上映のみであり、我が国のような広範な上映権制限は定められていませんし、法定損害賠償制度や懲罰的損害賠償制度等の著作権者保護制度もあります。また、デジタルミレニアム著作権法では、ネット上での著作権侵害による被害拡大を防止するために、削除要求があったコンテンツは直ちに削除すべきこととされています。さらにわが国著作権法では、著作権保護技術のうち、暗号化技術を無効化して複製する行為は、複製防止目的技術であっても許容されると解されているという相違もあります。 著作権保護の制度をみることなく、フェアユース規定のみ導入するのでは、コンテンツビジネス環境の格差がさらに拡大してしまいますので、外国の制度導入の検討には慎重な検討を要望いたします。

3. デジタル・ネット時代に対応した知財制度の整備について

「本計画」86 頁では、「包括的な権利制限規定導入」を検討する旨記されております。また、昨年秋にはデジタル・ネット時代の知財制度専門調査会が権利制限の一般規定導入すべきとの報告(「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方」)を行いました。 この報告12 頁では「情報通信技術を活用した新しい産業の創出という観点からは」、「新規分野への技術開発や事業活動に萎縮効果を及ぼしている」、「創造的な事業への挑戦を促進すべき」等の、産業振興の視点から日本版フェアユース規定の導入を提言しているように思われます。 著作権法の目的は「産業振興」ではなく「文化の発展に寄与する」(1条)ことにありますから、権利制限の一般条項の追加の検討は、産業振興の視点からではなく文化振興の視点に基づいてその必要性があるかどうか充分検討されることを要望いたします。 また、権利制限規定はスリーステップテストの要件の充足が不可欠ですので、日本版フェアユース規定についても条約適合性についても充分吟味することを要望いたします。 導入の可否を慎重に検討した結果、権利制限の一般条項を追加することになった場合には、権利者の損失を未然に防ぐためフェアユース規定により権利制限の対象となる具体的行為に関するガイドラインの策定等の措置を講じること、条約適合性を担保するためスリーステップテストに適合することが権利制限の条件であることを権利制限の一般条項に明記すること、権利侵害による権利者の救済を容易にするような法制度(法定損害賠償制度等)を導入すること等も併せて検討することも要望いたします。 前述したように、現行法の個別制限規定には、条約上のスリーステップテストの基準や米国のフェアユースの基準に照らしても妥当性を欠く規定があります(著作権法 30 条や 38 条1項等)。フェアユース規定のみを導入しても、米国や EU との「ビジネス環境の格

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

差拡大」(「知的財産推進計画 2008」2頁)を招くだけです、30 条や 38 条1項も米国や EU と格差のない規定に改めるよう要望いたします。

4. デジタル・ネット環境を利用した新規ビジネスによる著作権侵害の防止

「本計画」87 頁では海外の動画投稿サイトに関し「我が国のコンテンツビジネスを阻害するような違法コンテンツを円滑に排除し、コンテンツの流通を促進するよう、2008 年度において、日本のコンテンツ事業者が用意に排除を要求できる枠組みや技術的手段の導入などについて、官民を挙げて対象国に要請するなどし、その結果を取りまとめる。」としています。ところが、国内の動画投稿サイトについては、「サービス事業者が萎縮しないよう、著作権の間接侵害について検討を行い、2008 年度中に結論を得る。」(84 頁)としています。外国に対して我が国のコンテンツビジネスを阻害するような違法コンテンツの除去を要求するのですから、国内動画投稿サイトの違法コンテンツも同様に除去する必要があります。また、国内の動画投稿サイトに無許諾アップロードがなされている放送番組や劇場用映画は、オープニングやエンディング等で著作権者が表示されていますし、出演者等によっても商業用コンテンツであることの判別は容易ですから、それが著作権者によってアップロードされたものか無権利者によってアップロードされたかは、観れば分かるものです。動画投稿サービス事業者は、アップロードされる著作物を目視確認することにより著作権侵害を未然に防止できますし、現にそのようにしているサービス事業者も存在します。ですから、動画投稿サービス事業者はその運営するサイトにおける著作権侵害を防止すべきで、動画投稿サイトのサービス事業者の「萎縮」に気遣いを表明すべき理由はありません。サービス事業者の「自主的な取組を促進する」に留まることなく、官民挙げてサービス事業者に違法コンテンツを除去させる施策を要望いたします。

5. 違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲の見直し

「本計画」90 頁では「違法に複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲の見直し」が掲げられており、違法複製物からのデジタル録音録画については、現在著作権法改正案が公表されているところです。「知的財産推進計画 2007」65 頁では、模倣品・海賊版は「社会悪」とされていたように、違法複製物からの複製は「社会悪」の存在を前提とする複製行為ですから、著作権法 30 条1項柱書がわざわざ適法とするならば、著作権法が「社会悪」の存在を肯定的に評価することになりかねません。上記改正案は海賊版からの複製をあえて適法とする趣旨ではないと思いますが、違法複製物からの複製が適法とはいえないことを明示するよう要望いたします。

6. CJマーク事業の支援と継続について

「本計画」91 頁に「コンテンツ海外流通促進機構への支援」が掲げられています。日本のコンテンツの著作権者等は、2005 年 3 月、コンテンツ海外流通促進機構にCJマーク委員会を設置し、同委員会が中心となり、中国、香港、台湾において、日本コンテンツの侵害(海賊版など)に対し、CJマークも活用して、具体的な権利行使を実施(CJマーク事業)し、上記地域等において成果を挙げています。し

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

かしながら、日本コンテンツの海賊版を一掃するには未だ途半ばであり、CJマーク事業を継続し体制を強化し、アジア地域における海賊版対策を一層と推進していく必要があります。そのため、日本政府からの支援継続を要望いたします。

7. 私的録音録画補償金制度の見直し

本計画91頁では「私的録音録画補償金制度の見直しについて2008年度中に結論を得る」とされていましたが、残念ながら、私的録音録画補償金制度に関する文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会の審議は不調に終わったようです。私的録音録画補償金制度は、私的録音録画に通常供される機器及び記録媒体に広く薄く課金する趣旨で制度が導入されたのですから、その立法趣旨に沿ってブルーレイ機器及び記録媒体を特定機器及び記録媒体に政令指定するのは現行法上当然のことです。また、総務省情報通信審議会第4次中間答申は、コピーワンスの見直しとともに「クリエイターが適正な対価を得られる環境を実現すること」を掲げていました。昨年7月にコピーワンスの緩和が為されてから1年近く経過しているにもかかわらず、対価還元が行われぬばかりか、その具体的方策の提示すら為されていない状況は甚だ遺憾です。私的録音録画に関する権利制限の代償措置の速やかな実現を要望いたします。

8. 複製制御目的の暗号化技術を技術的保護手段と位置づけること

「本計画」91頁は「技術革新のメリットを享受できるプロテクションシステムの採用を促す」としています。確かに、著作権保護技術に関する技術革新の結果、DVDビデオをはじめデジタル放送やブルーレイには複製制御の著作権保護技術が用いられるようになりました。ただ、現在DVDビデオ、ブルーレイやデジタル放送に用いられている著作権保護技術には、いずれも複製制御目的の暗号化技術が用いられています。技術革新は著作物利用の利便性を高めるだけでなく、著作権保護のためにも行われるものですから、著作権保護のための技術革新も阻害することなく進展させる必要があります。また、コンピュータでの複製を防止又は抑止するためには、これからも暗号化技術を活用していく必要があります。ところが、平成18年1月の「文化審議会著作権分科会報告書」75頁によれば、暗号化技術は、それが複製制御目的のものであっても、「アクセスコントロールのみの技術」であって著作権法上の技術的保護手段ではないとされていますので、著作権著作権法30条1項2号は著作権保護のための技術革新を阻害する要因になりかねません。映画等のコンテンツの無断アップロードやP2Pファイル交換は、DVDビデオ等のパッケージをソースとする場合、リッピングツールと呼ばれる暗号を解除して複製するソフトウェアを用いて複製されます。暗号化技術を視聴制限技術として著作権法がリッピングを許容してしまうならば、無断アップロードや無許諾ファイル交換を防止する実効ある対策を採ることは非常に困難です。著作権法が暗号を無効化して複製するリッピングを明確に禁止することが、このような著作権侵害行為を防止又は抑止する最も有効な方法です。複製制御目的の暗号化技術の進展を阻害することの無いよう、著作権法上の技術的保護手段である旨明記することを要望いたします。

9. 国立国会図書館のデジタルアーカイブと図書館資料の利用



「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>「本計画」95 頁では「国立国会図書館のデジタルアーカイブと図書館資料の利用をすすめる」とされており、現在国立国会図書館のデジタルアーカイブのための著作権法改正案が公表されています。しかし、映画の著作物についてはそもそもデジタル化されて納本されていますので、さらにデジタル複製してアーカイブ化する必要性が乏しいものと思われます。 したがって、仮に上記法案が成立したとしても、デジタルアーカイブ化のための映画の著作物の複製及び利用につきましては、権利者の納得のできる運用が行われるよう要望いたします。</p> <p>以上</p>
15	(社)日本音楽著作権協会	<p>1 コンテンツの流通促進方策について</p> <p>(1) 概要</p> <p>インターネット上のコンテンツの流通を促進させるためには、その基盤となるコンテンツ・ホルダーによる映像コンテンツの権利情報等のデータ整備を急ぐことを前提として、権利を一箇所に集中することが効果的であり、例えば映像関係の権利についての集中管理団体の設立も含め、国が支援することを政策事項として盛り込むべきです。 また、コンテンツ配信事業者等が設立した第三者機関の取組みなど、コンテンツの流通促進に寄与する活動への支援を強化することを政策事項として盛り込むべきです。</p> <p>(2) 意見</p> <p>ア コンテンツ・ホルダーによる映像コンテンツの権利情報等データ整備の促進</p> <p>インターネットにおける放送番組・映画等の映像コンテンツの流通促進が求められていますが、流通の基盤となるコンテンツ・ホルダーによる映像コンテンツの権利情報等に関するデータ整備は進んでいないのが実状です。 こうしたデータ整備が整わないままで映像コンテンツを流通させようとしても、映像コンテンツに関わる許諾処理や権利者への対価の還元が適正になされないことは明らかです。 従って、国として、映像コンテンツの流通を促進するために、コンテンツ・ホルダーによる映像コンテンツの権利情報等データ整備を積極的に支援することが必要です。</p> <p>イ コンテンツの流通促進のための権利の集中管理の拡大</p> <p>映像コンテンツの流通促進の観点からは、利用者の簡便な許諾処理を実現するために、例えば映像関係の権利者の権利を一箇所に集中化することで効果を挙げられるものと考えられます。 権利の集中化を実現するための一方法としては、コンテンツ・ホルダーによる映像コンテンツの権利情報等のデータ整備を急ぐことを前提として、音楽や脚本等の既存の権利管理団体と連携した映像関係の権利の集中管理団体を設立することが考えられますが、そのためにはこうした民間の取組みを国として支援することが必要です。 このような団体があることにより、一任型の管理による映像コンテンツ(特に過去に製作されたコンテンツ)については応諾義務により簡便な利用が可能となる一方、最新の劇場公開用映画など、コンテンツ・ホルダーが販売戦略上直ちにインターネット上に流通させることが適当ではないと考えるコンテンツについては、非一任型の管理形態をとることによって、コンテンツ・ホルダーが製作コストの回収のためにその市場価値を維持したり、流通をコントロールすることにより既存のビジネス形態に影響を及ぼすのを防止するといった柔軟な対応をとることができ</p>

ます。

ウ 音楽のネット配信市場の拡大に伴う環境整備に向けた取組みの支援の強化

インターネット上での音楽配信市場の順調な成長に伴い、コンテンツ配信事業者が取り扱う楽曲数が増加の一途を辿っており、権利者に対する利用許諾手続きのために必要となる処理コストの増大が続いています。市場の拡大に伴う事業者数の増加とともに、取扱い楽曲数の増加傾向も当面続くことが予想されることから、2009年3月、当協会やコンテンツ配信事業者の団体であるネットワーク音楽著作権連絡協議会等が発起人となり、楽曲を特定するための作品コードの付与作業や照合作業を一元化して集中的に処理する第三者機関「一般社団法人著作権情報集中処理機構(CDC)」を設立しました。拡大しつつあるインターネット上での音楽配信を円滑に行うための仕組みを整備することは、今後の他のコンテンツ流通促進にとってのいわばパイロットケースとして非常に重要な意味を持ちます。こうした観点から、コンテンツの流通促進を実現するため、上記第三者機関等のコンテンツの流通促進に寄与する活動への支援を強化すべきです。

2 違法利用対策について

(1) 概要

コンテンツ流通の障害となっているインターネット上での違法利用対策が不十分です。違法利用への対策として、国際間の協力・支援体制の構築とあわせ、制度的、技術的に違法利用の要因を取り除くことを政策事項として盛り込むべきです。また、国は、無許諾利用が違法であることが常識として認知されるような教育や広報に取り組むことを政策事項として盛り込むべきです。

(2) 意見

ア インターネット上の違法利用対策について

これまでに実現されている違法利用対策はインターネットオークション対策や水際対策等パッケージの海賊版への対策に限られており、インターネット上での違法利用、例えばファイル交換ソフトを用いたものや、携帯電話向けの音楽の違法配信等に対する対策は行われていないに等しいと言えます。音楽の分野では、著作権侵害の氾濫が、適法なコンテンツの配信市場を拡大する上で大きな障害になっていることは周知の事実です。このことは、放送番組・映画等の映像コンテンツにも共通する問題です。このような状況から、著作物の創作の活性化のために今最も必要なものは、著作権侵害への対策の強化、言い換えれば、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会でも検討されている「コンテンツを安心してインターネットに提供するための環境整備」であり、このことを最優先に検討し、イノベーションと法制度の両面から権利を実効性のあるものとする方策を講じるべきです。インターネット上での違法利用を効果的に防止する策が講じられなければ、クリエイターは安心してコンテンツを提供することができず、結果としてデジタル・コンテンツの流通は明らかに阻害されます。この要因を制度的、あるいは技術的に取り除くことができれば、デジタル・コンテンツの流通促進に大いに資することになります。なお、インターネット上では、国内でいくら対応策を講じても、国外のサーバーへデータを移動させて違法行為を継続するケース

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

が多く、国際間の協力・支援体制の構築が不可欠です。そのためにも、現在先進国が中心となって進められている「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」について、侵害の温床となっている国を積極的に参加させるなど、具体的な方策につながる働きかけを強化すべきです。

イ 知的財産を尊重する学校教育や広報の必要性

著作権や著作隣接権が保護されていること自体を知らない、あるいは知らないふりをして無断で著作物を利用しようとする者が未成年者を含めて非常に増えています。例えば、当協会は、平成21年2月までに、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)及びそのガイドラインの定めに従い、違法にアップロードされた音楽著作物のファイルの削除要請措置をインターネット・サービス・プロバイダに対し実施しており、その数はこれまでの累計で34万ファイルを超えていますが、違法なアップロードは一向に減る気配がありません。また、近年は前述のような削除要請にとどまらず、違法に音楽著作物をアップロードする者を刑事告訴するケースが増えてきていますが、そうした侵害者の中に未成年が多く含まれている現状も憂慮しているところであります。こうした実態を踏まえ、「無許諾利用は違法である」という基本的な知識が、学校教育の場で広く生徒、学生たちに身につくような取組みに加え、コンテンツの利用にあたってはクリエイターに対して許諾を求めた上で正当な対価を支払うことが社会常識として認知されるような広報活動に、国として取り組むべきです。

以下、3～5については、いずれも既に数年にわたり議論が継続されているものですが、これらの事項は国際的な観点からみても、早急に解決することが望ましいものばかりです。我が国が知的財産立国を目指していることを国内外に示すためにも、今回の見直しにあたっては、これらの事項が早急に実施されるよう、重点的な政策事項として引き続き盛り込む必要があると考えます。

3 著作物の保護期間の延長

(1) 概要

映画以外の著作物に係る保護期間の延長について、現行の「著作者の死後50年を経過するまでの間」から「著作者の死後70年を経過するまでの間」とする方向で検討し、2009年度中に結論を得ることを政策事項として明確に盛り込むべきです。

(2) 意見

以下の3つの視点から、著作物の保護期間を著作者の「死後70年まで」とすべきです。また、従来の我が国の立法例においては、一度消滅した著作権はその後保護期間が延長されたとしても復活しないため、まさに死後50年が経過しようとしている著作者も存在することを踏まえ、早急に保護期間延長に向けた結論を得るべきです。

ア 文化的視点

文化芸術が発展し、優れた芸術作品を人々が豊かに享受できるようにするためには、著作権保護の充実が必要です。著作権の保護

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

は、創作者の創作意欲を鼓舞し、文化的価値の高い作品を生み出していく上で極めて大きな役割を果たしています。長く人々に愛される貴重な文化資産が少しでも多く生み出され、後世の人々が享受できるこれらの文化資産を少しでも豊かにするためにも、創作者とその作品に対する敬愛の念にふさわしい適正な保護期間を与え、今を生きる創作者のインセンティブを高めることが大切です。なお、保護期間の延長はあくまでも文化の問題ですので、経済の面から議論をする場合には、常に文化とのつながりを念頭に置かなければならず、経済面の議論に終始すると問題の本質を見失います。

イ 知的財産立国推進の視点

パブリックドメイン化した過去の作品が無料で流通し、その表現を使い回した創作が活発化することをもって文化芸術の振興、コンテンツ産業の振興と評価するのであればともかく、国境を越え、更には時代を超えて人々に愛される普遍的な魅力を持つ名作が少しでも多く新たに創作されるようにすることを目標とするのであれば、優秀な人材を一人でも多く確保し、その才能を開花させる環境を長期的に拡充していくため、文化芸術・コンテンツ産業の分野に安定的に資金を循環させることが重要です。新たな名作がコンスタントに生み出されるようにするためのコストについては、市場で支持を集める過去の名作から安定的に生ずる著作物使用料等をもって充てることを基本とすべきです。その上で、市場での自活が難しい分野に限って公的な支援を行い、公演等の機会を保障すべきであると考えます。保護期間の延長によって文化創造サイクルの原資をより安定的なものにすれば、より多くの新たな才能がその真価を発揮する(プロフェッショナルとして創作活動に専念する)機会を獲得することとなり、そうした個々のクリエイターの創作意欲を高めるばかりでなく、彼らを支える関係者全体の意欲を刺激することにもなります。

ウ 国際的視点

情報が瞬時に国境を越えて流通するネット時代においては、文化・産業の両面で交流が密な諸外国と著作権保護の枠組みの主要な部分を調和させることが、権利の実効性を適切に確保する上で、これまで以上に重要になります。例えば、欧米諸国等を本国とする著作物について、本国等では著作権が存続しているのに日本では消滅している場合が生じており、そうした作品が日本でアップロードされ本国等でダウンロードされると、我が国はいわゆるコピーライトヘイヴンとなって、本国等におけるエンフォースメントに悪影響を及ぼすこととなります。そして、そうした作品について、国内の事業者等が送信可能化した上で欧米諸国等のユーザーに配信する事業を展開した場合には、著作物使用料の負担がない分だけそれらの国の配信事業者との競争において優位に立つことにもなります。また、著作者の死後50年が経過して我が国ではパブリックドメイン化した欧米諸国等の著作物を原著物とする二次的著作物が国内で創作され利用された場合、「20年の段差」があるために、原著物の著作権者には何の利益も還元されない一方で、二次的著作物の著作権者は消費者の支払った代金から著作物使用料収入を得ることとなります。これらの事態は経済の侵略であると同時に、文化の侵略ともいべきものです。国家の在り方の問題として、我が国がそのような事態を生じさせてはなりません。保護期間を我が国と文化・産業の両面で特に密接な関係にある欧米諸国等と同様の「死後70年」にして、「20年の段差」を解消すべきです。

#### 4 戦時加算の撤廃

##### (1) 概要

日本にのみ課せられている戦時加算について、官民連携して早期の解消に努めることを政策事項として明確に盛り込むべきです。

##### (2) 意見

我が国のコンテンツビジネスの市場規模は戦時中とは比較にならないほど拡大しており、連合国側の著作権者に対しては逸失利益をはるかに上回る利益が既に還元されたはずで、戦後60年以上が経過した現在、我が国に片務的に課せられた戦時加算をこれ以上存置すべき理由を見出すことはできません。しかも、戦時加算は、過去の著作物の円滑な利用を阻害する要因の一つにもなっています。加算する日数が、平和条約の批准日やベルヌ条約等による著作権保護関係の開始時期によって国ごとに異なるだけでなく、著作権の発生日や移転の有無によって同一の著作権者についても作品ごとに異なるため、これを正確に特定するには国外の関係先に古い資料の提供を依頼するなど煩瑣な調査が必要となるからです。著作権協会国際連合(CISAC)は、2007年6月の総会において、戦時加算制度の実質的な解消に向けて当協会などが提案した、各加盟団体が所属する会員に対して加算を受ける権利を行使しないよう働きかけることなどを内容とする決議を全会一致で採択しました。このように民間レベルでの国際的な合意形成が進みつつあることを受け、政府においても、保護期間についての国際的な調和を図る中で、戦時加算制度の解消について連合国側の理解を得るよう取り組むべきです。

#### 5 私的録音録画に係る法改正に向けた対応

##### (1) 概要

私的録音録画補償金制度の見直しについて、2009年度中のできるだけ早い時期に結論を得、関連する法改正を早急に進めるべきです。

##### (2) 意見

この制度の見直しに関する検討は、2005年の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において開始されて以来、既に4年以上も継続されています。この間にも、私的録音録画に供される録音録画機器等の普及が急速に拡大し、私的な録音録画が増加し続ける中、これら機器等が補償金制度の対象となっていないため、制度は形骸化しつつあります。そもそも補償金制度は、文化の一層の発展のため、膨大な量のデジタル録音録画が行われることに対する権利者への補償の必要性から導入された制度であって、その制度が今機能しなくなりつつあるという現状は、我が国の文化の危機である、といっても過言ではありません。知的財産立国を標榜する我が国としては、このような恥ずべき事態はなんとしても避けなければなりません。こうした事態を回避するためにも、本件について、2009年度中のできるだけ早い時期に、具体的な制度設計までも含めた結論を得、関連する法改正を早急に進めるべきです。

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>6 著作権の間接侵害に関する規定の創設</p> <p>(1) 概要</p> <p>著作権の間接侵害行為について、これまでに内外の裁判例において示された著作権保護の水準を下回ることがないように留意しつつ、一定の要件の下で差止請求に服することとするよう立法措置を早期に実現すべきです。</p> <p>(2) 意見</p> <p>デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物利用の仕組みが複雑化する傾向にあり、著作権侵害の発生の態様も多様化しています。このような状況において、著作権侵害の発生を実効的に抑止するためには、侵害の発生に関与した者が、どのように関与した場合に責任を負うこととなるのか、差止請求に服することとなるのかを、立法措置によって、一定程度明確にする必要があります。その際、これまでの我が国の裁判例において、侵害の発生に対する関与の態様から著作物の利用主体として差止請求に服せしめることが合理的であるとする判断が確立された類型については、もはや「間接侵害」の明確化の問題として議論する必要のない部分であって、既に確立されている判断の枠組みに沿った規定化を検討すべきです。匿名性が高く一旦侵害が起きるとたちまち被害が拡散するインターネット上での著作権侵害を、コンテンツホルダーや著作権者だけの力によって防止することは事実上困難です。このような状況の中で、個々のユーザーの著作物利用行為に対して重要な関与をしている事業者が一定程度の責任を負担することで、権利侵害が実効的に抑止され、現にコンテンツの流通が促進されてきています(例えば、Yahoo!ビデオキャスト、ニコニコ動画などの動画共有サービス)。いずれにせよ、裁判例が合理的な解決を図ることで確保してきた実効的な著作権保護の水準を、今後の立法措置によって、低下させるようなことがあってはなりません。一方、著作物の利用主体として性格付けることができるかどうかにつき、我が国の裁判例において必ずしも判断が確立されているとはいえない類型については、米国をはじめとする主要国における裁判例を参照し、著作権侵害の実効的な抑止及び著作権保護の国際的水準との調和を図るべきです。例えば、P2Pソフトウェアの配布者の著作権侵害責任を認めた「MGM Studios, Inc. v. Grokster, Ltd.事件」(2005年6月27日米国連邦最高裁判決)や、ハイパーリンクを提供するウェブサイトの運営者の著作権侵害責任を認めた「Cooper v. Universal Music Australia Pty, Ltd.事件」(2006年12月18日オーストラリア連邦控訴裁判所判決)などの判例があるにもかかわらず、今後日本国内で生ずる同様の事件について、法体系の相違を勘案したとしても、主要国における著作権保護の水準を下回ることとならないよう、今後の検討において十分に留意すべきです。</p> <p>以上</p>
16	日本行政書士連合会	<p>「知的財産立国」の推進計画の具現化に向けた関係各位のご尽力に敬意を表します。</p> <p>さて、行政書士は、隣接法律専門職の国家資格者であり、全国で登録している会員は、40,124名(平成20年1月末日現在)おり、日本全国47都道府県単位で行政書士会が存在しております。知的財産権分野においては、行政書士法第1条の2に規定する業務「官公署に提出する書類の作成(他の法律で制限されているものを除く。)」として、著作権の登録申請(著作権法)業務を行っています。この他にも、プログラムの著作物に係る登録申請(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律)、半導体集積回路の回路配置利用権登</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

録申請(半導体集積回路の回路配置に関する法律)、種苗法に基づく品種登録申請(種苗法)、輸入差止申立書や輸入差止情報提供書(関税法)の作成等を業務として行っています。

また、同条に規定する業務「権利義務又は事実証明に関する書類の作成(他の法律で制限されているものを除く。)」として、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置もしくは著作物に関する権利、または技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約等について、契約書を代理人として作成する業務も行っており、これらの業務を通して知的財産分野における国民の権利利益の保護に寄与しています。

さらに、日本行政書士会連合会(以下「本会」といいます。)では、著作権の普及・発展のため、本会中央研修所において著作権研修会を開催しております。この研修の修了者に対して所定の効果測定を行い、基準を満たした者を「著作権相談員」(平成21年2月24日現在で4,019名)とし、その名簿を文化庁、財団法人ソフトウェア情報センター及び社団法人著作権情報センターに提出しております。併せて実務により一層精通するための「知的財産権実務研修会」を開催して、著作権相談員のレベルアップを図っております。

国民に対する知的財産権の普及・啓発活動の一環として、平成16年・平成17年に東京の読売ホールにて、総務省・文化庁・知的財産推進本部のご後援を得て「著作権フォーラム」を開催いたしました。また、平成20年9月19日に東京の行政書士会館地下講堂、10月27日に宮城の仙台国際センター、11月11日に大阪の赤十字会館において、「著作権フォーラム2008」を開催いたしました。

国際的な知的財産権の現状に関する調査研究として、平成20年3月16日から3月19日まで韓国政府機関等への訪問視察を行いました。著作権等に関しては、大韓民国文化観光部を訪問しました。種苗関係については、大韓民国農林水産食品部国立種子管理所等を訪問し、韓国における、著作権・種苗に関する現状の説明を受け、意見交換を行いました。

このように、行政書士に知的財産権分野における業務を日々行っていること、また、本会が著作権をはじめとする知的財産権の普及・啓発に注力していること等を踏まえ、以下のとおり意見を申し述べます。

1. 全般について

知的財産の創造・保護・活用の観点から国民の利便性を考えた場合、地域的偏在が少なく、知的財産に関する業務に携わっている「行政書士」を活用すべきである。

具体的には、各々の項目に関係する法律専門家について「弁護士及び弁理士」のみではなく、「行政書士」も対象に加えるべきである。本会としても、これまで以上に著作権をはじめとする知的財産権の普及・啓発に取り組み、本分野における行政書士の資質向上を図ることとしており、国家資格である隣接法律専門職「行政書士」の活用が図られるべきである。

2. ページ数:81

対象項目:2地域知財活動の基盤を整備する。

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>「2地域知財活動の基盤を整備する」ことについて、知的財産人材のネットワーク化・その他の支援活動に行政書士を加え、全国に渡るきめの細かい支援を実現していただきたい。</p> <p>また、地域における知的財産の相談体制を強化し、紛争を未然に防ぐとの観点から、日本行政書士会連合会が養成し、全国に設けている「著作権相談員」の活用を図ることを盛り込んでいただきたい。著作権をはじめとする知的財産に関して研修を受けた行政書士である「著作権相談員」は、全国各地で偏在がないことから、この活用により国民の利便に資することができる。</p> <p>3. ページ数:109 対象項目:第5章人材の育成と国民意識の向上</p> <p>「知的財産立国」の実現のための人材として弁理士や弁護士のみではなく行政書士を加え、専管業務規定やその解釈として知的財産を取り扱える法律専門職種全てを取り込んだ質の向上が必要である。</p>
17	(社)日本経済団体連合会(経団連)	(別紙参照)
18	(社)日本資産評価士協会	<p>知的財産の創造は、より高い付加価値の創出を目指すという観点からも、今後の我が国の企業活動に占める割合が大いに増加する事が期待される。しかしながら、企業活動において知的財産が具体的な収益を実現する為には相当の費用と時間が必要な場合が多々あり、企業にとって大きな負担となる。この間の負担を軽減するためには、投資家・レンダー等の資金提供者及びその他ステークホルダーの幅広い理解と支援を得る事が極めて重要となる。その為には、企業の財務諸表にこれらの将来の高い付加価値を目指した企業努力取り組みが的確に反映されている事が重要となる。</p> <p>財務諸表は公共性の非常に高い情報であり、社会的信頼性を担保することが極めて重要であり、その為の基盤は国の政策として考慮されるべきものである。例えば米では民間の公益組織により、幅広い資産(不動産、機械設備、動産、無形財産、事業価値等)の評価について独立且つ中立性の高い手法・制度・資格等に係る社会的な基盤が確立されているが、我が国においては不動産評価以外には存在しないのが実情である。(我が国現状は、大手監査法人等がその社会的な信用をバックに不動産以外の評価作業を行っているが、その手法等について中立性及び独立性が必ずしも確保されていないと思われる。)</p> <p>今後我が国にも本格的導入が検討されている国際会計基準(IFRS)に於いては、企業活動の実体をよりの確に反映するという観点から、これまでの損益計算書から貸借対照表を重視するという根本原理の変更が予定されており、企業の保有する財産の実体に関する表記の重要性が増している。会計基準が企業活動、強いては国の経済活動に対してよりますます大きな影響を持ってきている事は周知の事実であり、その対応は国家戦略の一環として捉えられるべきものである。評価と会計は密接に結びつくものであり、国の重要政策として知財育成を考えるにあたって、我が国に中立・独立性が確保された知財の社会的評価基盤が存在しない事は大きな問題であり、早期の対応が望まれる。</p>



「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

19	(社)日本書籍出版協会	<p>当協会は、知的財産推進計画 2008 の見直しにあたり、意見を申し上げます。2009 年の計画策定に際しては、以下の1～3の各項目が計画に盛り込まれ、4については慎重な審議が行われますよう、お願い申し上げます。</p> <p>1. デジタル時代における出版者の法的保護</p> <p>放送と通信の融合等、デジタル化・ネットワーク化時代ではメディア間の相乗効果を高めていくことがさらに重要になります。このようなメディアの多様化については、出版業界も避けては通れない情勢の渦中にあります。しかし、出版者は著作権法上、何ら固有の権利を持たず、また著作権法に規定された出版権は、紙媒体による出版物にその範囲が限定されているため、出版物のデジタル化に際しては、専ら著作者の持つ著作権のみが働くこととなります。出版者としては、自らの発意と責任によって発行し販売のリスクを負っている出版物の二次的利用の高まりの中で、自らの権利主張ができない状況にあり、これが出版物のデジタル化事業を展開する上での懸念材料となり、ビジネス展開が遅れている一因にもなっています。活字コンテンツの保護とそのデジタル化を促進するという観点から、著作隣接権としての「出版者の権利」の創設に関する項目が再び知的財産推進計画の中に盛り込まれ、議論が改めて行われることを要望いたします。</p> <p>2. 学術専門書出版への支援</p> <p>学術専門書の出版振興については、市場では多くの売り上げは見込めないものの、日本学術振興会の科学研究費補助金(科研費)によって非常に重要性の高い学術専門書の出版が可能になっています。しかし、研究成果公開促進費は2年にわたって大幅に削減されました。そのうち、学術図書出版社が主に関わる「学術図書」助成の予算は一昨年40%削減され、昨年さらに10%カットされて、2年前と比べてほぼ半減しています。金額にして平成18年度の7億円弱から平成20年度の3.7億円の、採択率は4割台から2割台になりました。我が国の学術研究の水準を維持していくためには、学術研究成果が確実に公表されていくことが必要で、それが日本の基礎的な国力の増進につながるといえます。国内での充実なくして海外への展開は困難です。知的財産推進計画2009では、学術専門書出版の支援・増強についての項目を加えていただくようお願いいたします。</p> <p>3. 海外展開を目指すコンテンツ事業者の支援</p> <p>世界各地では毎年60以上のブックフェアが開催されており、わが国の出版社も、主要なものとしてはフランクフルト・ブックフェア、ポロニーヤ児童図書展、北京国際図書展等に出席して、海外出版社による翻訳出版の実現に努力しております。しかし、昨今の経済情勢、国内出版物の売上げの減少等により、各出版社においてはブックフェアへの出展回数を絞ることを余儀なくされる場合も出てきております。推進計画2008では、海外におけるコンテンツの販路拡大への支援や日本文化についての国際的な理解を増進するため、映画・放送番組等コンテンツの海外見本市への出展や海外映画祭への出品への支援や、アニメ・教育番組など我が国コンテンツの海外発信</p>
----	-------------	---

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>への支援が掲げられておりますが、これらに加え、文芸作品をはじめとする出版物の海外展開を行う上での支援についても言及していただくことをお願いします。</p> <p>4. 日本版フェアユース導入の提言に対して</p> <p>権利制限の一般条項(いわゆる日本版フェアユース)については、昨年秋のデジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告書において、「個別の制限規定に加えて、権利者の利益を不当に侵害しない範囲で公正な利用を包括的に許容しうる権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入することが適当である」との提言がなされております。この問題に対しては、昨年 11 月に当協会として同専門調査会に対し、この制度の導入は、日本の著作権法制における権利制限規定の在り方そのものにも影響を及ぼす可能性のある大きな問題であり、「公正な利用」という指標がともすれば利用の促進という方向にのみ偏して解釈されてしまうことを危惧する旨を述べ、特に慎重な議論が尽くされることを期待すると申し上げています。 2004 年秋にアメリカで、Google による著作権侵害に対しアメリカ作家組合、アメリカ出版協会会員社により提起された訴訟に係り、昨年 10 月当事者が和解に同意したが、その効力がアメリカ国内の図書館に所蔵されている書籍のアメリカ以外の権利者にも及ぼされることになり、現在関係者はその対応に苦慮しているところです。この訴訟も図書館の蔵書を権利者の許諾無しにスキャンして自己のデータベースに搭載することがフェアユースにあたるかどうか争われたものです。 和解ではその判断は明らかにされておりませんし、出版物の本文そのものの利用については権利者の許諾を得て行うことが原則であるということは確認されましたが、一方で、今後も一定の条件下では、出版物の版面が著作権者および出版権者の許諾無しにスキャンされ、巨大なデータベースに蓄積され、それが限定された範囲と方法によるとはいえ、無償での閲覧等の利用が可能になるという事態が生じようとしています。 日本版フェアユースを導入することで、わが国においても、現在の制限規定の範囲を大きく超えた利用が権利者の許諾無しに許されるようになるとすれば、これまで築き上げてきた出版文化の担い手である著者および出版社にとって、極めて深刻な影響を与えることになることを危惧するものであります。重ねて、慎重な審議が尽くされることを期待申し上げます。</p> <p>以上</p>
20	日本製薬工業協会/ (財)バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会	<p>1. 先端医療分野における特許保護(推進計画 2008 第2章 I 1. (1)関連)</p> <p>先端医療分野における特許保護の在り方について調査・検討を行う目的で、知的財産戦略本部・知的財産による競争力強化専門調査会の下に先端医療特許検討委員会が設置されたことは評価できる。</p> <p>(1)医薬の使用方法発明の特許保護 2005年4月に特許審査基準が改訂されたが、本基準においても同じ患者層での新たな投与方法の場合には新規性なしとされ、必ずしも適切な保護が図られている訳ではない。また、医薬の使用方法の発明の本質は「方法」であるが、本基準では、「物の発明」としてのみの保護に限られているため、「物の発明」で表現できない医薬の使用方法の発明の特許保護が成されていない。本基準作成後、欧州では米国と同様に実質的に「方法発明」による特許保護の審査実務が採用されていることから、我が国でも「先端医療特許検討委員会」での検討により、欧米と同様の保護の実現が望まれる。</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

(2) 遺伝子治療・再生医療等の先端医療技術に関する発明の特許保護 近年の先端医療技術の進捗は目覚しく、京大・山中伸弥教授のiPS細胞に関しオールジャパンで取り組まれた研究が推進されようとしている折から、推進計画2008ではiPS細胞関連技術を含む先端医療分野における保護のあり方を検討するとされ、「先端医療特許検討委員会」で議論が開始された。日本発の優れたイノベーションの創出・権利化促進の為の知財制度の活用促進策について真摯な検討を期待する。特に、知財保護による先端医療技術分野の国際的競争力強化のために、先端医療技術の本質である方法発明を正面から認め、米国と同様の広く且つ強力な保護が早急に得られる様にすべきである。

2. 特許権の存続期間延長制度の見直し(第2章 I 1. (2)関連)

昨秋に産業構造審議会・特許期間延長制度検討WGが設置されたことは評価できる。特許期間延長制度は医薬品の許認可により侵食された特許期間の回復には最適の制度であり、創薬技術・製薬産業の将来の発展の源泉の一つであるが、技術の進歩に伴い、延長対象とすべき発明については再検討が必要である。現在、患者に有益な改良技術であるDDS(ドラッグ・デリバリー・システム)等の画期的な先端製剤技術発明についても特許期間の延長対象にする方向で検討中ではあるが、その際には医薬品産業全体の発展を促すことを基本とした制度設計を検討していただきたい。

3. iPS細胞の研究・事業化を加速する総合的支援体制の構築(第1章2. (2))

iPS細胞研究の成果を実用化するために、グローバルな知財戦略及びライセンス戦略を展開できうように、産業界のプロ並びに内外の弁理士・弁護士を活用する総合的支援体制を構築し、世界で戦えるグローバルな知財戦略を展開できる仕組みを米国同様、日本でも実現し、定着させる施策を検討していただきたい。また、研究・事業化を加速するための総合的支援体制の構築はiPS細胞研究にとどまらず、先端医療技術開発全般を視野に入れ、検討していただきたい。更に、日本がアジアの研究拠点、即ちアジアの研究者が日本に集まる環境を早急に構築し、実施していただきたい。

4. リサーチツール特許の使用の円滑化の具体的な解決策の策定・推進(第1章1(2)関連)

(1) リサーチツール特許等に係る統合データベース

「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」を受けてリサーチツール特許及びそれに関連する研究マテリアルの統合データベースの運用が開始されるが、本データベースの充実と利用しやすい体制の推進を引き続きお願いしたい。

(2) ライフサイエンス分野のリサーチツール特許に係る指針のグローバル普及

本指針の施行から2年を経過したが、海外企業から依然リサーチツール特許侵害訴訟を提起される裁判事例が頻発している。リサーチツール特許の使用円滑化を具体的に解決するには、本指針の国内外への普及が不可欠であり、国内大学等や民間企業に広く周知され

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

るとともに、海外にも本指針を積極的に発信し、各国への普及に向けた積極的な取り組みを早急に実現していただきたい。更に、リサーチツール特許の権利者の多くは欧米のベンチャー企業であり、且つ本指針が強制力を伴わない為、本指針の運用を困難にしている。欧米に対する外交努力によるコンセンサス形成を図ると共に、リサーチツール特許の円滑な活用を図るための法制化の検討もお願いしたい。なお、上記項目については、【別紙・参考】に具体策を記載する。

5. 薬事行政との関連における著作権の権利制限の見直し(第4章 I 3. (1)②関連)

医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国民の福祉と公衆衛生向上のため立法化された我国固有の法制である薬事法の情報提供義務にしたがい、情報を必要とする医療現場に最適な情報を迅速に提供するために、ベルヌ条約との関係にも留意した上で、「薬事関係の権利制限」に関して審議、法制化について検討を再開し早期に結論を得ていただきたい。

6. 生物遺伝資源問題に関する関連省庁連携の推進(第2章 I 2. (5)関連)

「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」(座長;知的財産戦略推進事務局参事官)が平成 18 年に立ち上げられ、その後定期的に開催されているようであるが、生物遺伝資源問題に関する明確な国家方針が提示されていない。2010年に開催される生物多様性条約(CBD)の第 10 回締約国会議(COP10)の議長国となることから、その準備段階での検討も含め、明確な方針のもと国際的リーダーシップを発揮して諸課題の解決策の具体化を期待する。その際には産業セクター別の対策も盛り込まれることから、関連省庁と産業界との緊密な連携のもと産業界の要望を的確に吸い上げ方針に反映することを要望する。

7. その他

1) 医薬品の試験データの保護

TRIPs協定で取り決められた医薬品の試験データを知的財産として保護することを正面からではないが、安全性の担保の観点から再審査期間を6年から8年に延長した(2007年4月)ことで、産業界の要望する8年データ保護が実質達成された。今後の問題として、国際的な整合性を睨みつつ、日本の産業力強化の観点から、産業界の当初の要望である10年間の保護(欧州では既に10年+1年の保護)およびバイオ医薬品に適した保護などについて早急な検討が望まれる。

2) 大学等における基本・基盤技術の創造促進と当該技術の普及化推進

知的財産推進計画が策定されるようになって以来、国家予算が投入される大学等の研究テーマが産業に直結される傾向が見られるが、産業界が大学等に真に期待する多くは基本技術の創出であり、産業界が出来ないかかる基礎研究にこそ資金投入を更に行っていただきたい。また、政府の資金を大学に投入すると共に世界中の、特に近隣諸国の優秀な研究者が集まり、民間の資金や人材の活用

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

も合わせたオールジャパン体制での実用化促進体制を構築し、日本の研究・知財のレベルが世界最高峰となるようなインフラ整備をしていただきたい。そして、大学や産学連携のアウトプットとして得られた成果については、基本・基盤技術の適切な保護を強化するとともに、その重要度を判断した上で、国が積極的に国際的な権利化を支援することが必要である。更に、生み出された成果の普及・活用については、大学等の枠を越えて国家政策としての検討をより推進すべきである。即ち、特許出願件数ではなく基本特許の質および有用性評価とそれらの活用促進に向けたライセンスシステム、例えば裁定制度の構築が急務である。

3) 利用発明の裁定制度の見直し

特許法の目的である「産業の発達の寄与」の一つとして改良発明の促進があり、生まれた改良発明の実施についての権利の調整機能として、特許法第92条の裁定制度がある。裁定制度の適切な運用は、特許法の根幹に係わる問題であり、知財立国実現のために必須の制度である。しかし、1994年の日米合意が存在し、實際上、利用関係の裁定実施権が凍結されている我が国の現状では、世界各国が批准しているTRIPS協定第31条よりも後退した運用になっており、国際競争の場において極めて不利な状況に立たされている。本合意の成立経緯の不透明さ及び合意内容の不備(期限、改定方法の欠如)からも、本合意の早期撤廃を強く要望する。

4) 知的財産制度未成熟国への成熟化の推進

例えば、中国においては医薬品の開発に伴う特許期間の侵食を回復する制度が未整備であり、日、米、欧と基本的に同等な特許期間延長制度の採用が必要と考えられる。また、インドでは物質特許制度が採用されたが、その的確な運用について注意が必要である。更に、BRICS、アジア諸国における知的財産制度が未成熟であることに起因する弊害が顕在化しつつある。そこで、グローバル化の見地からも知的財産制度未成熟国(BRICS/アジア諸国)に対して、産官が一体となって種々の働きかけ、例えば各国の審査官を受け入れて日本の知財の考え方を習熟させ、その習熟した知識を自国の産業発展に利用してもらうプログラム等を強力にかつ積極的に行い得るオールジャパンの組織を早急に立ち上げるべきである。

5) 審査請求期間の段階的設定あるいは審査遅延制度の検討推進

審査請求期間が7年から3年に短縮されたことにより、とりわけ製薬業界では、開発見通しが不明確な早期開発段階で審査請求期限が到来する結果、審査請求件数を増加せざるを得なくなり特許庁における滞貨が増加している。一方、発明の価値確定や製品寿命が産業毎に違うのが明らかであり、ライフサイエンス等の製品開発に時間を要する分野では、事業化の検討には3年では短すぎ、結果として新しい産業育成の芽を摘むことを招来している場合がある。そこで、審査請求期間を、産業分野の多様性を考慮し、例えば3年、5年、7年と自由に選択できるような制度あるいは審査遅延制度を検討すべきである。なお、韓国では、昨年10月1日から、「早期審査」、「一般審査」、「遅延審査(出願後最大5年)」の審査猶予申請制度が施行され、審査時期の選択肢が拡大された。

6) 試験研究の例外の明確化

特許法第69条の試験研究の例外適用に関する判例がなく、また、従前の学説は現在の研究環境の変化を反映していない。近年の産業技術分野における研究実態に適合した学説もないことから、例外適用の範囲が必ずしも明確でない。他者特許技術を利用して自身の

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

研究対象に利用することは産業の発展に資するものであるが、その際他者特許技術をどの程度使用してよいか不明である。このため、研究が遅延したり、不要な係争対策を行わなければならない可能性がある。これらの問題が特に顕在化しているライフサイエンス研究分野において、その研究実態に即した形での試験研究の例外の明確化(法制化)の検討を開始すべきである。

7)食品・化粧品等消費財の新規用途発明の特許保護

平成18年6月に改訂された「新規性・進歩性」に関する審査基準では、公知食品・化粧品の用途限定発明の判断基準が明確化され、これら消費財の用途発明の保護は原則として困難となっている。しかし、企業による機能性食品の機能研究開発には多額の投資が必要であるにもかかわらず、ただ乗りが容易である現状では、特許保護によるインセンティブが得られず、開発意欲を削ぐこととなり、ひいては本分野における我が国の技術力・国際競争力の低下を招くこととなる。一方、権利行使が一般食品にも及ぶとの懸念もあることから、機能性食品等の新規用途発明に関する特許保護の在り方について、権利行使の在り方と共に検討を要望している。これを受け、特許庁審査基準室では検討を開始した模様であり、検討の継続をお願いしたい。

8)産学連携諸問題についての専門調査会の設置

産学連携については、徐々に進みつつあるものの、出願すべき特許の質や、契約、実施料の問題をはじめ、秘密保持、大学の知財本部とTLOとの関係、データベースの活用、研究マネジメント、資金の還流、人材の確保や活用、国際共同研究契約等、必ずしも効果的に運用されているとは限らない。そこで、かかる諸問題について産官学が委員を出し、我が国の産学連携の活性化ならびにイノベーションの創出につなげる目的で、産学連携の推進をテーマとした委員会を立ち上げ、検討すべきことを提案しているが、未だ実現に至っていない。

9)審査の国際的なハーモナイゼーション

ライフサイエンス分野では欧米で権利化できても、我が国では審査基準が厳し過ぎて権利化できないといった事例が多く存在する。具体的には、進歩性と実施可能要件ないしサポート要件に関する基準があげられる。その結果として、海外で保護されても我が国で適切な保護が得られない事態を招来することが懸念される。そこで、この問題を解決するために、また、研究開発のグローバル化、オープン・イノベーションの推進のためにも、これ等審査基準に関して、欧米と同様の運用を可能とする日米欧三極でのハーモナイゼーションの推進を要望する。

10)司法の国際的なハーモナイゼーション

例えば、日米欧の特許庁で同様の権利が得られた場合であっても、三極で同様の権利行使を行うことができなければ特許制度の国際的なハーモナイゼーションの効果は限定的となる。各国において同等かつ安定的な権利を実現するためには、特許制度や審査基準の国際的なハーモナイゼーションとあわせて、司法においても制度面、運用面の国際的なハーモナイゼーションに取り組むべきである。

11)職務発明制度(特許法第35条)の見直し

2005年4月に改正特許法第35条が施行された。しかしながら、これ以降にも医薬品分野では複数の職務発明対価請求訴訟が提起さ

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

れている。2005年3月以前の出願については、依然として旧法が適用されるが、特に製薬業界では理論上、延長期間(5年)、時効(10年)を考慮すると最長2040年3月まで旧法で判断される特許が存在することになり、司法で認定される対価額を予測することが困難な職務発明訴訟に対する対応を今後も長期にわたり強いられることになる。一方、現行の特許法第35条では、職務発明にかかる「相当の対価」について、使用者と従業者との間の協議に委ねられることとされているが、企業にとっては、依然として訴訟リスクを解消することができない不安定な制度となっている。また、グローバルに事業を展開していくにあたり、各国の職務発明の扱いの違いが企業の事業活動を阻害する虞がある。さらに、企業の利益は、社内の多くの部門の連携による成果であり、発明者に対してのみ補償を支払うことは従業員に対する公平性を欠き、企業内の労使関係に影響を及ぼす虞もある。こうした種々の問題点について検証した上で、過去の発明の取り扱いを含め、短期消滅時効の導入、対価の予見可能性を高めるための方策、特許を受ける権利の法人帰属など、職務発明制度の見直しに向けた検討を行うべきである。

以上

【別紙・参考】

リサーチツール特許の使用の円滑化の具体的な解決策の策定・推進(第1章1(2))関連

(1)リサーチツール特許データベース(RT特許DB)の登録項目の見直し

初期のRT特許DBへの登録項目は、利用者、研究者の便宜を考えれば、十分とは言えないので、早急に改善を実施すべきである。具体的には、登録者の便宜を図るため、以下の内容について任意項目とし、登録者の意志に任せるべきである。

1)抄録(技術情報)に加えて、少なくとも「有体物情報」欄には、RTの情報として、方法・プロセス等の内容も記載できるようにすべきである。特許流通DBの機能として、明細書閲覧機能があるが、以下に述べるように特許明細書の全体を許諾する場合だけではないので、ライセンスあるいは譲渡可能な内容とすべきである。

2)DB構造(登録情報)として、「ライセンス可能なRTの権利範囲」と「分譲可能な特許に係るRT(有体物)」とは明確に区別して掲載できるようにすべきである。これは、ライセンスの部分許諾および譲渡可能な有体物を明確化すべきということを含む。1つの特許出願を登録した場合に必ずしもその権利の全部についての許諾だけでなく、部分的な許諾あるいは有体物の譲渡のみでも可能とすべきであり、登録者自身もそのことを意識するよう促すべきである。

3)「参照文献等」の欄を設けるべきである。研究者は、文献情報などでRTを特定することが一般的で、特許情報からRTを特定することは極めて稀であると思われるからである。所管省庁のDBで対応可能と思われるが、具体的なリンクの方策を検討すべきである。

(2)ライセンス部分許諾

RT特許をライセンス等する場合には、出願明細書に記載の技術全てについてライセンス等するケースだけでなく、その一部のみについてのライセンス等にも対応すべきである。出願明細書全部については、ライセンス等しなくても、その一部についてであればライセン

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

ス等してもよいという出願人も少なからず存在すると考えられ、かかる出願人のニーズに応えることができ、RT特許DBへの登録を促進することができるからである。具体的には、上記(1)の項目追加により、権利者(出願人)がライセンス等したいと考えるRTの範囲を明確にすることができるようにすべきである。

(3)RT特許DBへの登録依頼対象

「知的財産推進計画2008」に記載の「③リサーチツール特許等に係る統合データベースを構築する」では、「関係省庁管轄の大学・研究機関等によるリサーチツール特許等の円滑な登録を進める。」としており、この記載では、企業によるリサーチツール特許等の登録促進をなんら謳っていない。しかし、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」では、RT特許DB構築の目的の一つとして、「RT特許による特許紛争を未然に回避すること」を挙げている。その目的を達成するため、本指針でも挙げているように、特許紛争(例えば、東京高裁平成14年(ネ)第675号)が外国出願人によるRT特許によって生じているのが現状であることを鑑みれば、企業、特に外国企業の出願人によるRT特許の登録を推進するべきである。具体的には、以下の「(5)に記載の広告・宣伝」が効果的である。

(4)データベースの登録推進

2008年度に実施された、RT特許DBへの登録は、関係省庁からの公的研究機関への登録依頼および、財団法人バイオインダストリー協会の参加企業への登録依頼が主となっているが、今後の登録推進策が具体的に示されていない。本RT特許DBを有効に活用するには、継続的なRT特許の登録を実施するべきである。また、RT特許DBへ登録することによって、出願人に有利な経済条件を付すべきである。具体的には、特許庁が特許査定を出す際に出願人に対してRT特許DBへ登録を勧めることが効果的と考えられる。外国企業の出願人に対しても、登録を勧める機会となる。また、登録推進にあたって、RT特許DBに登録する代償として、特許料、維持年金を半額とするなどの施策を実施すべきである(最近新聞報道等で報じられた政府施策の確認)。RT特許DBへ登録することは、その権利者(出願人)にライセンスする意思があることを前提にしているからである。なお、欧州には「ライセンス・オブ・ライト」という制度があるが、そのままの形で導入するのではなく、RT特許の実情に沿った制度にリバイスすべきである。例えば、部分許諾の場合にも特許料、維持年金を減額することが考えられる。

(5)RT特許DBに係る広告・宣伝

既に、構築されている「特許流通データベース」についても、必ずしも一般の研究者に広く知られているわけではなく、RT特許DBについても、知的財産関係者だけでなく、広くライフサイエンス研究者への広告・宣伝活動をすべきである。また、日本国内だけでなく、外国の出願人に対しても広告・宣伝が必要であり、そのための予算計上も必要である。具体的には、バイオジャパンなどのイベントの際に広告・宣伝のための特設コーナーを設ける、特許庁のHPに掲示する、RT特許DBとリンクする学術論文データベースに広告バナーを貼る、日本弁理士会に協力を依頼し国内の特許管理人から外国出願人に対してRT特許DBの広告・宣伝活動を依頼する、ライフサイエンス学術雑誌や学会誌等に広告・宣伝を掲載する、などの施策が考えられる。



「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>(6)データベースリンクによる利用拡大</p> <p>RT特許DBは、単独でも知的財産担当者には利用価値があるが、利用を拡大するにはライフサイエンス分野の研究者に活用してもらう必要がある。研究者が、特許から自分が必要とするリサーチツールの情報を得ることは少ない現状から、一般の学術論文データベースとのリンクを効果的に実施する必要がある。即ち、ライフサイエンス分野の研究者は、まず学術論文のデータベースから自分の必要な情報を検索し、その論文に記載の技術が特許されているか調べたいというのが一般的な手法であり、当該研究者が別途、RT特許DBを検索しなければならないことは、実質的に利用され難い環境といわざるを得ない。具体的には、国内の統合データベースである、ナショナルバイオリソースプロジェクト等へのリンクは勿論のこと、さらには PubMed などの外国データベースともリンクをはり、検索された当該論文に記載のリサーチツールが日本で特許されているのかについて、RT特許DBを特に意識することなく検索できれば研究者の利用環境としては理想的である。RT 特許 DB は、日本国内の特許であり、特許権の効力は日本国内に限られるが、外国出願人が日本国内に特許を取得するケースを考えると、外国の学術論文データベースとシームレスなリンクをはることは必須と考える。</p> <p>(7)出願未公開情報の登録</p> <p>RT特許DBへの登録は、出願公開後とされているが、学会発表や論文発表したリサーチツールに係るRT特許については、出願公開前であっても自己責任で登録できる運用とすべきである。研究活動は学会や学術論文に大きく依存しており、学術文献等でリサーチツールそのものが公開されたら、それに係るRT特許出願の存在を出願人の意思で公開しても事実上何ら問題がなく、むしろ公開したほうが研究促進につながると考える。ただし、大学やTLO等が知的財産の考え方を十分に理解せず、RT 特許 DB に公開する恐れも皆無ではないので、その教育をする必要性も考えられる。具体的には、出願未公開のRTについては、公開する内容を限定的に留めるべきである。なお、JST、特許流通データベースや理化学研究所の特許DBでは、未公開出願については、出願明細書全部を公開することなく、技術概要に留めている。</p> <p>以上</p>
21	日本製薬団体連合会	<p>著作権の権利制限の見直しについて(薬事行政関係)</p> <p>1. 要望の趣旨</p> <p>著作権関連の課題として、08 年度推進計画にて「08 年度中に結論を得る」と示されたにもかかわらず、検討が進まなかった薬事行政との関連における著作権の権利制限規定について、早急に検討が継続され、然るべき法改正がなされることを要望する。</p> <p>2. 要望理由</p> <p>薬事行政との関係における著作権の権利制限については、05 年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、権利制限することが適当であるとの結論となり法改正実現の運びとなった。</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>一方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う複製(以下「本案件」)については、07年度になって著作権分科会法制問題小委員会で検討が再開され、その中間まとめ(平成19年10月)の中で、いくつかの前提条件のもと権利制限が必要との判断が示されたものの、その後のパブコメにおける国内外権利者側、主に出版社およびその団体の反対意見や別案件にける検討進捗の遅れ等から、08年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。</p> <p>このような状況において、08年度の推進計画では、「第4章-I-3-(1)-②利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理紙素s手無の整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る(文部科学省、厚生労働省)」として早期対応が促された。</p> <p>しかしながら、08年度においても本案件に関する著作権分科会法制問題小委員会での検討は停滞したままであり、特に進展もなく現在に至っている。平成20年10月の著作権分科会法制問題小委員会の中間求めにも本案件に関する記載は無く、当連合会は、検討の停滞を危惧し、その再開を求めるパブリックコメントを提出している。</p> <p>当連合会としては、本案件に関して、適切な権利制限規定の改正が速やかになされることを改めて要望するものである。</p> <p>製薬企業は、薬事法により医療関係者(医師、薬剤師等)に対して医療品の適正使用に関する情報の提供に努めることを義務付けられており(薬事法77条の3)、正確な情報を迅速に提供するために複写文献等による情報適用を行っている。一方、現行の著作権法においては、事前に著作権者の許諾を得ることが必要となるため、これが薬事法上の義務遂行の障害となる。</p> <p>そもそも医薬品は、適正な情報と共に使用されて初めて有効性及び安全性が確保できるものであり、のみならず、このような情報を欠けば、かえって刻人の生命・健康が脅かされることともなり得る。したがって、医薬品に関する情報の提供は、「国民の生存権」にも関わるともいべききわめて公益性の高い行為であり、著作権法と薬事法との立法的な調整が図られるべき問題であり、当連合会としては、製薬企業等の行行情報的今日行為の公益性と権利者利益とのバランスの取れた、適切な権利制限の早期実現を望むものである。</p> <p>3. 要望する権利制限の内容</p> <p>薬事法の規定により求められている医薬品の適正使用に係る情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、権利者の利益保護と当該利用の公益性等を考慮した妥当な範囲での補償制度について、立法的な手当てを講ずることが適当である(たとえば、補償金、裁定制度など)。</p>
22	日本知的財産協会	<p>1. 総論</p> <p>我が国における知的財産戦略は、2002年2月の小泉・元首相の施政方針演説以降、知的財産戦略本部、貴事務局を中心に推進され、第1期(2003年度～2006年度)、第2期(2006年度～2008年度)における官民上げでの取り組みにより所期の成果を上げて来たことは、</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

ご同慶の至りに存じます。第3期を迎えるに当たり、「知的財産推進計画 2008」を含めてこれまで策定された諸施策に関する実施状況等のレビュー結果に基づいて、見直すべきところは速やかに見直す(軌道修正する)ことが重要であると考えます。「知的財産推進計画 2008」においては、取り組むべき施策のうち特に重要と考えられるものは重点編として取り纏められ、形式的には各施策にメリハリをつけられましたが、「知的財産推進計画 2009」策定に当たっては、各取り組みについて実質的なメリハリをつけること、また、これまで策定された施策の中で中長期的な視点からじっくりと取り組まなければならない施策(例:産学官連携)については、個々の施策に応じた評価、フォロー、軌道修正等が必要であろうと考えます。次に、新規に「知的財産推進計画 2009」に取り込むべき施策については、産業界の声も十分に反映し、早期に取り組むべき施策、しっかりと議論を行った後に取り組むべき施策等々、国際的なバランスも考慮し、メリハリのある優先度を付けた立案をすることが重要と考えます。更に、知的財産立国に向けて、官が取り組むべき施策、民が取り組むべき施策、官民が協力して取り組むべき施策を区分し、国際産業競争力強化の観点から、専ら民が取り組まなければならない施策については、基本的には、民の自主性に任せることが重要であると考えます。最後に、産業界を取り巻く危機的な経済状況下、わが国における知的財産戦略が大きく後退することのないよう、貴事務局におかれても、緊急事態に即応した効果的な諸施策についても、立案、推進いただくようお願いいたします。

## 2. 各論

以下に、国際産業競争力強化、イノベーション促進の観点から、当協会として、特に、貴事務局において主導的、重点的、優先的に取り組んでいただきたい事項(順不同)を掲げましたので、ご検討の程、よろしくお願いいたします。

### 2-1. 職務発明制度

2005年4月1日施行の改正特許法第35条により、表面的には発明者と企業間の紛争は落ち着いた感はある。しかしながら、当協会会員企業に対するアンケート調査結果によれば、改正法に基づく新しい社内ルールに従業員との合理的な協議に基づいて策定したにも拘わらず、社内では(人事処遇等の不満を職務発明対価の問題にすり替えた、とも窺える)トラブルが絶えず、企業の経営、研究開発活動にとって必ずしもプラスにはなっていない等の意見も多くある。更に、先日のキャノン・プリンタ発明対価訴訟における知財高裁判決では、発明者の発明への貢献度を6%(一審では3%)と認定し高額の特許対価支払いを命じており、国会での改正法審議時における両院付帯決議を考慮したのか疑わしい。以上のような事情に鑑み、我が国のイノベーション促進面での産業政策、国際産業競争力強化の観点から、職務発明制度の本質と在り方(職務発明の法人帰属、特許法第35条の全廃をも含む)について、今度は、時間を掛けてじっくりと議論することが重要であろうと考える。

### 2-2. 営業秘密

自己の営業秘密が不正に侵害された企業等に対しては、十分ではないにしても、民事面、刑事面での救済が実体法上認められている。しかしながら、経済産業省における検討に基づいて、仮に、実体法において不正な営業秘密侵害の実態に沿う構成要件の見直しがなさ

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

れたとしても、刑事手続における営業秘密保護策が制度化されない状況が続くようでは、告訴後、刑事裁判の場で当該営業秘密が公開され、当該営業秘密の財産的価値が一挙になくなるリスクが依然として残る。即ち、加害者を知っても刑事告訴を躊躇せざるを得ない現状はなんら変わらず、また、加害者側もこの事情を熟知している状況下では、刑事罰面での抑止効果は従前どおり低いままであり、営業秘密保護の観点から、他国の制度に比べて十分とは言えない。したがって、産業界の立場からは、営業秘密の実効的な保護のため、他国の営業秘密保護に関する法制度等も十分に研究し、特に重要な技術の海外への流出防止等の観点から、犯罪抑止力を高めるためにも、1日も早く、実体法の見直しと同時に民事訴訟手続における営業秘密保護策と同様、刑事手続における営業秘密保護策を制度化することを強く要望する。なお、この制度化の検討に当たっては、被告の防御権の行使が不当に制約されることのないよう、また、訴訟手続の円滑遂行の確保の観点についても考慮するよう希望する。

2-3. ライセンス保護

ライセンス契約の当事者の倒産等により、権利が第三者に移転等した場合の相手方の既得権利の保護面での問題があるにも拘わらず、実際のところ通常実施権の登録制度の利用率は高くない。それは、登録制度ゆえの種々の問題を利用者が感じているからである。一方、実際の特許権等の取引においては、譲渡人が譲受人に特許権等に係る債権債務を承継して権利を移転することや、ライセンシーが引き続き当該特許発明等を実施することができるようになっている。しかしながら、これらの現状がそのまま法的に保護されれば、つまり、実施権の登録がなくともライセンス契約が保護される制度となれば、ライセンス保護の諸問題は一気に解決されると考える。海外の例をみても、ドイツやアメリカにおいてはライセンス契約の存在によりそのライセンスの効力を第三者に主張することを可能とする制度(当然保護制度)がある。したがって、日本においても、特許庁への実施権の登録を不要とする、当然保護制度の早期導入を要望する。

2-4. 知的財産制度の国際ハーモナイゼーション

知的財産制度の早期国際ハーモナイゼーションは、グローバルな視点でのパテントコスト削減、信頼性の高い権利の取得、事業ニーズに即したタイムリーな権利付与の観点から、直接の影響を受けるユーザーである産業界としては最大の関心事である。各国、地域の産業レベル、政治的な思惑等により、制度調和は容易ではないことは、過去の歴史が物語っている。従って、基本的には、バイ、日米欧、先進諸国、日米欧中韓、WIPO等、それぞれのレベルで調和できるところから推進して行くという考えで取り組むことが重要である。現在、日本特許庁が主導的に進めている特許審査ハイウェイについても、この考えに従い、対象国の拡大、運用面での利便性の向上等が望まれるところである。また、産業界からの提案に基づいて、日米欧三極特許庁で特許出願フォーマットの統一が実現したことは高く評価されるべきであり、さらに One Search、One Examination の実現に向けての三極特許庁での取り組みを期待すると共に、今後とも産業界からも具体的な提案をして行きたい。日本特許庁においては、これらの取り組みを他の国、地域にも拡大するような積極的な取り組みもお願いしたい。また、日米欧三極特許庁間での審査実務(進歩性、記載要件)に関する比較研究に基づき、各極特許庁による審査のバラツキをなくすると共に、将来的には三極特許庁における進歩性の判断基準等を統一し、審査結果の相互利用、更には相互承認を

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

実現することをお願いしたい。更に、グローバル出願制度としてのPCTについて、よりユーザーフレンドリー且つ利便性の高い制度にする観点からのリフォームを促進させるべく、日本の官民から積極的に働きかけることが重要であると考え。当協会としても、これらの実現のために特許庁等とも鋭意連携協議を進め、究極的には全世界の知的財産制度のユーザーにとって有益な制度の構築のために尽力したい。

2-5. 知財をめぐる環境変化、特にグローバル化への対応

オープン・イノベーションにおいても、知的財産は重要であり、彼我の権利は尊重されるべきであるが、昨今、パテントロール、標準化におけるアウトサイダーの権利行使、オープンソースの第三者特許のように、イノベーション促進を阻害する権利行使が問題となっており、一方で、中国における「IT セキュリティー製品の強制認証制度」に基づく情報通信機器へのソースコードの開示、発展途上国等における環境関連特許、技術の強制実施権の設定等、企業の R&D 活動への投資のインセンティブを損ないかねない制度設計が議論されている。このような状況に鑑み、産業の健全な発展を図る観点から、一定の要件を満たす場合の差止請求権の制限や、濫用的な権利行使の抑制を含めた適切な権利行使のあり方について、早急に検討を進めるべきである。また、特許の質(特許の法的安定性)の向上に向けて、非特許文献を含めた先行技術をより効率的に特定する方策の検討、進歩性の判断基準の明確化に向けての取り組みなども継続して行われるべきである。一方、標準技術に関する特許発明の円滑実施のための、また、環境関連技術等の円滑なグローバル展開のための仕組み作り、知的財産を活用して協業等を促進する License of Right 等についても、官民協力して早急に検討すべきである。

2-6. 特許有効性判断に関するダブルトラック問題

昨今、特許侵害訴訟において特許権が無効とされる事件の割合が高く(判決に至った事案中、約80%が権利者敗訴、そのうち特許無効を理由とする敗訴が半数以上とも言われている)、事業の生命線ともいえる特許権が侵害されても、裁判での紛争解決は割に合わないとの理由から特許侵害訴訟を提起することができない、との声もあり(現実に、地裁レベルでは特許侵害訴訟件数が減少傾向)、権利安定性の観点から、ビジネスリスクの増大が懸念されている。したがって、知的財産権の法的安定性の向上、予見性確保、また紛争の1回解決、合理的解決の観点から、このような状況に至っている原因を種々の角度から冷静に分析すると共に、特許の有効性が特許庁での無効審判と裁判所での特許侵害訴訟の双方の場で争うことができる、いわゆる「ダブルトラック」の是非、対応策について検討すべきである。

2-7. 保護と利用のバランスに配慮した著作権その他の法制度の整備

近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の進展等により、コンテンツその他の著作物の利用態様はますます多様化している。この点、情報検索サービスのための権利制限規定の創設等を盛り込んだ「文化審議会著作権分科会報告書」(平成21年1月)が公表され、これを受けた著作権法の改正案が国会に提出される等、一連の対応が進んでいることについては大いに評価している。しかしながら、技術の進展や社会の変化にタイムリーに対応していくためには、とりわけ著作権の権利制限規定について更なる見直しが求められるところ、現行の限定列举型の権利制限規定のみの対応では一定の限界があることも事実である。したがって、このような環境の変化に迅速

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>に対応し日本の産業競争力を高めていくためには、権利者の利益に配慮しつつも、より弾力的な運用で著作物を利用できる仕組みが必要であると考え。権利制限の一般条項(いわゆる日本版フェアユース)の導入を含めた、より柔軟性のある著作権制度の設計が具体的になされていくことを希望する。なお、上述の著作権法改正案には盛り込まれていないものの、著作権分科会報告書(平成21年1月)において権利制限を行うことの妥当性につき報告がなされている事項(例えば、プログラムのリバースエンジニアリング関係、薬事関係等)についても、法的安定性の観点からは、あわせて継続的な検討と対応を早急に進めていただくことを願います。また、コンテンツの流通促進の議論においても、著作物の保護と利用のバランスを考慮した検討を進めていただきたい。かかる議論において権利保護の視点は不可欠であるが、その一方で、利用の局面を軽視した過度な権利の尊重は、却ってコンテンツの流通を阻害しかねない。その意味で、コンテンツ流通についての制度的枠組み(プロバイダー責任制限法の改正等を含む)を検討する際には、流通の重要な担い手となるサービス・プロバイダに対しても、過度の義務が課されないよう一定の配慮がなされるべきである。</p> <p>2-8. 産学連携の更なる促進</p> <p>大学と企業との共同・委(受)託研究契約において、協議結果を踏まえた柔軟な対応を基本方針として掲げて、実行に移す大学が増えてきていることは喜ばしいところではある。しかしながら、一方で、いまだ実務レベルでは契約交渉の停滞も散見されるところであり、このような停滞による産学連携の機会損失を回避するため、契約締結についての更なる柔軟性確保に向け、大学として産学連携の全体最適を図る視点に立った対応を行うべく、関係者への徹底を継続的に図っていただきたい。また、産学連携の評価システムにおいても、経済学的な視点からの評価のみならず、全体最適が図られていることを積極的に評価する指標の整備、推進をお願いしたい。</p> <p>以上</p>
23	日本知的財産協会 特許第1委員会	<p>1. 見直しの要望事項</p> <p>「拒絶理由通知の応答期間の延長」につきましては知的財産推進計画 2006 の下、一度検討がなされました。しかし、昨今、日本特許庁の審査が他国審査よりも早い事例が多くなり、事業のグローバル化による特許出願のライセンス推進の影響もあって、現在の延長期間では、日本特許取得に困難を伴うことが頻発しているとのアンケート結果が得られました。また、PLTの影響で多くの国で応答期間の延長が徐々に進められております。以上の通り、在外者よりも内国民には日本特許取得に困難性が生じていること、及び世界ハーモンの観点から、今一度「拒絶理由通知の応答期間の延長」に関してご検討頂きますことを切に要望致します。</p> <p>2. 経緯、理由等</p> <p>(1)「知的財産推進計画 2006」の本編 第2章 1節3(2)において「拒絶理由通知の応答期間(現行 60 日)の延長に関し、合理的な理由がある場合には1月程度の延長を認めるよう、2006 年度中に、必要なシステム整備を行う。」(p.44)と記述されました。 それを受けて、産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会にて検討されて報告書「特許制度の在り方について」が公表(2006年2月)され、2007年4月より延長理由を限定して国内居住者に1月のみ延長することとなりました。</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>(2)PLT 11条(1)及び規則12条(1),(2)で、応答期間の延長期間を少なくとも 60 日間認めることが記述されております。これを受けた改正によって、多くの国では以下の通り、延長の理由不要、内外人平等、最長6月等の運用をなされております。 一方、現在の日本出願における内国民への最長3月は他国に例を見ない短いものと思料致します。 &lt;各国の応答期限リスト&gt; 日本(2007.4.1 以降) (内国民)60 日+延長1月 (理由必要/最長3月) (在外者)3月+延長3月 (理由必要/最長6月) 米国 :3月+延長3月 (理由なし/最長6月) EPC:4月+延長2月 (理由なし/最長6月)+裁量延長(理由必要) 中国 :4月+延長2月 (理由なし/最長6月) 韓国(2008.7.1 以降)2月+延長4月(理由なし/最長6月)+裁量延長(理由7種限定) ①代理人変更、②出願人変更、③外国審査応答、④意見提出通知書1月到着遅延、⑤親出願の審判・訴訟中、⑥試験、⑦責を負うことのできない事由 台湾(2008.1.1 以降) (内国民)60 日+延長 60 日 (理由なし/最長 120 日) (在外者)90 日+延長 90 日 (理由なし/最長 180 日) カナダ:6月+延長不可</p> <p>(3)当委員会では特許出願の審査実務を担当する委員85名を対象にアンケートを実施した結果、特に化学系、医薬系では80%の委員から種々理由により応答に困難をきたしたことがあり、延長を望む声が出されました。 ついては、前記要望事項の通り、応答期間の延長について再検討を要望したいと考えます。</p> <p>(4)産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会にて、内国民には1月の延長しか認められなかった理由は、延長の濫用削減、他者特許の監視負担軽減、及び審査効率の確保(4月を超えると審査官の記憶が薄くなる)のためとされました。 ついては、ほとんどの出願では4月までに応答させ、応答期間4月を超える延長は例外的な場合のみとするために、ある程度多額の課金支払を必要とする制度(内外人平等)が、バランスが取れているとも考えます。 なお、4月を越える延長には審査官が再度思い出す必要があるため、「一種の再審査」のための費用として課金することも検討頂きたいと考えております。</p> <p>以上</p>
24	(社)日本図書館協会	<p>図書館界は長年にわたり、図書館等において調査研究目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについての法改正を要望してきたところである。平成18年1月に公表された「文化審議会著作権分科会報告書」においても、このことに関して触れられており、図書館等における調査研究目的に関してのみ権利制限を行うことは「他の目的や施設では不可能と解されるおそれがある」と指摘されている。 しかし、当協会は図書館事業の進歩発展を図ることを目的とした団体であることから、図書館等における調査研究目的に関して要望をしてきたのであって、他の目的や他の施設での利用を妨げる意図はなく、また、他の目的や他の施設での利用を妨げるか否かは、立法技術上の問題であり、上記の指摘は失当と言える。 さらに、同報告書では「現在までのところ、企業活動を目的とする場合を含めて、インターネット上に公開された情報のプリントアウトについて紛争になったことはほとんどない」とし、継続して検討する方向で報告されているが、現行法に「企業活動を目的とする場合を含めて、インターネット上に公開された情報のプリントアウト」することに関する権利制限規定はなく、「紛争になったことはほとんどない」ことを理由に法改正を行わないことは、違法状態を容認することと同義と言える。 文化審議会著作権分科会ではフェアユースに関する検討が行われるとのことであり、その結果次第ではインターネット上のコンテ</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>ンツの問題も解決する可能性もあるが、フェアユースに関する検討において、一定の方向性が得られるまでには相当な年月を要することが予想される。したがって、当協会としてはフェアユースに関する検討に優先するか、少なくとも同時並行で、インターネット上のコンテンツについて一定の条件においては著作権が働かなくするなどの規定を設け、図書館等における調査研究目的であるか否かに関わらず利用促進を図るとともに、早急に違法状態を解消する必要があると考える。</p>
25	日本弁護士連合会	<p>第1 意見の趣旨</p> <p>ブルーレイディスク規格による録画機器及び記録媒体を私的録音録画補償金制度の対象とすることに関しては、同制度が予定していたアナログチューナーを搭載しない機器であれば本来補償金支払い義務の対象とすべきではないという理由で社団法人電子情報技術産業協会から反対の意見が出されている(アナログチューナーを搭載しない DVD 録画機器でも同様の問題が生じる。)。この点については、文化庁と経済産業省との間で意見の一致をみていないようであるが、このような不明確、不安定な状態は法律制度としても国民生活上も決して好ましくないことは明らかである。そこで、政府として機能するよう両省が国民に納得できる内容で早急に意見を統一されるよう要望する。なお、本意見は、今回の著作権法施行令の改正につき賛成または反対の意見を述べるものではない。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>1 前提著作権法 30 条 2 項はデジタル方式での私的録音録画については、これを行う者(ユーザー)が補償金を支払わなければならないものとしている。その上で、録音・録画機器や媒体の販売に当たり製造業者等が、補償金の支払いの請求や受領について協力しなければならないとされている(104 条の 5)。補償金の対象となる機器、媒体は政令で指定される(104 条の 4)。</p> <p>2 経過この私的録音録画補償金制度については、文化庁の文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会(主査:中山信弘東京大学名誉教授)において、私的録音録画と補償の必要性に関する考え方の変遷と将来における私的録音録画のあり方についての議論を経て、事務局から提出された著作権保護技術と補償金制度の関係の整理案、及びこれを踏まえた具体的な制度設計案について検討が行われ、関係者間の合意の形成を目指したが、著作権保護技術と補償の必要制度を巡る議論を中心に、関係者間の意見の隔たりが依然として大きいことが明らかとなり、補償金制度の見直しについて一定の方向性を得ることができなかった(平成 21 年 1 月 文化審議会著作権分科会報告書131頁参照。)。また、平成 20 年 6 月には、文部科学省と経済産業省との間で、「現在のブルーレイディスクレコーダーがアナログチューナーを搭載しておりアナログ放送のデジタル録画が可能であることも踏まえ、暫定的な措置として、ブルーレイディスクに係る専用機器及び専用記録媒体を政令に追加する。」などという合意がされたとのことである。</p> <p>3 パブリックコメント</p> <p>(1)今回、文化庁から著作権法施行令の一部を改正する政令案が提出され、パブリックコメントが求められた。この政令案は、ブルーレイディスク規格に係る機器、媒体を補償金の対象とすることを内容とするものである。</p> <p>(2)今回の政令案に対して、社団法人電子情報技術産業協会から、私的録音録画補償金制度は録音録画が自由なアナログ情報のデ</p>



「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>デジタルコピーが問題とされたものであるところ、ブルーレイディスク録画機器のうち、アナログチューナーを搭載していない機器については対象とすべきではないことを明記すべきという意見が出されている。</p> <p>(3)この問題については、文化庁と経済産業省との間で意見の一致をみていないようであるが、私的録音録小委員会でもすでに十分な議論がされていることでもあり、いつまでも解決を先送りにして政府として機能しないようであれば、国民にとって不安定な法的状態が継続することになり、法律制度としても国民生活上も決して好ましくないことは言うまでもない。両省が国民に納得できる内容で早急に意見を統一するよう要望する次第である。</p>
26-1	日本弁理士会	<p>1. 特許権の安定性について</p> <p>「第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について(案)」(以下、「基本方針」という。)において、「知的財産権の安定性・予見性の確保」が謳われ、特許権侵害訴訟において特許が無効とされるべきものと判断される事件の割合が増加傾向にあることが指摘されているが、事態はより深刻であり、知的財産権関係民事事件の全国地方裁判所における新受件数が、平成11年においては642件であったが平成19年においては496件であって、明らかに減少傾向にある。我が国の企業関係者等の中に「権利を取得しても現実に権利行使が出来ない特許権」という意識が浸透しつつあるのではないかと懸念される。このことは、特許制度自体の否定にも繋がりがかねない由々しき問題である。特許権の安定性向上のためには、(1)特許審査基準改訂にあたっての各技術分野の特殊性を配慮した柔軟性の確保(審査基準の多様性の確保)、(2)特許権侵害訴訟における判断基準としての特許審査基準の位置付け(3)異議申立制度の復活、(4)特許法第104条の3の規定の見直しといった、出来るだけの措置を講ずるべきである。異議申立制度については、特許権の安定性の確保に直接的効果をもたらすものと考えられ、その導入が早急に図られるべきである。</p>
26-2	日本弁理士会	<p>2. 国家戦略と知的財産戦略の融合</p> <p>「第3期科学技術基本計画」(2006年3月)では、「ナノテクノロジー・材料分野」を、第2期計画から引き続いて「ライフサイエンス」、「情報通信」、「環境」の諸分野と並び特に重点的に研究開発を推進すべき「重点推進4分野」に指定するとともに、優先的に資源配分することとされている。この4技術分野の研究開発戦略においては、研究開発の支援が第一であることは論を待たないが、この4技術分野に限定されることなく、社会が重視する技術分野を国策としたうえで、知的財産においても我が国が国際的な優位を確保すべきことを念頭において、強く広い知的財産権の権利取得を見据えた研究開発が推進されるように、研究開発と知的財産戦略の融合を図っていくべきである。本件は、平成19年に知的財産戦略本部で調査報告を行った経緯があるが、更に特許庁審査と連携した具体的方向性等について戦略対応の充実を図るべきである。</p>
26-3	日本弁理士会	<p>3. 不使用商標対策について</p> <p>日本弁理士会は、平成17年に不使用商標対策を提言しているが、この度、「基本方針」に「不使用商標対策の強化」が盛り込まれたことを高く評価する。膨大な数の不使用登録商標を放置したままでは、新たな商標を採択してブランド戦略を図ろうとしても、その採択を断念せざるを得ない事態が生じ、新商品の発売や新規事業の参入時における商標選択の足枷となる虞がある。不使用登録商標を減少させ</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>るためには、(1)不使用取消審判の活性化(審判請求費用の低減、実体審理の有無に応じた審判請求費用の負担を可能とする制度の導入等)、(2)不使用商標の商標権に基づく権利行使の制限、(3)使用供述宣誓書提出の義務化(登録後5乃至6年目の段階で使用の証拠及び宣誓書の提出を権利者に義務づける制度)等の検討に取り組むべきである。</p>
26-4	日本弁理士会	<p>4. 営業秘密漏洩の取締り</p> <p>経済産業省は、事業者の経験や知恵の結晶である技術やノウハウ等の営業秘密のより一層の保護を図るため、営業秘密侵害罪の要件を見直し、営業秘密の不正な流出を防止し、我が国の産業競争力の維持・強化を図るべく、「不正競争防止法の一部を改正する法律案」を今国会に上程したところである。当会は、この法案を高く評価し支持するものである。営業秘密の持ち出しに対する我が国企業関係者の評価は一定ではなく、当該技術者の退職後のこのような行為を正当なものとして位置づけている企業もあるようである。一方で、大方の企業の対応は秘密漏洩に対する厳格な対処を求めている。このような状況の中で、この法案はいわゆる抑止力としての効果が期待される。ところで、このような法的な対応とは別に、海外企業への秘密漏洩を事前に防ぐような抑止力となるエンフォースメントについても検討を行うべきであろう。例えば、我が国企業の関係者が組織する団体等の協力を得ながら調査、取締りを行う組織的な体制を整えることについても検討すべきである。</p>
26-5	日本弁理士会	<p>5. 料金減免制度について</p> <p>「基本方針」中の「中小企業のニーズに即した負担軽減策、支援策が講じられているか」と題する「視点」において、「特許手数料減免制度の見直し」が謳われている。とりわけ、「減免申請手続に関して利用者が面倒であると感じる点を分析し、その結果を踏まえて、例えば、書類審査の簡素化、事前審査を省略し虚偽申請が事後的に発覚した場合に制裁を課す制度の導入など、申請手続の更なる簡便化について検討を行い、必要な措置を講ずる。」というくだりは、高く評価できる。現在の経済情勢の影響を受けて、中小企業等は、知財に対する関心度合いを薄めるところも、逆に余裕ができた時間を研究開発に充てるところもあると考えられる。このような時期にあたり、書類審査の簡素化や事前審査の省略を行うとともに虚偽申請が事後的に発覚した場合に制裁を課すという制度の導入などにより、申請手続の更なる簡便化が早急に実現されることを期待する。更に、米国の small entity 制度のような抜本的な負担軽減策を講ずることを期待する。</p>
26-6	日本弁理士会	<p>6. 産業革新機構(イノベーション創造機構)について</p> <p>基本方針中に「産業革新機構(イノベーション創造機構)の体制整備」として、「企業や大学等に分散する技術・人材等を柔軟に組み合わせ総合プロデュースする事業に対して一定規模以上の長期リスクマネーを供給する産業革新機構(イノベーション創造機構)の体制を整備する。」との提言がある。我が国は、技術優位、特許優位でありながら企業が世界市場において必ずしも優位に立っていない。発明の保護、特許の創出だけでは国際競争力優位、さらには市場優位ということは実現できない。発明、特許を戦略的に活用して、国際競争力優位、市場優位を作るところに目を向けた政策が必要である。「産業革新機構」という新しい機構を創設してイノベーション促進の政策誘導を図ることは大いに評価したい。しかし、同時に、資金面だけでなく開発段階から市場に結びつけるまでのケアも面倒を見ると</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>いう仕組みを作っていく必要がある。即ち、良いシーズに資金面での援助を行うだけでなく、シーズを育てる人材、それを市場に結びつける人材(プロデューサー、コーディネーター人材等)を育成しながら「産業革新機構」にはりつけていくための手当てを同時に行い、同機構に「シーズを育てる機能」を持たせることが肝心である。</p>
26-7	日本弁理士会	<p>7. 知財駆け込み寺連携事業について</p> <p>「知財駆け込み寺」連携事業のセミナー・相談会は、年間数千回が開催されているが、開催場所が広範に亙る多数箇所に分散しているため、受講者が集まり難く、また、講師の負担が大きい。なお、日本弁理士会でも独自に知財支援活動として年間全国で1,000回以上、延べ1,500人以上の弁理士が社会貢献としてセミナー、講演会等の活動をしている。中小企業等の知財ユーザーは、支援組織を活用する手法について不知の層と高度化・専門化を指向する層とに二極化している傾向が見られ、従来型の座学によるセミナーのみでは、後者への対応ができない。技術開発に熱心であって、知財戦略の必要性を理解している中小企業等も多数存在する。しかしながら、中小企業等にとっては、自力で知財発掘を行うことは極めて困難であることが多く、知財を他人事として蚊帳の外に置いてしまいがちであり、紛争などの問題が生じない限り、各種機関や専門家に相談することがない。各地域の中小企業等に対しては、当該地域の中核人材と専門家(弁理士、中小企業診断士)とのコラボレーションによる戦略的な支援が不可欠であり、従来のセミナー・相談会に代えて、下記のような支援を行う「戦略型企業支援制度」の構築を図るべきである。</p> <p>(1) 支援対象となる企業を募集して選考を行い、支援開始時に、「戦略の立案」と「支援チーム」の形成を行う。支援チームのメンバーが定期的に該当企業の指導・相談に応じ、知財発掘、権利化、活用を図る。</p> <p>(2) 支援チームの作業は、(ア)目標を設定し、知財戦略を策定すること、(イ)知財戦略に基づいて地域への派遣スケジュールを作成すること、(ウ)派遣スケジュールに基づいて対象企業を反復継続して訪問し、知財発掘・権利化・活用の具体的指導・相談を実施すること。</p> <p>(3) 支援チームの活動資金は、中央官庁(特許庁、中小企業庁等)が、知財駆け込み寺連携事業予算から交付する。活動資金の管理は、地域拠点の機関が行う。</p> <p>(4) 支援チーム、対象企業からの成果報告を義務づけて、成功(失敗)事例の具体的内容に基づいたセミナー等を開催し、同一地域の他企業の参考に供する。</p>
26-8	日本弁理士会	<p>8. ソフトパワーを支えるマインドの昂揚</p> <p>日本ブランド戦略において、日本のソフトパワーの価値を再認識し、ソフトパワーを生み出すコンテンツ、ブランド価値創造に関連する産業を「ソフトパワー産業」として位置づけて産業振興、海外展開を総合的に推進することを国家戦略として打ち出している。このことは大いに歓迎するが、一方で、具体的なモノとして流通するコンテンツを生み出す力、コンテンツの背景に潜む日本人のマインド、例えば、「和の心」等を、将来に向かっていかに持続させ昂揚させていくかも大切である。我が国では経済産業省が感性価値創造に関する取組を展開しており、各省庁においても同様に日本人の感性に着目した取組が行われていることと期待している。感性価値創造とコンテン</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>ッ创作者のマッチングなど、各方面において行われているであろう日本人のマインドを昂揚させるための取組とコンテンツ創作との融合を図って、豊かな日本人の感性を将来に伝え、より充実した和のテイストに溢れるコンテンツ創作を目指していくべきである。</p>
26-9	日本弁理士会	<p>9. 中小企業を支援する弁理士の手数料の与信</p> <p>我が国の技術を支えている中小企業にとっては、特許取得のための費用は負担となっている。特許庁あるいは海外の特許庁に納付する手数料については様々な公的な支援が行われているところであるが、弁理士の手数料も中小企業にとっては負担のかなりの部分を占めているであろう。一方で、多くの弁理士が、経営体力の弱い中小企業に対する業務提供において、当該企業の倒産等のために弁理士手数料を回収できずに終わる経験を度々している。弁理士といえども事務所を維持し、所員を養っていかなければならず、現在の経済情勢の下では中小企業に対する業務提供を躊躇せざるを得ないような事態も起りかねない。この問題を解決するため、弁理士手数料についての公的支援の枠組み創設を求めたい。</p>
26-10	日本弁理士会	<p>10. アジア諸国における弁理士制度の構築</p> <p>古くから当会は、韓国、中国における産業財産権代理人制度の充実のため、大韓弁理士会、中華全国専利代理人協会と姉妹関係締結等を行ったうえで、交流会におけるセミナー開催、我が国の知的財産関連情報の提供等を行い、現地代理人制度の充実、発展に努めてきた。現在では、アジア実務家セミナーとして4年ほど前からシンガポール、ベトナム、マレーシアにおいて、アジア諸国の代理人(弁護士を含む)を一堂に集めて、代理人制度の発展に資するセミナー活動を独自予算で行っている。代理人制度は、官ではなく民の問題であろうが、当該国の代理人制度が脆弱である場合には、我が国企業が現地進出・現地協力を行う前提として特許権等の取得を行う際、ライセンス契約を締結する際、あるいは権利侵害の取締り等において実効を上げようとする際に、問題となった事実も報告されている。当会は、今後もアジア地域における代理人制度の充実・発展に貢献していく所存であるが、我が国政府もアジア諸国に対する代理人制度充実のための呼びかけ、制度強化のためのセミナー開催等の支援活動を行っていただきたい。</p>
26-11	日本弁理士会	<p>弁理士数は、平成11年に4,278名であったのに対して、平成21年3月現在は7,793名であり、ここ10年間でほぼ倍増している。ところが、同時に死亡以外の原因で弁理士登録を抹消する者も、平成11年が30名であったのに対して、平成20年が108名であり、ほぼ3倍に増加している。また、新たに弁理士となった者の業務遂行能力の向上に、従前以上の時間が要される状況となってきている。このようなもとにあっては、ユーザーが期待する“適切な知財専門サービスを適正に提供できる弁理士”の効果的な増加は望めない。そこで、弁理士の大幅増員を図るといふ旨の実質的には効果の乏しい提言はやめて、弁理士の資質の維持・向上に更に注力すべしとする提言とすべきである。</p>
26-12	日本弁理士会	<p>12. 特定侵害訴訟における弁理士の単独受任</p> <p>「知的財産推進計画」には、「新たな制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況等の実情も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2008年度以降検討を行う。」との提言がある。弁理士は、従来の権利化業務中心の活動から脱却して、総合アドバイザー型弁理士を目指して知的創造サイクルの全般に亘った幅広い活躍を行っており、「知財駆</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>け込み寺連携事業」への協力、「日本知的財産仲裁センター」運営における他の知的財産専門家との協力等々を通じて、我が国の知的財産ユーザーの総合的支援を図っている。したがって、今後も引き続きこの提言を維持しつつ、適宜検討を進めるよう要望する。</p>
26-13	日本弁理士会	<p>13. 知的財産専門家の厳選</p> <p>「知的財産推進計画」においては、例年、弁理士の資質の維持・向上が謳われており、当会としても継続研修制度への対応、実務修習制度における指定修習機関としての貢献、知的財産ビジネスアカデミーのカリキュラム充実など出来る限りの対応を行っているし、今後も出来る限りの対応を行っていく所存である。一方で、国家試験において知的財産全般についての何らの考査もなく、しかも職業上の経験から見ても知的財産全般に携わっているという保証のない一部の国家資格者を、知的財産の専門家として標榜すべきという意見が散見される。知的財産立国を進める我が国及び産業界にとって、このような根拠のない知的財産専門家の標榜は、世人をして誤認混同を生じさせ、延いては強く広い知的財産権の取得に悖るにもなりかねず、何らメリットがない。知的財産専門家という表現については、今後も厳選して使用されるようお願い申し上げます。</p>
27	日本弁理士会東海支部 地域知財政策検討委員会	<p>(1)特許権等に関する訴えの一審の専属管轄につき、その効果を実証し、さらにその専属管轄化の理念を、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所から離れた地方においても浸透させ、地方に対する利便性を向上させることを検討する時期にきている。平成16年に施行された現一審専属管轄制度は、専門的・技術的事項について十分な審理を尽くすことができるように調査官制度を充実させて裁判所の専門的処理体制を強化し、裁判の予見性を確保することにあつた。一方、改正前の競合管轄制度に比べると、地方に在住する者にとっては、利便性の欠如や専属管轄裁判所が遠隔の地にあるための経済的損失があり、ひいては、裁判を受ける権利を侵害するという欠点が指摘されているところである。新制度の施行後、特に、経済的余力がない個人や中小企業にとってみると、専属管轄裁判所が居住地から遠隔の地にあることによる時間的損失及び経済的損失のために、有効な特許権を取得しておきながら、特許権侵害の訴えを断念した事例があることは予測するに難くない。逆に、中小企業者が訴訟に応訴することを断念し、特許権を侵害していないにもかかわらず、不合理な実施許諾契約を締結せざるを得ない事例もあつたことは想定し得る。このことは、現専属管轄制度には、判決の予見性、画一性などの利点があるものの、特許権の積極的な活用を奨励し中小企業を育成し支援することを知的財産推進計画の精神としていくこと及び中小企業基本法第3条に規定する中小企業の保護及び育成に関する基本理念を考えると、未だ、十分ではないことを意味している。そこで、以下のことを提案したい。</p> <p>(2)専属管轄地方裁判所を拡充する。この5年間で、専門性を有する裁判官、調査官などが充実してきていると思われるので、これらの人材を活用し、各高等裁判所の所在地に所在する各地方裁判所を専属管轄地方裁判所に加えることを提案する。あるいは、これらの地方裁判所を専属管轄にした上で、こられの地方裁判所の何れにも提訴できるようにすることを提案する。とりわけ、名古屋地方裁判所は、改正前の競合管轄制度の下では、知的財産権関係の訴訟が特定の民事部に集約されて審理されていたことから、判決の予見性、画一性が実現されていたとの経緯がある。したがって、名古屋地方裁判所を、第一審の専属管轄とすることに、それほどの問題はない。</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>(3) 提訴者又は被提訴者の何れか一方が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である場合には、民事訴訟法第4条及び第5条に規定する地方裁判所にも提訴できる競合管轄制度を選択できるようにする。</p> <p>(4) 少額訴訟、例えば、訴額が3000万円以下の訴訟の場合には、民事訴訟法第4条及び第5条に規定する地方裁判所にも提訴できる競合管轄制度を選択できるようにする。</p> <p>(5) 移送に関して訴訟当事者の合意が得られた場合には、民事訴訟法第4条及び第5条に規定する地方裁判所に移送する制度とする。</p> <p>(6) 提訴者又は被提訴者の何れか一方が中小企業者であって低額訴訟(例えば、訴額が3000万円以下)の場合において、提訴者から移送申立てがあった場合には、民事訴訟法第4条及び第5条に規定する地方裁判所に移送する制度とする。</p> <p>上記(3)、(4)、(5)、(6)項の制度は、時間的損失や経済的損失を考慮し、どこの裁判所に判断を仰ぐかは、ユーザの選択に委ねる制度である。控訴審の裁判管轄が専属管轄である東京高等裁判所であり、控訴審は、知的財産を専門的に処理する知的財産高等裁判所において高度な専門性の下に判断されるので、一審を専属管轄化した趣旨は十分に担保される。したがって、これらの制度は、専属管轄化の趣旨を担保しつつ、ユーザフレンドリーな訴訟制度となるので、地方における知的財産権の活用及び地方における企業の育成を促進するものとなる。</p> <p>なお、これらのケースには、裁判外紛争処理を利用することを促進すべきとの意見も見られるが、被請求人に対して応諾することの強制力がなく、かつ、上記した一審専属管轄の欠点から、提訴される可能性も低いとの判断から、被請求人が応諾しないために、現実には、調停に至る事例が少ない。このような場合においても、一審専属管轄裁判所から遠隔の地に居住する者が、地方裁判所において裁判し得る環境を整えることで、逆に、裁判外紛争処理が促進されることも予想される。また、日本知的財産仲裁センターは、全国の各高等裁判所所在地に支部又は支所を設けて、知的財産に関する裁判外紛争処理が、地方住民にも配慮してユーザフレンドリーな制度になるように拡充している。このことを考えても、特許権等に関する一審の裁判管轄も、各高等裁判所の管轄地域毎に設けられるように拡充拡張し、その制度が、知的財産権の保護及び活用の面及び中小企業の支援及び育成の面から、地方住民にとっても、ユーザフレンドリーな制度になるように配慮されるべき時期であると考えている。</p> <p>以上</p>
28-1	(社)日本レコード協会	<p>知的財産推進計画は、「新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする経済社会の実現」(知的財産基本法第1条)のために策定されるべきものであるが、そのためには知的財産の「創造」「保護」「活用」のバランスが極めて重要である。「活用」を促進するためとの理由で「保護」の水準を切り下げた場合には、クリエイターに適正な利益が還元されない結果、魅力あるコンテンツの「創造」が困難となり、我が国のコンテンツの質が低下することに留意すべきである。コンテンツの流通促進は、権利の保護を</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		犠牲にして行すべきものではなく、契約ルールの形成や権利の集中管理事業の拡大により対応すべきである。
28-2	(社)日本レコード協会	<p>現在、有料音楽配信売上げの約 90%は携帯電話向けの音楽配信であるが、正規の携帯電話向け音楽配信のうち「着うたOR」及び「着うたフルOR」のダウンロード回数が年間で約 3 億 2,900 万回であるのに対し、携帯電話による違法な音楽ファイルのダウンロード数は年間で約 4 億 700 万ファイルと推定されている。また、当協会等の 2007 年調査に基づく文化庁文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会報告書によると、ファイル交換ソフトを用いた違法な音楽ファイルの推定ダウンロード数は年間で約 5 億 300 万ファイルであり、正規のパソコン向け音楽配信ダウンロード数(年間で約 4,400 万曲)の 10 倍を超える膨大な量となっている。このようにインターネット上での違法な音楽ファイルの流通は正規の音楽配信を大きく上回る規模となっており、音楽配信ビジネスの健全な成長の大きな障害となっている。こうした現状に対し、関係者及び関係官庁は一体となってインターネット上での著作権侵害防止のための実効性のある抜本的な対策を速やかに講ずるべきである。</p> <p>(1) 著作権侵害を防止する技術的対策の推進</p> <p>著作権侵害を防止し、インターネット上の違法な著作物流通を根絶するため、関係官庁は技術的対策の検討を推進する関係者の取り組みを支援し、実効性のある対策に必要な制度上の措置を講ずるべきである。</p> <p>(2) 一定のインターネット・サービス・プロバイダに対する著作権侵害防止義務の導入とプロバイダ責任制限法に定める発信者情報開示請求手続きの改善</p> <p>一定のインターネット・サービス・プロバイダに対して、著作権侵害行為を防止する措置を講じることを義務付け、この義務の履行を「プロバイダ責任制限法」による免責を受ける要件とするよう制度の見直しを行うべきである。また、権利者が違法ファイルをアップロードしている発信者に対し損害賠償請求を行うための発信者情報の入手に相当な手間とコストを要していることから、プロバイダ責任制限法に定める発信者情報開示手続きの簡素化を図るべきである。</p> <p>(3) 適法配信識別マークの普及支援</p> <p>当協会は昨年 2 月よりユーザーが安心して配信コンテンツを利用できる環境を提供するための識別マーク「エルマークOR」の導入を開始し、レコード会社との契約による正規のレコード(CD)音源や音楽ビデオなどの配信サイト(携帯電話向け及びパソコン向け)への表示を進めており、本年 3 月からは映画などの映像配信サイトにおいて表示を開始し、現在 174 社、1051 の音楽・映像配信サイトに対応が広がっている。関係官庁は、この「エルマークOR」のユーザーへの周知と普及に必要な支援をすべきである。</p> <p>(4) 法定賠償制度の創設</p> <p>インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも適切には図られていない。従って、被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度(法定賠償制度)を創設すべきである。</p>
28-3	(社)日本レコード協会	クリエイターのコンテンツ制作を支援し、ユーザーにコンテンツを伝達する者に対し適切な経済的利益が還元されるよう、以下の制度的対

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

	<p>会</p>	<p>応を行うべきである。</p> <p>(1)私的録音録画補償金制度の見直し</p> <p>技術の発達等による私的録音録画実態の変化にあわせて私的録音録画補償金制度が見直されていないため、権利者の経済的な不利益が拡大している。速やかに私的録音録画の実態にあわせた制度の見直しが必要である。</p> <p>(2)レコード放送権の創設</p> <p>デジタル技術の発達や規制緩和等を背景とした多様な放送事業者の出現により、著作権法における放送事業者とレコード製作者との関係を見直すべき時期に来ている。特に、語りをはさむこともなく音楽 CD をそのまま繰り返すような放送又は有線放送は、レコード製作者の行う CD 販売や音楽配信ビジネスと競合するおそれがある。従って、このような商業用レコードを用いた「専ら音楽の提供を目的とする放送又は有線放送」に対し、レコード製作者が合理的な条件を付すことができるようレコード製作者の権利を報酬請求権(二次使用料請求権)から許諾権(レコード放送権)に変更すべきである。</p> <p>(3)商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者へ適正な対価が還元される制度の創設</p> <p>公衆に聴かせるための商業用レコードの利用については、既に世界 124 カ国(OECD 加盟 30 カ国中、27 カ国)において、レコード製作者・実演家に報酬請求権ないし許諾権が付与され適正な対価が還元されている。我が国においても、権利保護の国際的調和を図るべきである。</p> <p>(4)レコード保護期間の延長</p> <p>現行著作権法では、楽曲の著作権が著作者の生存中及び死後 50 年間保護されるのに対しレコードの保護期間は発行後 50 年間で終了する。しかし、音楽文化の発展は、楽曲創作・実演提供・原盤製作が一体となって成し遂げられるものであり、著作権者、実演家及びレコード製作者三者の保護期間も調和的に設定される必要がある。国際的には、既に 30 カ国が 50 年を超えるレコードの保護期間を採用しており、わが国も、レコード売上第二位の国として、映画の著作物の保護期間(公表後 70 年)やレコード売上第一位のアメリカの保護期間(発行後 95 年)などを参考としながら、レコードの保護期間を延長すべきである。</p>
<p>28-4</p>	<p>(社)日本レコード協会</p>	<p>フランス、イギリス、カナダ、フィンランド等は、自国の音楽を日本市場に普及させるため、日本にある当該国の大使館等の場所を開放して、自国の音楽の売り込みを積極的に行っている。日本音楽の海外展開を一層促進するためには、アジアのみならず欧米各国の日本大使館等による、当該国における音楽市場の動向や日本音楽の需要に関する情報の提供、並びに商談会等のイベントへの協力等が必要である。また、中国における歌詞検閲制度の改善や韓国において日本音楽が地上波放送でのオンエアが規制されている実態の改善等については、引き続き政府レベルでの働きかけが必要である。</p>
<p>28-5</p>	<p>(社)日本レコード協会</p>	<p>著作物等の知的財産がどのように創造されているか、知的財産権侵害が窃盗と同じ「犯罪」であること、知的財産権侵害を行うことによりクリエイターに適正な対価が還元されなくなり新たな著作物等の創造ができなくなることなど、若年層に対し著作権についての基本的な教育を行うことが極めて重要である。</p>



<p>29</p>	<p>ビジネス ソフトウェア アライнс</p>	<p>1. 私的複製の範囲とソフトウェアの除外                  著作権法改正案では、第 30 条に規定される私的使用のための複製の権利制限から、著作権侵害の事実を知りながら行う違法な録音録画物のダウンロードが除外されていますが、ソフトウェアの違法複製物のダウンロードは除外されていません。このアプローチは、BSA にとって深刻な懸念です。違法な録音録画物のダウンロードは第 30 条から除外されるべきであるという結論に至った懸念事項と全く同じ懸念事項がコンピュータプログラムに対し当てはまるのであり、同様に扱われるべきです。コンピュータプログラムと録音録画物を異なる取扱とすることは、日本がソフトウェアの違法ダウンロードについて寛大であるという誤ったメッセージを市場に送ることになります。実務上も、ソフトウェア業界が、音楽業界、映画業界及び ISP とが共同して、ファイル共有ソフトを違法に利用した者に対して対策を取ることが困難となるおそれがあります。BSA は、2009 年度、知的財産戦略本部、文化庁、及びその他の関連専門委員会において、第 30 条の適用範囲からソフトウェアの違法複製物のダウンロードを除外すべく再検討していただくよう要請します。</p> <p>2. 私的録音録画補償金                  BSA は、これまで私的録音録画補償金制度に対する意見を適宜に提出してまいりました（以前のコメントは <a href="http://www.bsa.or.jp/policy/system.htm">http://www.bsa.or.jp/policy/system.htm</a> をご覧ください）。BSA は、補償金の縮小及び廃止という政府の基本的な方向を支持していません。BSA は、補償金の必要性や徴収した補償金の分配について、消費者も多数の疑問を持っており、不安が増加していると考えます。また、BSA は、補償金制度は、効果的な DRM 技術によって管理され、クリエイターを正當に補償することを可能にする魅力的なオンラインコンテンツ配信の迅速な開発及び発展を遅らせると考えます。BSA は、政府ができる限り速やかに補償金が縮小及び廃止されるようリードし、かつ、この問題について透明性をもって議論するよう求めます。</p> <p>3. オークションサイトにおける効果的な通知及び削除のガイドラインの策定                  BSA は、オークションサイトの運営者、著作権者、及び著作権団体が、円滑かつ効果的な通知及び削除手続のための自主的なガイドラインの制定のため尽力していることに感謝しています。今般、著作権法改正案により、著作権侵害品の頒布の申出をすることが違法になる予定であると理解しています。よって、BSA は、オークションサイトの運営者、著作権者、著作権団体が協力して、プロバイダ責任制限法に基づいたオークションサイトにおける効果的な通知及び削除手続のガイドラインを策定すること、そして政府がこの取組をリードしまた協力することを要請します。</p> <p>4. フェアユース                  BSA は、2009 年度、日本版フェアユースの導入について議論がなされると考えております。まず、BSA は、根本的に日本法制度を改正することが必要であるとの十分な証拠が示されたとは考えていません。著作権の基本的な諸権利についての権利制限は、根拠のある必</p>
-----------	--------------------------	--

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

要件に基づくものであるべきで、かつ細心の注意を払って規定されるべきです。BSA は、政府及び関連委員会が、この問題について公然かつ透明な議論を行い、フェアユースの導入に伴う弊害についても真摯に検討することを求めます。フェアユースはコモンローに由来する考え方であって、特定の事実関係の下で、許諾を受けていない著作物の利用が認められるべきかどうかを判断するという大幅な裁量を裁判官に認めるものです。裁判所は、個別の事案ごとに、使用の性質、著作物の性質、著作物の使用された分量及び実質性、並びにその使用が市場又は著作物の価値に及ぼす影響等のファクターを検討して判断するのです。このことから、当然のこととして、フェアユース法理はかなり複雑なものです。裁判官が判断をするまでは、ある行為がフェアユースに該当するのかどうか、誰も確信をもつことができません。成文化されたフェアユースの要件を個別事例に適用するにあたっては、裁判官は膨大な判例の蓄積に指針を求めます。日本のような大陸法系の法制度に、フェアユースのようなコモンローの概念を導入することは困難であり、問題があると考えます。依拠すべき何十年もの判決の積み重ねがない状況では、日本の裁判所はフェアユース規定を適用するにあたって信頼できる指針が乏しい状態に陥るでしょう。結局、フェアユースを日本の法制度に導入することは、これから先何年にも渡って不確実性が増すことになり、著作権者及び著作物の利用者の双方にとって損害となるのではないかと懸念しています。

5. リバース・エンジニアリング

BSA は、政府が、コンピュータプログラムのリバース・エンジニアリングについて著作権の制限規定を検討していると理解しています。BSA は、ソフトウェアに対する著作権保護がイノベーションを促す原動力であり、ソフトウェア産業の成功の要であり続けてきたと考えています。より広い状況の下で逆コンパイルを認めて著作権の保護を減退させることは、不透明さを生じさせ、イノベーションを遅らせ、かつ競争を制限することにより、産業に損害を与えるものであると、我々は判断しています。BSA は、現行法の保護範囲を狭めることを正当化するような具体的な問題は確認されていないと考えています。現行法での権利保護規定に関する具体的な問題について何らの証拠も提示されないため、我々は特に懐疑的になっています。開発者及び消費者には必要な情報を入手するための多くの方法があります。コンピュータプログラムに関する正確な情報を入手するための最も効率的な方法は、開発者に尋ねることです。そして、著作権法は、開発者からライセンスに基づき情報を入手する、マニュアル及びその他の文書を調査する、(プログラム所有者により提供される)コードを調査する、メッセージを調査し特定のコマンドに対する反応を調査する等の方法の製品解析による情報の入手を妨げているわけではありません。また、逆コンパイルの禁止によって、独自に新規著作物を創作することを妨げられているわけでもありません。EU の制定法及び米国裁判所の判例により、現在、逆コンパイルは、極めて狭い範囲でかつ具体的な制限が課せられる条件の下で、相互運用性を達成するという唯一の目的のために認められています。BSA は、EU ソフトウェア 指令が逆コンパイルが認められる場合について厳密に制限していることに着目しています。即ち、第 2 の開発者は、ソフトウェアの許諾を受けた複製物を保有しているものであって、相互運用性を確保するために「必要な」情報を入手するために「不可欠」であり、かつ情報が「あらかじめ容易に利用可能でない」場合などの厳格な条件を満たした場合のみ、逆コンパイルを行うことができます。EU 又は米国のいずれも、セキュリティ、デバッグ又は研究

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>目的、その他の目的のために、特段に逆コンパイルを認めているわけではありません。BSA は、日本において、著作権保護を減じることを正当化する明確かつ具体的な証拠なしには著作権の制限を行わないよう要請します。</p> <p>6. 特許制度の見直し</p> <p>BSA の会員企業は、特許の保護を強く支持しています。実際、会員企業は技術革新への投資を促進するため、著作権及びその他の知的財産による保護と並び特許権による保護に依拠しています。現在、特許庁の特許制度研究会が特許法改正の検討を始めており、更なるイノベーションの促進のための改正案を提案する可能性があるかと理解しています。具体的には、特許の質や権利行使の問題についても議論される可能性があるかと理解しています。この過程において、研究会は、強制実施の活用や差止の制限について検討する可能性があると思われます。BSA は、かかる制限の必要性を強く裏付ける具体的な事例がないまま、権利行使の制限を行うことについて懸念を有しています。BSA は、研究会及びその他の委員会が、関係当事者に対し、意見を述べるための十分な時間と機会を与えることを要望します。</p> <p>最後に(団体について)</p> <p>ビジネス ソフトウェア アライアンス(BSA)は、世界 80 カ所以上の国や地域でビジネスソフトウェア業界の継続的な成長と、安全で信頼できるデジタル社会の実現を目指して、政策提言・教育啓発・権利保護支援などの活動を展開している非営利団体です。BSA は急成長を遂げるビジネスソフトウェア 業界をリードする企業で構成されています。1988 年の米国での設立以来、常に政府や国際市場に先駆け、世界のビジネスソフトウェア業界とそのハードウェア・パートナーの声を代表する組織として活動をつづけ、教育啓発および著作権保護、サイバーセキュリティ、貿易や電子商取引を促進する政策的イニシアチブを通して技術革新の促進に努めています。BSA のメンバーにはアドビシステムズ、アジレント・テクノロジー、アルティウム、アップル、オートデスク、ベントレー・システムズ、CA、ケイデンス・デザイン・システムズ、シスコシステムズ、CNC Software/Mastercam、コーレル、サイバーリンク、Dassault Systèmes SolidWorks Corporation、デル、Embarcadero、Frontline PCB Solutions- An Orbotech Valor Company、HP、IBM、インテル、Intuit、マカフィー、マイクロソフト、Mindjet、Minitab、NedGraphics、PTC、クオーク、Quest Software、Rosetta Stone、SAP、Scalable Software、シーメンス、SPSS、サイベース、シマンテック、シノプシス、テクラ および The MathWorks が加盟し活動を行っています。詳しくは、BSA 日本ウェブサイト <a href="http://www.bsa.or.jp">www.bsa.or.jp</a> または、BSA 米国本部ウェブサイト <a href="http://www.bsa.org">www.bsa.org</a> (英語)をご覧ください。</p> <p>以上</p>
30	北海道	<p>①知的所有権センターの機能の充実(継続)</p> <p>中小企業、ベンチャー企業には知的財産戦略を推進する人材が不足しており、知的所有権センターは、それら中小企業等に対する特許に関する情報の提供や特許情報検索の指導・相談、特許流通の支援などに一定の成果を上げている。産業の活性化に向け、今後、中</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>小企業等に対する支援を一層強化する必要があることから、知的所有権センターの管理運営に対する助成措置と特許流通アドバイザーや特許流通アソシエートの配置など人的体制の強化が必要である。また、現在の事業スキームによる特許流通アドバイザー派遣は平成22年度で終了する予定とされているが、北海道においては特許流通市場が未成熟であり、特許流通の専門家が引き続き必要であるので、平成23年度以降も特許流通の専門家の確保について支援が必要である。</p>
31	(社)ユニオン・デ・フ アプリカン	<p>A)商標権侵害物品の個人使用目的所持及び輸入もしくは購入についての法による規制</p> <p>平成18年の関税法基本通達等の一部改正で「輸入貨物の数量が1個であるか複数であるかは「業として」に当たるのか否かを直ちに決定するものではない」とされ「数量の多寡にかかわらず認定手続きを執る」事としていただき個人使用目的での輸入を行うのが難しい状況にさせていただきましたが、販売をしております中国人が運営すると思われるサイトでは「個人使用目的であると言えば輸入できるし、違法ではない」との意味の掲載が為されておりますし、何処から出たのか承知しておりませんが税関提出用の書類のフォーマットも配布されている様子で、個人使用目的での輸入と言いますれば輸入出来るとの情報が周知されつつあり上記の通達改正が無効化されつつあると認識しております。事実、平成18年12月14日の関税・外国為替等審議会関税分科会の「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ座長とりまとめ」によりますと、「・・・前略・・・ 認定手続の実態を見ると、輸入者から証拠・意見が提出されない場合がほとんどである。具体的には、平成17年7月から平成18年6月までの1年間に執られた認定手続において、輸入者から証拠・意見が提出されたのは、郵便物については17,290件中48件(0.3%)、・・・後略・・・」とされおり、僅か0.3%の輸入者から証拠・意見が提出されたに過ぎないとなっていました。しかしながら、弊法人の某会員ブランドからの報告によりますと、輸入者から証拠・意見が提出される場合は年々増加し、某外郵では2009年1月・2月で1,525件の執られた認定手続に対して61件の輸入者から証拠・意見が提出されたとのことで、数値は4%に達しております。又、平成21年2月13日には、知的財産権侵害物品として某税関が輸入を差止めた事に対して輸入者が不服申立を行い関税等不服審査会が認定を取り消すことが相当との結論を出す事案が発生するなどしており、商標権侵害物品の国内への流入を防ぐという言う意味での現行制度に綻びが認められるのは勿論のこと、税関担当者の方々にとっても、現行制度は商標権侵害物品の国内への流入を防ぐ目的では立証責任問題等が明確でない等から扱い辛い側面を有する事は否定できないかと存じます。(http://www.mof.go.jp/singikai/fufuku/tosin/tosin210213.pdf) 上記の問題は税関での現場対応等が誘因となったものではなく、法が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や購入を規制していないのが抜本的問題だと思量いたします。商標権侵害物品の個人使用目的所持についての商標法改正を検討いただいた際には、「経済法である商標法で経済活動ではない個人のそれを律するのは問題がある」、「他の知的財産権法、著作権法等とのバランスの問題がある」等の反対意見が有識者の諸先生方から頂戴したと認識しておりますが、昨今では、権利者に無断でインターネットにアップされている楽曲の私的使用目的でのダウンロードを著作権法に抵触するとの改正が行われるのが濃厚であると聞き及んでおりますので上記の反対意見の内後者については余り意味のないものになったかと思量しております。又、商標権侵害物品と真正品との区別困難性の問題と既に所持している物品に関する法的安定性に欠くおそれがあるとして個人使用目的での所持禁止は行き過ぎとの意見があるのも承知いたしておりますが、法律の施行日以降の</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

譲渡等で情を知って所持している場合等という条件付きでも、情を知っての購入の禁止でも、商標法ではない法令による規制でも全く問題はないと思量いたしますので、消費者の啓発・購買抑止の観点から商標法もしくは他法令等による個人使用目的での商標権侵害物品所持もしくは購入の規制をご検討願えればと存じます。商標法改正が困難であるならば、法解釈についてのご検討を頂ければと存じます。海外に注文し日本の税関に着いた時点では物品は購入者の手元に届いておりませんので、商取引の途上にあるもので所有権は販売者にあるとの解釈も可能かと存じます。実際、海外の販売者は税関で差止められた場合は手元に届くまで再発送するとの触れ込みをしているものが殆どになりますし購入者もそれを承知で購入しておりますので、販売者と輸入者の双方が上記の解釈をしているとある意味とらえることが可能かと存じます。現行商標法やその他の法令はインターネットを介して販売者が海外にいて購入者が国内にいてという場合を想定して策定されたものではないと存じます。即ち、知的財産権侵害物品の流通を阻止するためには知的財産権侵害物品の販売を行うものを法規制の対象とすればよいという時代から、知的財産権侵害物品の販売を行うものは海外にいて法規制の効力が及ばないと言う状況で知的財産権侵害物品の流通は阻止しなければならない場合、それに則した解釈というものが必要かと思量いたします。上記2項目をご検討いただきました結果が「現行法令並びに解釈の儘」と言うことに至った場合は、少なくとも関税法基本通達等の一部改正を行って頂き、「個人使用目的での輸入」との申し立てが輸入者から為された場合は個人使用目的での輸入であるとの立証を要件としていただければと存じます。個人使用目的での輸入であるとの立証が輸入者側の要件とされれば商標権侵害物品の実質的輸入禁止が維持できるかと思量いたしますのでご検討いただければと存じます。個人使用目的での輸入は、主に、中国人等が運営している国外に所在するサーバーを基点とするサイトで購入された物品が対象であり、サイトの数も物品の数量も多大であります。更に、法的な後ろ盾が不明瞭な中での運用では、尚のこと水際で阻止しようとしている税関が割かれている労力は大きいと考えられます。又、商標権侵害物品を輸入・購入しインターネット・オークションで販売するなどの行為を安易に一般の方がして権利者の法的処置の対象となってしまう例が多くなるなどしております。権利者の権利保護という観点からだけでなく社会悪排除のそれからも是非ご検討をいただきますようお願い申し上げます。

B)啓発

平成20年暮れから、関係省庁により商標権侵害物品をインターネットで購入しないようにとの啓発活動を積極的に行っていただきました。商標権侵害物品を承知の上で購入しないようにとの呼びかけにプラスインターネットでの物品購入に潜む危険について注意を喚起していただいたことは有意義な事であったと思量し感謝いたしております。啓発活動で効果的であろうと思量いたしますのは、小学生を対象としたものであります。知的財産権の重要性や有効性を年少の頃に啓発するのは言うまでもなく将来に向けて非常に有効であろうかと存じます。児童に対するパンフレットの配布と教員に対する指導要領書の配布に付きご検討を頂ければと存じます。

C)特定商取引法

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

特定商取引に関する法律等施行についての通達(平成19年4月12日)や経済産業省が策定されているインターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドラインでは、特定商取引法の規制対象として、「特定の 카테고리・商品」で「いわゆるブランド品を一時点において20点以上出品している場合」をあげておられます。「いわゆるブランド品」とは何を指すのかは添付されている表を参照することになりますが、その表の中に「衣服」と記載されていません。正確には、更に別表を参照する事になりますが、参照として別表第1-35の「衣服」は記載されておられません。衣料品の商標権侵害物品の流通被害は鞆類や時計等のそれと比べても決してすくないということもなく、1個の物品が20万円30万円と言うことも珍しいものではありません。消費者が受ける被害も大きいことを鑑みていただき将来されらと思われる同法の通達改正もしくはインターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン改定の際には「衣服」を「いわゆるブランド品」に加えていただくようお願いいたします。又、平成18年1月31日付けインターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン策定は、知的財産権侵害物品の販売抑止を目的として含む特定商取引法の表示義務の順守の推進であったと理解を致しておりますが、その厳格なる運用についてインターネット・オークション事業者へ行政指導する立場の確保に問題があると言わざるを得ない状況と認識いたしております。つきましては、インターネットの成果に於ける同法の積極的な運用強化についてご検討を頂ければと存じます。

D) 刑事摘発

a) 犯意の立証等について

商標権侵害物品と判らない商標権侵害物品が多量に流通しております。商標権侵害物品を買うつもりのない一般消費者が被害に遭っている実態を鑑みて頂き、商標権侵害物品を販売しているものが販売していた商品が商標権侵害物品と知らなかったとの言い訳をすれば刑事摘発等を逃れられる状況を変えて頂ければと存じます。刑事事件での捜索が行われれば、少なくとも商標権侵害物品の販売は止まりますので、犯意の立証に問題があり最終的に有罪等に出来なかった事案であっても、着手した時点で商標権侵害物品の販売が止まるという社会的に意義のある事が為されたと捉え、その点に付き担当した轄等に対して警察内部で相当の評価を行うこととし刑事事件化の後押しをしていただく等の件に付きご検討いただければと存じます。もしくは、一定の事実が認められる場合には、販売者が情を知った上で商標権侵害物品を販売したものとみなし、これに争う商標法違反被疑者に「商標権侵害物品と知らずに販売した」ことの立証責任を負わせる等の制度等の見直しをご検討いただければと存じます。

b) 銀行口座の凍結ならびに海外に所在するサイトについて

中国人等が運営しサーバーは海外に置かれ海外より個人使用目的としてEMS等の海外小包で日本に商標権侵害物品を販売し代金は日本の銀行口座に振込をさせるという事例が急増しております。販売者は国外にいてサーバーが海外に所在するという状況で日本の警察による取締は不可能と存じますが、犯罪に利用されることが主な目的で開設されている銀行口座の凍結や海外の取締当局への通報等を行うことは可能かと存じます。民間が構築するスキームでは限度がありますので、犯罪の取締機関である警察庁の方より銀行協

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

会等への働きかけや中国等の取締機関への通知等をしていただければ有り難いと存じますのでご検討を頂ければと存じます。

E)水際対策

a)差止申請手続きについて

差止申請手続きについて提出部数の軽減他の簡易化のご処置を頂きましたこと感謝しております。しかしながら、提出すべき識別資料については依然として詳細な内容が要求されており、このことが申立の早期受理を妨げ、申立自体を権利者に躊躇させる原因になっていると思料いたします。とりわけ、簡易手続の対象とするためには、幅広い品目について識別資料を提供する必要があり、これが権利者の負担となっております。衣料品を例にとった場合、衣料品全てに於いて同じ偽造品防止対策(ホログラム・シール添付等)を執っている権利者は多数あり、その場合Tシャツ、 Poloシャツ、 シャツ、 タンクトップ、 ジーンズ、 ズボン、 ジャケット等それぞれ別々に資料を提出すべき必要はないと存じます。提出すべき識別資料を簡素化して頂き、申立を広く受理し、代わりに画像点検を広く認め、税関及び権利者が識別資料の作成・審理に割いている時間を、画像による点検に充ててはどうかと思料いたします。ご検討いただければと存じます。

b)認定手続き開始の際の輸入者情報開示について

認定手続きを執られた場合に輸入者に係わる情報を権利者側に通知頂いていますが、権利者代理人弁護士が警告状等を発送した結果、輸入者が記載している内容が虚偽である場合が多いことが判明いたしております。輸入者は、税関当局からの連絡は受けたいと考えていると推測できますので、電話番号は正確であろうかと考えております。認定手続きを執られた場合に輸入者に係わる情報を権利者側に通知頂く際には、輸入者電話番号も通知いただけるようにして頂ければと存じます。

c)インターネットを介した画像転送による点検について

画像点検の採用は、税関・権利者の双方にとって効率性を高めている結果となっていると考えておりますが、現在の遠隔地要件や数量要件は厳しすぎると思料いたしております。画像送信について各税関においても、ある程度ノウハウが蓄積されてきていることも鑑み、要件を見直し、画像点検の範囲を徐々に拡大して頂ければと存じます。又、「遠隔地」の定義がわかりにくいと思われるので、例えば東京を基準として遠隔地に該当しない本関・支署・出張所は何処になるのか明確にして頂ければと存じます。更に、画像点検の対象となる貨物が通常点検対象の貨物と混在していると、結局実地点検せざるを得なくなり、手続の簡素化が図られないので、柔軟な対応が可能ないように通達等で配慮して頂ければと存じます。景気が世界的に低迷する中、権利者としても知的財産権保護対策費の節減を強いられているのが現状であります。是非、ご検討を頂ければと存じます。

d)航空貨物や船舶貨物の検査に対する強化について

郵便貨物並びに旅客携帯貨物に関する検査については強化を頂いているとの実感を得ていますが、航空貨物や船舶貨物の検査に対する強化は権利者として実感できておりません。つきましては、検査人員の増強を頂き、航空貨物や船舶貨物の検査を強化できる体制を作って頂ければと存じます。

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>e) 侵害商標削除による輸入許可について</p> <p>侵害する商標部分を削除することによって輸入を許可するということが依然として行われております。商標を削除したら輸入を許可してもかまわないかという問い合わせや、商標の削除方法はこれでよいのかという問い合わせがあり、対応に時間が取られているのが実情です。TRIPS協定第46条に「不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない」と定められている事、更に、WTO の対中提訴(DS362)の報告で「不正商標商品は真正品の外観を模倣して消費者を混同させることが多く、TRIPS協定第46条(1)の「侵害の阻止」との目的と勘案すると、侵害品の状態を変更することで、商標の除去が単なる除去ではなくなる、商標権者にコメントを求める手続きは、侵害品の状態を変更するものではない」としていることを鑑みていただき単なる除去での通関を認めないように、国内法令等がTRIPS協定と整合するようにご配慮を頂ければと存じます。</p> <p>f) 輸入差止申立申請書の品目について</p> <p>同じ商品でも個人差により呼び方が変わることがある。例えば、同じ商品がある税関の方は「ジャンパー」と認識したのに違う税関の方は「ジャケット」と認識されたことがある。「ジャケット」については差止めを行う品目に記載されていたので「簡易」での認定手続きで済んだが、「ジャンパー」は記載されていなかったため「通常」での認定手続きになった事例がある。税関の方で商品をどのような名称で区別しているのかのガイドラインを策定し公表していただければ、税関の方が現場で判断される際にも申立を権利者が行う際にも混乱が少なくなると思量するのでご検討を頂ければと存じます。</p> <p>F) インターネット対策</p> <p>インターネット事業者で、オークションに出品する際の出品者の本人確認を出品に必要な事項を記入した書類を発送し身分証明書等を確認の上で引き渡す作業を行っているのは1社にすぎません。手間をかけて発信者情報開示の手続きを経て得た住所に内容証明を送付すると公園であった等の事例は頻発しており、商標権侵害行為を行ったものが逃げおおせてしまう環境が存在しているのが実態です。他のインターネット事業者に対して同等のレベルの本人確認をするように指導等を行うことをご検討いただければと存じます。</p>
32	IBM コーポレーション/日本アイ・ビー・エム(株)	<p>各論1: 特許庁間のワークシェアリングと特許の国際調和</p> <p>各国特許庁間のワークシェアリングは、各特許庁における審査ワークロード削減メリットのみならず、出願人にとっても各国での権利取得に費やされるワークロード削減が期待される。また、将来的な特許制度の実体面でのハーモナイゼーション実現への第一歩として以下の特許庁間の協力的な取り組みが評価され、推進されるべきと考えます。</p> <p>(1) 仮想特許庁: 多数国の特許庁審査官が対象の特許出願をウェブ2.0ツールを用いて協力的に審査する仕組み</p> <p>(2) 拒絶理由通知(又はサーチレポート)において引用される先行技術文献リストの形式を各国特許庁において共通化すること、さらにその引用先行技術文献リストを各国の審査官による審査のみならず、出願人による先行技術開示や第三者による情報提供のいずれに</p>



も採用すること

(3)更なる多国間特許審査ハイウェイ

#### 各論2:官民のワークシェアリング

オープンソース・ソフトウェア、ウィキペディアなど様々な分野でコミュニティの力がその存在感を増しているが、その力を特許審査にも活用すべきである。2008年に日本特許庁が行ったコミュニティパテントレビュー(オープンな特許審査プロセスであり、ウェブベースの技術を用いて、科学・技術コミュニティと特許審査官とを結びつけるもの)の試行は、十数社から約40件のレビュー対象特許出願の提供、250名以上のレビュー登録、130件以上の先行技術文献の提供など、大きな成果を上げている。このような成果に鑑みて、引き続きコミュニティの力を特許審査に活用する手だてが検討、促進されるべきと考えます。

#### 各論3:特許の質

質の低い特許(法的安定性の低い特許)、つまり、その範囲が不明確である、あるいは科学的な進歩もしくは技術的なイノベーションの観点から特許性が疑わしい特許などは、知的財産権について不安定な状況を、また特許の投機的な活用や訴訟を多く生み出すおそれがあります。IBMは特許の質を維持・向上させることが個人や学術団体、規模の大小を問わないあらゆる企業のイノベーションへの投資を促進させるものと考えます。上述の特許庁間及び官民間のワークシェアリングは、審査の効率とともに特許の質の維持・向上にも資するものと期待されます。このような取り組みに加えて、特許の質を測る指標(パテント・クオリティ・インデックス:PQI)、つまり、特許を受けようとする発明の明確性や特許審査の過程で適切な関連先行技術が引用されているかなどの要因に直接関連する経験則に基づいた客観的な評価指標を突き止め、確立することにより、特許システムがより良く機能していくことを支援することが可能であると考えます。その結果、出願人がより良い特許出願を行い特許審査官がより早くより良い判断ができるよう支援して、特許明細書および特許の質を高めることで、効率的により法的安定性の高い特許取得を可能にします。特許の質を直接的に向上させる施策のみならず、パテント・クオリティ・インデックスの研究等それを支援する施策についても併せて検討、促進されるべきと考えます。

#### 各論4:変化するイノベーションの特質に応じた知的財産政策

イノベーションの特質は変化しました。今日、高度に協業し相互接続された技術のお陰で社会は大きな利益を享受しています。消費者の求める製品の多くが複雑で、複数のイノベーターの貢献を含んでおり、何百か何千もの特許発明を取り入れています。

(1)このような状況の中で、発明等の創作へのインセンティブとして本来付与された権利である差止請求権が、無条件で自動的に認められることが果たして合理的であるのか、又かかる権利の行使が当該分野のイノベーションの実現に果たして好ましいものといえるのかについて、再検討がなされるべきと考えます。この問題は、権利の有効性が必ずしも明確でない知的財産権を投機的に利用し、その実

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>施者から法外な実施の対価を取得しようとする新たなタイプの権利者の出現により顕在化することがあります。</p> <p>(2)また、ライセンスを通じて協業を促進する観点から、ライセンス・オブ・ライト制度の普及についても検討すべきであると考えます。とりわけ、特許コモンズ(特許の無償開放を含む)は、権利者が特許権を保持しつつ、一定の条件のもと、広く第三者に無償で特許発明の実施を認める仕組みであり、特許プール等とは異なるアプローチでイノベーションを促進するインフラとなりうるものと考えます。例えば、IBMはオープン・スタンダード、ヘルスケア、教育や環境分野において特許コモンズに貢献してきました。このような特許コモンズや特許の開放についてはより積極的にライセンス・オブ・ライト制度等によるサポートが検討、促進されるべきと考えます。</p> <p>(3)また、相互接続される技術の進展に伴い、オープン・スタンダードの普及、促進がなされるべきと考えます。</p> <p>各論5: 知的財産取引保護のための制度設計</p> <p>知的財産権およびライセンスの譲渡等の取引機会は著しく増加しています。法が当初想定した水準をはるかに超える規模の知的財産権に係わる取引が繰り返される現在の状況においては、知的財産関連の取引をより柔軟に保護し得る新たな制度枠組みの検討が求められているものと考えます。具体的には、権利譲渡後のライセンス保護制度について、個別の登録無しに契約に基づき既存ライセンスが保護される米国型保護制度の検討及び導入がなされるべきと考えます。</p>
33	NRI サイバーパテント(株)	<p>昨今の経済環境下においては、官・民を問わず、無駄な投資や施策は許されない状況にある。国が推進する知財政策においては、官・民のベストミックスが以前にもまして重要になる。すなわち、民でできることは民で担い、競争の原理によって品質とコストを最適化する。重要でありながら民間企業では採算がとれない施策、審査など公正を担保すべき業務などについては、官が正確に高度に担うことが求められる。民が担う施策、民が官をサポートする施策、いずれにおいても、民間事業者の選定には、公正な競争が不可欠である。依怙(えこ)があってはならない。過去からの取引や、既成事実を楯に業者を選定したのでは、新規事業者の参入を阻み、新技術の採用や高品質なものに入れ替えることはできない。たとえば、特許庁の各種基盤システムは業務最適化計画によって、レガシーシステムからの脱却を図っているが、内部で保有する審査データには適切に更新されていないものが残っている。また、年代の古い公報のテキストデータは識字率など品質が悪いままである。あらためて民間事業者間で競争させ、品質の向上を図るべきである。また、民が育てきたサービスや機能を、特許庁自身が行政サービスの一部として真似するようでは、知財尊重に反するばかりか、民の足をひっぱり、事業者の競争力の低下を招き、ひいては、行政サービスの品質に悪影響を及ぼすため、官の投資には留意が必要である。そして、ユーザへの無料サービスや過度な援助は再検討が必要である。昨今の経済環境においては受益者負担が基本である。たとえば、特許などの検索の仕組みなどは無料で公開していることで、アジア諸国など海外への技術流出を招いているのは、周知の事実である。本来は有料として、その料金をあらためて国内産業を支援する産学連携機関や各自治体から補助するのが正しい姿である。他の施策の例でいえば、高速道路の料金値下げによって民間フェリー事業者を追い詰めたような民業圧迫問題については、はじめから回避すべきである。いずれにせよ、民の採用にあつたては、WTO 入札を遵守することは当然として、実質的に公正な競争を心から望む。そして、事業者の意見に</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>耳を傾け、官・民のベストミックスによって、知財立国を力強く推進することを切に願う。</p>
<p>34</p>	<p>LVJ グループ(株)/ ルイ・ヴィトン ジャ パン カンパニー</p>	<p>1. インターネットオークション上の模倣品取引防止対策の強化</p> <p>昨今の IT 技術の発達と普及により、インターネット市場はその利便性から劇的に拡大しておりますが、このインターネットを利用して取引される模倣品市場も同様に拡大し、より複雑化していることも事実です。そのため、これらインターネット上で取引される模倣品排除および撲滅を図るべく、知的財産権の権利者、プロバイダー、そして関連の政府機関で議論を重ねた結果、本委員会を代表し、ルイ・ヴィトン等を取扱う LVJ グループ株式会社で以下の「知的財産権を保護するための基本則」案を作成いたしました。</p> <p>日本のオークションサイトにおける「知的財産権を保護するための基本則」</p> <p>A) 出品者に関する制限 :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出品に際し、日本政府認定の写真付身分証明書(運転免許証、学校の身分証明書、パスポートなど)を提示の上、ISP へ登録することを義務付けます</li> <li>2. 1人の出品者に対し1つのクレジットカード番号及び銀行口座に限定します</li> <li>3. 出品者は日本に居住している者に限ります(海外からの出品を禁止します)</li> <li>4. 20点以上のブランド商品を提供する出品業者に関しては、フルネーム、住所、連絡先電話番号を、オークションページに記載することを義務付けます</li> <li>5. 通告を受けたあるいはリストから削除された出品者との取引に関してはすみやかに閉止します。またエスクローサービスを採用している場合は、送金された代金が出品者の元へ直接届かないよう、別口座による管理システムを徹底します</li> </ol> <p>B) オークション取引に関する制限 :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 制限時間の短いオークション(24時間以内)は一切認めないものとします</li> <li>2. キーワードスパムとは当該商標と関連のない商標を使用する行為であり、商標を複合した形で使用することも含んで、これを禁止します</li> <li>3. 商標権を侵害する商品のオークション掲載/販売にあたり、免責文を掲載することで責任を回避する行為についてもこれを禁止します</li> <li>4. 販売者を商標侵害の責任から回避するような紛らわしい表示を禁止します。 「レプリカ」「フェイク」「コピー」「偽造品」などの単語を用いることをいずれの部分においてもこれを禁止します</li> <li>5. 同様に、「～風」「～タイプ」「～スタイル」「～系」などの単語を用いることをいずれの部分においてもこれを禁止します</li> </ol>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

C)雑則：

1. 「知的財産権を保護するための基本則」はオークションサイトのトップページに、わかり易く表示するものとします。

オークションサイト上で対象商品の真偽を確認するモニタリング調査によりますと、大半は画像、価格、紹介文の内容から判断できます。明らかに模倣品であると判断した場合はインターネット事業のプロバイダーに対し、対象商品の削除を依頼いたします。画像では侵害品と判断しきれない場合は、現物品の鑑定作業が必要となります。

大手インターネットプロバイダーはオークション上での模倣品撲滅対策強化に対する意識は高く、ウェブサイトの質の向上がひいては利用者からの信頼につながるとの理解も示しております。

この「知的財産権を保護するための基本則」の履行が実現されれば、インターネット上での模倣品を削減し、消費者の市場への安全性を高めるばかりでなく、模倣品購入による被害を未然に防ぎ、さらには権利者の知的財産権の強化にもつながると考えます。

1-1 携帯オークションサイトへの対策強化

インターネットオークションを利用した模倣品の取引は、一部大手オークションサイトにおいては模倣品取引排除のための審査・監視体制の強化等が図られたこともあり、以前に比べて改善傾向にあるといえます。

その一方で、最近では携帯電話上のオークションサイトでの模倣品の取引が急増しております。近年の携帯電話端末機能の高度化、通信速度の高速化に伴い、携帯電話のコンテンツとしてネットショッピングの利用が急速に普及する中、特に若年層の消費者が、その手軽さも相俟って携帯オークションサイトを利用し、「本物」の商品を購入したつもりが実際には模倣品が郵送されてくるといふ被害が多く見受けられます。携帯電話のオークションサイトの事例の特徴としては、被害者に若年層が多い他に、携帯電話の画面が小さく、消費者の側において、出品されている商品の真偽の確認が困難であることが挙げられ、そうした状況を悪用して模倣品を堂々と販売する悪質な出品者がいると推測されます。

このような悪質な出品者から消費者、特に若年層の消費者を保護する観点からは、携帯オークションサイトのオークション事業者において、模倣品の出品の監視活動を強化して頂き、違法な出品が確認された場合にはかかる違法出品の削除や同出品者のID利用停止等につき迅速な措置が講じられるための対策の強化をして頂きますようお願い申し上げます。

1-2 出品者の正確な本人確認の徹底

インターネットオークション上でいわゆるブランド品を一時点で20点以上出品している出品者は、特定商取引法の規制対象となる「販売業者」となり、当該オークションページに氏名・住所・電話番号の表示が義務付けられますが、依然として架空または虚偽の情報が表示されているケースを確認しております。

このような虚偽情報の表示を放置した場合には、仮に、権利者が模倣品の出品を確認し、然るべき手続によってオークション事業者から

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

出品者情報が開示されたとしても権利者は違法出品者に対して適切な法的措置を講じられず、ひいてはこのような悪質な違法出品者をいつまでも排除できない懸念があります。

つきましては、一部の大手オークション事業者では既に実施されているものもありますが、これにとどまらず全オークション事業者に対して特定商取引法の規制対象となる「販売業者」の本人確認方法として運転免許証やパスポート等公的証明書の提示を求めること、かつ、住所や電話番号についてはそれが実在すること、及び提示された本人確認資料との照合を実施するよう周知徹底をして頂きますようお願い申し上げます。特定商取引法の表示義務に違反した「販売業者」に対しては、然るべき行政処分や罰則の運用の強化を併せてお願い申し上げます。

また、同一の「販売業者」が複数のIDを利用して模倣品を出品するのを防止すべく、同一「販売業者」による複数のID取得を排除するような本人確認情報の管理の徹底をお願い申し上げます。

## 2. 模倣品の個人使用目的の購入、所持、輸入の禁止

### 2-1 模倣品購入の禁止

一昨年より模倣品購入禁止について意見を提示させて頂いておりますが、本年に於いても「模倣品購入の禁止」については検討すべき事項であることを考慮し、再度要望として申し上げます。

前回まで、下記3点の理由より模倣品購入の禁止のご検討をお願い致しました。

ア. 通常、模倣品購入者は価格、購買時の状況等からそれが模倣品であると認識して購入するのであり、その意味では、盗品を盗品と知りつつ購入した者と共通し、かかる盗品購入は盗品譲受罪として刑事処罰の対象となっております(刑法256条2項。10年以下の懲役及び50万円以下の罰金)(ちなみに、同条第1項では盗品の無償譲受でさえ刑事処罰の対象となっております)。又、この盗品譲受は窃盗という犯罪を助長する側面があるが、模倣品購入も模倣品の製造・販売という商標権侵害罪を助長する点で共通するものであります。従って、模倣品を模倣品と知りつつ購入する行為は、個人使用の目的であったとしても、盗品譲受罪と同様の当罰性があると考えられるものであります。

イ. 模倣品の製造・販売は組織的犯罪として行われていることが多く、又、国際テロ組織等の犯罪組織の資金源となっているとの指摘も現在多くされております。従って、模倣品の購入を禁止することはこれらの資金源を断つ要素の一つとなり得るものであります。

ウ. 模倣品については、中国、韓国等の製造・輸出国でも、輸入国である我が国でも、その排除・摘発に国家の多数の人員と多額の国費を消費させられていることは否定できません。このような結果をもたらしている根本的原因の一つは、模倣品を模倣品と知っていてもそれを購入することが自由とされていることにあるものと思慮致します。

更に、海外の状況を見てみると、ご存知の通り、以前より引用しておりますフランス「ロンゲ法」では、模倣品購入は禁止されております。

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

また、イタリア法2005年3月14日の法に準ずる政令第35号、2005年3月16日付ガゼットオフィシエル一般62号の第1章「国内市場の拡大と開放」第1条「税関体制の強化、模倣品対策並びに国際化のための生産の支援」の第7項において、

「どのような名目であろうとも、商品の品質を鑑みもしくは提供する者や価格から、原料・原産地・知的財産権の規範を犯すと思われる物品を購入した者、もしくは譲渡を受けた者を、その行為が他の犯罪を構成しない場合に於いて、10,000ユーロ以下の行政的罰金刑に処する」

との行政処分が決定されております。

上記3点に掲げた理由、海外における知的財産権保護の積極的な働きかけの現状を鑑み、日本においても検討すべき課題なのではないかと思慮致します。

### 2-2 模倣品の個人使用目的による輸入の禁止

個人使用目的による輸入については、専門委員会等様々な場での論議がなされて参りました。また現状を見ると、輸入の点数により個人輸入かどうかの判断はなされるべきではないとされ、日本の各税関では、人員不足も謳われる中、例え1点であろうが差止めの対象として下さっております。この点については、本委員会として心より感謝申し上げる次第であります。

一方、この個人使用を目的とする輸入についての法的な規制は論議が行なわれているものの、何らかの法による規制は未だ確立されてはおりません。その結果、税関で差止めたものの、輸入者より個人使用を目的とした輸入であるとの意見書が提出されることにより通関が認められるケースが著しく増加してきております。

例えば、本委員会会員である知的財産侵害物品の多い3社のデータをみると、一昨年は6月から12月の半年間で3社合計69件の個人使用目的輸入であるとの意見書が輸入者より税関へ提出されております。また昨年は、年間を通じて3社合計436件と、一昨年と比較して実に約3倍以上の増加率を示しており、さらに本年に入りその件数は益々増加の一途を辿っております。なお、この意見書が提出されたうちの大多数が、すべて模倣品であるにもかかわらず、結果的には通関されております。これらの中には、数量的に見ても明らかに個人輸入の範囲を超えていると思われるものもありますが、「知人に頼まれた」「家族へのプレゼント」等何らかの言い訳がなされることにより、これらの真偽の立証がなされないまま通関を余儀なくされてしまっているのが現状であります。

実際に個人使用を目的としているケースもあることは否めませんが、模倣品を国内へ流通させる手段として、この「個人使用目的」を有効活用しているケースがあることも事実であります。またこの名目は輸入者のみならず販売する側も利用しており(添付資料②をご参照)、このままいけば個人使用目的を理由に海外からの模倣品流通はフリーな状態に陥る危険性もあろうかと懸念致します。

今一度、例え個人使用が目的であったとしても、輸入の禁止について再検討して頂くことを切にお願いする所存であります。

### 3. 模倣品売買斡旋の法による取締り

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

経済活動がグローバル化されている現在、模倣品の売買もインターネットの利用により世界各国で取引が行なわれております。

日本の警察の取締りが強化されていく中、模倣品業者もいかに取り締まりの対象とならないかを思索しながら、日本への模倣品流通手段を考案しているようであります。その中で現在問題となっているのが、模倣品売買の斡旋業であります。日本国内で商品を売買すれば警察の取締りの対象となるため、商品は主に中国や韓国といった海外の模倣品製造国から消費者が購入決定後直接送付し、金銭のやりとりのみ日本にいる仲介人が取り仕切っております。税関で少量の模倣品が輸入されているケースの増加を見てもこの事実を十分にご理解頂けるものと思います。

これらの模倣品売買はインターネットオークションのみならず、堂々と模倣品販売のホームページを作成しているケースも多く見られます。これらホームページ上には、法律での規制が一切ないことをいいことに、堂々と「仲介サービス」、「代行業」と謳って日本での模倣品斡旋を行なっております。

これら「斡旋」「仲介」が法律で取り締まられることがなければ、今後このような事例は増加の一途をたどることは明らかであります。

そこで、本委員会としては、商標法に「仲介」「斡旋」を侵害行為として加えて頂けることを強く希望いたします。

これら「仲介」については、2007年2月7日付の議会で決定がなされたフランスの模倣品対策法計画の中でも、制裁の可能性を認めることが含まれております。

法計画第10条では、知的財産権法 L.615-3条の見直しとして下記の内容補足がされております。

「裁判所は、仲介業者が提供するサービスが、権利者に授与されている権利を侵害する目的で模倣品業者に利用された場合、仲介業者に対してこれらを停止すべく全ての処置を命令できる」

上記内容は今後の国会の検討事項ではありますが、仲介・斡旋の制裁は現在の社会現象を考慮するに非常に進歩的な内容であり、今後の知的財産活動に大いに役立つものであります。

日本においてはぜひ、刑罰の対象となる侵害行為、もしくは侵害みなし行為としてご検討頂けますよう宜しくお願いいたします。

#### 4. 国民への啓発活動の更なる強化

2008年知的財産推進計画の中に盛り込まれている内容の1つであります、この啓発活動を更に強化して進めて頂ける事をお願い致します。

一般に、「買う人がいるから売る人がいる」と言われており、これはある意味正しいと考えるものです。

特に、日本においてまだまだ知的財産権に対する意識というものは、商業レベルにおいては高まってきてはいるものの、消費者レベルにおいては希薄であると言わざるを得ません。

そこで、知的財産権に対する意識向上を図るプランとしまして、教育の現場でしっかりと取り上げて頂きたいと思っております。特に、教育の一環として中学・高校の授業の中で年間数回でも取り上げることを義務として頂けないでしょうか。教育を行なう側が知的財産権につい

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

		<p>ての認識が薄い場合もあろうかと思えます。その場合は、民間企業が協力し、授業の手助け又は講演会といった形等何らかの協力体制を講じ、教育の場でしっかりと学生達に理解を深めてもらうことが、将来の知的財産権に対する意識向上の確実なプランであると思慮致します。</p>
35-1	日本ユニシス(株)	<p>力を入れて欲しい政策事項 知的財産の保護／国際知的財産システムの構築： 引き続き、国際知的財産システムの構築に向け、リーダーシップを取りながら推進すること。その際に中国や韓国他アジア諸国の知的財産システムへの取り組みをまとめ、日本がアジア諸国の統制をとる役割を担っていくこと。</p>
35-2	日本ユニシス(株)	<p>力を入れて欲しい政策事項 知的財産の保護／アジア地域等における知的財産制度の整備・協力： 引き続き、アジア諸国の知的財産政策の先駆者としてリーダーシップを担い、アジア諸国の事情を網羅した TRIPS 協定(原産地や伝統の取扱い)の見直しを主体的に提案することと、知的財産法制度が不十分なアジア諸国の法整備等を積極的に支援していくこと。</p>
35-3	日本ユニシス(株)	<p>力を入れて欲しい政策事項 知的財産の保護／技術流出防止／海賊版や模倣品対策： 引き続き、アジア各国政府と連携を緊密に取りながら、海賊版や模倣品対策、防止・撲滅を図る施策を強化していくこと。</p>
35-4	日本ユニシス(株)	<p>新たに盛り込むべき政策事項 知的財産の保護／技術流出防止／秘密情報・ノウハウ等の営業秘密や技術情報の不当な流出、不正利用の抑止： 新たに、アジア諸国の関係官庁と連携を取りながら不正使用の取り締まりを強化していくこと。また、貿易や経済に関する 2 国間協定などに技術情報の不当な流出、不正使用などに関する施策を条項として組み入れることなどを通じて、日本企業の事業損失を抑止するとともに、アジア諸国と日本企業の健全な技術連携を可能にする環境整備を推し進めていくこと。</p>
35-5	日本ユニシス(株)	<p>力を入れて欲しい政策事項 知的財産の活用／国際標準化活動の強化： 引き続き、国際標準化への積極的な関与に関わる施策を講じること。とりわけ、日本企業が技術的な強みを有している、電気・電子関連の国際標準化については、国としての統合的な戦略の提示、国際標準化に関わるコンソーシアムなどへの参加を支援する組織の運営、国際標準化団体への発言力強化のための人員派遣、施策提示などを実施していくこと。</p>
35-6	日本ユニシス(株)	<p>新たに盛り込むべき政策事項/力を入れて欲しい政策事項 知的財産の活用／事例集・マニュアルの公開： 引き続き、知的財産の活用に係わる各種マニュアルの作成に積極的に取り組んでいくこと。また、新たに、アジア諸国における技術情報の流出防止、不正利用への対応策、日本大使館・領事館の対応などの事例集・マニュアルを、各種施策の実施に合わせ迅速に作成していくこと。</p>



「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

35-7	日本ユニシス(株)	<p>新たに盛り込むべき政策事項</p> <p>知的財産の活用／特許・技術情報の一元的な提供：</p> <p>新たに、アジア諸国における特許出願情報、各国の技術論文などに関し、同一言語で閲覧できる情報提供システムの整備を押し進めていくこと。</p>
36-1	マイクロソフト(株)/ マイクロソフトコーポレーション	<p>弊社は日本政府の「知的財産立国」構想に全面的に賛同している。これまで培ってきた知的財産立国の取り組みを堅持し、創造・保護・活用のあり方を、いずれを緩めることなくそれぞれ洗練・発展させ、イノベーションという成果に注目した、プロイノベーションの施策推進がなされる事に大いに期待する。</p>
36-2	マイクロソフト(株)/ マイクロソフトコーポレーション	<p>オープン・イノベーションは、知的財産に立脚していること、すなわち、各社が所有する知的財産権の存在と価値を踏まえつつ推進することが肝要である。オープンイノベーションの下では、自社の技術開発力のみには依存するのではなく、他社の協力や成果を活用するため、適切な価値が認められた知的財産を各々の事業方針に基づいて自由に流通できる市場を形成・維持していくことが重要である。これが担保されることにより、企業は知財の創造へのインセンティブが持続的に働くとともに、戦略的にオープン・クローズの判断を行いながら、創造した知的財産の価値の最大化と他社の知財を組み合わせた新たなイノベーションを生み出すことができ、ひいては日本産業の発展につながる真のオープンイノベーションサイクルが構築されるものと思料。また、「オープン」の言葉によりオープンイノベーションが「オープンソース」の開発手法と混同されることがあるが、これらは同一の概念ではない。知的財産の価値を弱めたり、無償の共有を促進したり、流通を強制或いはそれに準じる効果を及ぼす施策を採ることはオープンイノベーションの推進の本質ではない。政府にはオープンイノベーションを促進する健全な市場形成のための支援となる施策を期待したい。</p>
36-3	マイクロソフト(株)/ マイクロソフトコーポレーション	<p>2006年の改正意匠法において画面デザインの意匠登録が可能となったが、保護対象が「物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いるために表示されるもの」であるものに限定されていることから、汎用コンピューター機器にインストールされた機能を起動するためのアイコンは意匠法上の保護対象となっていない。PDAや携帯電話といった情報機器の操作を行うための画面表示に利用されるアイコンは意匠法上の保護を受けているが、これらの製品も様々な機能を追加的に利用可能にする機能拡張等が可能であり、その点で汎用コンピューターのそれとの違いはもはや存在しない。諸外国の法整備例に照らしても汎用コンピューター機器のスクリーン上のアイコンについても意匠法で保護されるよう手当てを講じるべき。</p>
36-4	マイクロソフト(株)/ マイクロソフトコーポレーション	<p>商標法では、新しいタイプの商標(音、動き、位置等の商標)の導入が検討されているが、トレードドレスを保護対象とする方向で進められているようには見受けられない。空間的概観やディスプレイ全体の概観等のトレードドレスであって自他商品・サービスの識別力を有するものには、商標法上の権利を認めるべきである。また、トレードドレスが諸外国で保護されている事情にも鑑みると、国際的調和を図るためにも、日本においてもトレードドレスを商標法上の保護対象とすべく検討を進める必要がある。</p>
36-5	マイクロソフト(株)/ マイクロソフトコーポ	<p>教育目的における教育現場での著作物の利用の為の権利制限のあり方について、インターネットの進展等を鑑みて見直すこととされた昨年度の文化審議会著作権分科会では、結果的に検討が進まず結論に結び付いていない。e-learning やインターネットを活用した教育にお</p>

「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に提出された意見【団体】

	レーション	いて日本は先進国中で大きな後れをとっており、その原因の一つが著作権処理の問題が解決していないことにあることは周知の事実である。検討が進まない理由として、大学関係者の意見とりまとめが進まないことが度々あげられるが、内閣官房のIT戦略本部の重要課題としても教育におけるICT利活用の推進が挙げられていることを鑑み、関連担当省庁が協力して積極的にその調整を支援し、早期に解決される事が必要と思料。
36-6	マイクロソフト(株)/ マイクロソフトコーポ レーション	平成21年著作権法改正においては、著作権を侵害して掲載された録音・録画著作物の私的使用目的における複製(ダウンロード)が違法化される変更が行われたが、同様に甚大な被害が認められるプログラム著作物は検討の俎上にのりつつも引き続き検討とされた。違法複製の件数や単体の額面だけでなく、プログラム著作物の特性としてその機能を使い続けられてしまうことに鑑みれば、その実質的な経済損失は甚大であり、録音・録画著作物同様私的複製からの除外を緊急の課題として対処すべきである。

(別紙)

## 「知的財産推進計画 2009」の策定に向けて

2009年3月17日  
(社) 日本経済団体連合会

## 目 次

<b>I 総論</b> .....	1
1. はじめに	
2. 第3期における個別政策の方向性 .....	2
(1) 企業の事業活動を支える柔軟な特許制度の整備	
(2) 産業と文化の発展を促進する著作権法制の構築	
(3) 国際標準化戦略の強化	
(4) コンテンツ産業の振興	
<b>II プロイノベーション時代を見据えた知財戦略の構築</b> .....	4
1. 知財創出力の強化に向けた研究開発基盤の整備	
(1) 産学連携のさらなる促進と円滑化	
① 大学における知財活動に対する支援	
② 円滑な技術移転に向けた取り組み	
(2) 企業における研究開発の円滑化	
① 職務発明規定（特許法第35条）のあり方の検討	
② 産学連携にあたっての税制的支援の実施	
③ ライフサイエンス分野における研究開発の円滑化	
2. 産業活性化に向けた知財制度の整備 .....	6
(1) イノベーションを促進する効率的な特許制度の整備	
① 特許制度の国際的調和の加速	
a) 世界特許制度の実現に向けた取り組みの推進	
b) 審査基準の国際的調和の推進	
c) アジア地域における制度調和の推進	
② 特許の質の向上に向けた取り組み	
a) 官民のワークシェアリングの推進	
b) 合理的な先行技術調査手法の確立	
③ 権利化支援策の実施	
a) 柔軟な審査体制の構築	
b) 特許関連費用に対する支援	
c) 機械翻訳の機能向上	
(2) 適切な権利行使のあり方の検討 .....	8

(3) 営業秘密の保護のあり方の検討	8
(4) 模倣品・海賊版対策	9
①実効的な模倣品・海賊版対策の推進	
②中国における意匠模倣問題への対応	
(5) 産業と文化の発展を促進する著作権法制の整備	10
①デジタル化・ネットワーク化時代に対応する複線型著作権法制の整備に向けた検討	
a) 産業財産権型コピーライト制度	
b) 自由利用型コピーライト制度	
②実効的な権利保護を実現する環境の整備	
a) 著作権保護技術とその法制補完のあり方	
b) I S Pとの協力の推進	
c) モバイル向け違法コンテンツ配信の根絶に向けた取り組みの強化	
③権利制限規定の見直し	12
a) 権利制限規定に対する基本的な考え方	
b) 薬事にかかる権利制限の見直し	
④その他	13
a) 私的複製の適用範囲（著作権法第30条）の見直し	
b) 著作権法における間接侵害の範囲の明確化	
c) I Pマルチキャスト放送による同時再送信の権利処理のあり方 の見直し	
d) もっぱら音楽の提供を目的とする放送・有線放送の取り扱い	
3. 企業の事業活動の円滑化に向けた施策の展開	14
(1) 企業の国際競争力の強化のための取り組み	
①オープン・イノベーションに対応する知財の多様な活用の促進	
②ライセンス契約の保護のあり方の検討	
(2) 知財の適切な活用に向けた取り組み	15
①知財の適切な活用のあり方	
②中国における強制認証制度の問題	
(3) 知財訴訟制度の運用改善に向けた取り組み	16
①特許侵害訴訟にかかる現状について	
②司法の国際的調和の推進	
(4) その他	17
①知的財産法と独占禁止法の関係のあり方の検討	

②企業会計における知的資産の価値評価のあり方の検討	
③自治体等における知財活動の推進	
④企業活動に精通する知財人材の充実	
4. 国際標準化戦略への取り組みの強化	17
(1) 関係省庁間の連携強化	
(2) わが国としての戦略的な取り組みの強化	
(3) 産業界における取り組みの促進	
(4) 国際標準に関連する知的財産の取り扱いルールの明確化	
(5) 国際標準化人材の育成・確保	
<b>Ⅲ コンテンツ産業の振興</b>	20
1. コンテンツの創造力の強化	22
(1) 研究開発・設備投資	
①コンテンツの開発・維持・拡充に対する税制上の優遇措置	
②映画業界におけるデジタル環境の整備	
③コンテンツに関する技術開発の推進	
(2) 資金調達	23
①資金調達の多様化に向けた環境整備・支援税制の創設	
(3) 制作支援・制作環境整備、産業集積・地域振興	24
①ロケーションパークの設置	
②外国語で作成された技術文書の翻訳支援	
③ライブ・エンターテインメント集積の推進	
(4) 人材育成	
①プロデューサーの育成	
②クリエイターの育成	
③マルチコンテンツ・プロデューサー人材の育成	
④マルチメディア・ビジネス人材の育成	
⑤法務人材の育成	
⑥企業内の人材の確保・育成に対する支援の強化	
⑦子役の出演可能時間の延長	
⑧雇用のセーフティネット整備	
(5) 教育基盤の整備	27
①教育機関から職場を通じたキャリア育成体制の整備	
②コンテンツ統計の整備	
③インターンシップの推進	
④客観的な技能要件にもとづく検定制度の創設	

## 2. コンテンツの新たな市場の創出と流通の促進 ..... 28

### (1) 国際展開の推進

- ① J A P A N国際コンテンツフェスティバルの推進
- ②マーケット機能の強化
- ③日本コンテンツの海外展開への支援
- ④国際共同制作協定の締結
- ⑤日本貿易振興機構（J E T R O）、在外公館等におけるコンテンツの情報収集・提供および発信機能の強化
- ⑥海外子会社による日本コンテンツ海外展開の支援

### (2) マルチユースの促進 ..... 31

- ①コンテンツ・ポータルサイトの充実
- ②権利者情報の整備
- ③契約ルールづくりの推進
- ④デジタル・コンテンツの流通環境の整備
- ⑤流通促進・文化保全のためのアーカイブの整備
- ⑥有料放送市場の拡大

### (3) 新市場の開拓 ..... 33

- ①教育との連携

## I 総論

### 1. はじめに

時代は今、大きなパラダイム転換のただ中にある。産業・社会の高度化とともに、有形財と同様、技術やノウハウ、コンテンツなど無形財の価値が重視される知識社会に向けて、各国は新たな成長力の源泉として“知”の創出と獲得に熾烈な競争を展開している。また、近年は、新たなプレイヤーとして、中国やインドをはじめとする新興国が加わるなど、国際競争は一層複雑さと激しさを増してきている。さらに、地球温暖化問題や資源・エネルギー問題などのグローバル・イシューも大きな課題となっている。

こうした状況に対応するためには、新たな成長をもたらすイノベーションや産業の創出などによる産業構造の変革が必要であり、それを支える政策基盤である知財制度の今後のあり方について議論することが不可欠となっている。わが国の知財立国に向けた取り組みは、一定の成果が出始めているところであるが、知財と経営が密接不可分な関係を深める中、パラダイム転換の根底にある本質を良く見据えた上、イノベーション創出や健全な競争を促進する観点から、具体的な施策が講じられる必要がある。

今、われわれに必要なものは、競争力強化を追及してきたプロパテント政策の成果を踏まえ、“競争”と“協調”のバランスのとれたプロイノベーション政策へと深化を図ることであり、それを体現する知財制度である。プロイノベーションの考え方に立脚した知財制度が有すべき理念について、われわれは、次のように考える。

第一は「公正性」の担保である。プロパテント政策においては、競争力の向上が重視される中、知財権の強化が進められてきた。しかし、その結果として、合理性に欠ける権利行使により、イノベーションが阻害されかねない事例も発生した。プロイノベーション政策においては、公正な競争とともに、合理的な権利の保護、行使が可能となる制度運用が求められる。

第二は「柔軟性」の確保である。イノベーション創出に向けた知財の活用方法が多様になってきており、こうした動きを促進する観点から、知財の目的に応じた柔軟な活用のあり方を検討し、知財によるイノベーションの恩恵が社会に還元される仕組みを構築していくことが求められる。

第三は「国際的な共通性」への配慮である。知財権は国ごとに成立し、保護されている。しかし、デジタル・ネットワーク化の進展などとも相まって、国境を越えた連携によるイノベーション創出が重要になってきており、国際的なコンセンサスを得られる共通性を目指しつつ、グローバルな知財制度を構築していくことが求められる。



世界経済が未曾有の危機に直面している現状は、非常に懸念される。しかし、危機は好機でもある。政府は、プロイノベーション時代に向けた新しい理念とそれに対応する政策を提示すべきである。

2009年度からはじまる第3期の「知的財産推進計画」においては、第2期までの取り組みの成果と、先に示した産業界が考える3つの理念を踏まえ、わが国の産業・文化のさらなる発展に向けた“骨太の国家戦略”が示されることを期待したい。そのためには、知的財産戦略本部が強力なリーダーシップを発揮し、関係省庁間の垣根を越えた分野融合的な政策の立案を推進すべきである。その上で、世界の共感が得られる知財制度のグランド・デザインをわが国から発信していくことが望まれる。

## 2. 第3期における個別政策の方向性

### (1) 企業の事業活動を支える柔軟な特許制度の整備

知財の目的は、知財を活用した新しい製品・サービスが市場に提供されることにより、イノベーションを創出し、経済・社会の発展に寄与していくことにある。第3期においては、知財の本来の目的を踏まえ、プロイノベーション時代に適した特許制度の運用のあり方について検討していくべきである。

検討の基本的な考え方は、特許法第1条で掲げられている“産業の発達に寄与する”ことにある。企業が求めているのは、安定的な法制度にもとづく柔軟な制度運用である。プロイノベーション時代の産業振興に向けて、各産業における知財の活用実態や企業の事業活動の動向に適切かつ迅速に対応できる体制づくりを推進すべきである。

特に、近年のグローバル化の進展とともに、わが国企業の活動範囲は、欧米先進国やアジア諸国などさまざまな国・地域へと広がっている。こうした企業の事業活動を支える観点から、「世界特許制度」の実現を目指しつつ、特許制度の国際的調和と国内法制の見直しを加速させていくことが求められる。

### (2) 産業と文化の発展を促進する著作権法制の構築

近年のデジタル化・ネットワーク化の急速な進展により、著作物等の創作、利用、流通の形態は著しく変化している。これにより、コンテンツ産業等においては、新たなビジネスモデルの構築が可能となる一方、権利保護や利用促進の面では、これまでになかった問題に直面している。

著作権やコンテンツ関連ビジネスをとりまく環境が大きく変化する中、コンテンツ関連産業の健全な発展を促し、わが国の優れたコンテンツを世界に発信していくためにも、産業・文化政策の双方の観点から現行著作権法のあり方を

見直し、著作物等が持つ目的に応じた創作、保護、利用のための環境を提供することができる「複線型著作権法制」の構築に向けた検討を進めるべきである。

### (3) 国際標準化戦略の強化

2006年12月に策定された「国際標準総合戦略」を契機として、わが国発の先進的技術の標準化に向けて産学官が協力し、研究開発戦略、知財戦略、標準化戦略を一体的に推進する取り組みが始まったことは評価に値する。

一方で、欧米やアジア諸国も取り組みを強化しており、わが国も国際競争力強化の観点から、官民連携による取り組みをより一層進める必要がある。特に、関係省庁間の連携強化や戦略的な他国との仲間づくりなどの取り組みを強化するとともに、第三者特許問題など標準技術の普及を妨げる問題の解決に向けた国際的な働きかけの強化が重要である。

### (4) コンテンツ産業の振興

コンテンツ産業のグローバル化が進み、優れたコンテンツやそれを担う人材の交流が国境を越えて行われている。世界中でわが国発のコンテンツが生まれ、関心および評価は年々高まっている。

国内コンテンツ産業全体の市場規模は、約14兆円で世界第2位であるが、伸び率は鈍化している。2015年までにコンテンツ産業の売上高を5兆円拡大するという政府の目標を達成するためには、国内におけるコンテンツ創造力を強化しつつ、積極的な海外展開をはじめ、急速にデジタル化・ネットワーク化された環境下での新たなビジネスモデルの構築を模索することが必要となってくる。

世界各国では、多くの公的資金を投じつつ、自国コンテンツの輸出促進やコンテンツ人材の育成など積極的かつ戦略的な産業支援策を講じている。こうした状況下で、わが国コンテンツ産業のさらなる振興のためには、文化と産業を包括的に捉える文化産業戦略という視点によって、継続的、分野横断的かつ省庁の枠を超えた“オールジャパン”として、「コンテンツ立国」たるべき対策を講じていく必要がある。

## Ⅱ プロイノベーション時代を見据えた知財戦略の構築

### 1. 知財創出力の強化に向けた研究開発基盤の整備

#### (1) 産学連携のさらなる促進と円滑化

##### ①大学における知財活動に対する支援

グローバルな知の獲得競争が繰り広げられる中、知の源泉である大学に対する企業の期待は大きく、さらなる産学連携の強化が望まれる。また、今後は、イノベーション創出を加速していくため、大学と企業の連携だけではなく、大学同士の連携や研究開発法人を含めた幅広い連携に積極的に取り組んでいくべきである。

なお、効果的な連携を推進する観点から、現在、大学ごとに整備されている大学知財本部やTLOの活動のあり方について見直し、地域あるいは技術分野をベースとした連携体制の構築を進めるとともに、国や地方自治体はその活動を支援すべきである。

また、大学による重要な研究成果の特許出願については、積極的な海外出願が期待される。しかし、大学による海外出願に対する費用支援は十分とはいえず、非競争的資金の充実や科学技術支援機構などによる継続的な支援が求められる。

##### ②円滑な技術移転に向けた取り組み

大学知財本部やTLOの活動によって、大学と企業の共同研究などの際、知財の取り扱いについて柔軟な対応が図られつつある。しかし、分野によっては依然として技術移転が円滑に進まないケースが見られ、その大きな要因として、不実施補償をめぐる考え方の相違がある。

技術移転をより効率的に進める観点から、技術情報などに関する大学と企業とのコミュニケーションを深めるとともに、産学連携の成功事例、失敗事例を検証し、技術の内容や連携の形態に応じた柔軟な契約モデルの策定、また、大学における知財活用のための「ガイドライン」の策定などに取り組むべきである。

#### (2) 企業における研究開発の円滑化

##### ①職務発明規定（特許法第35条）のあり方の検討

特許法第35条では、職務発明にかかる「相当の対価」について、使用者と従業者との間の協議に委ねられることとされている。これにより、研究者のインセンティブが向上することが期待されるものの、企業にとっては、依然として訴訟リスクを解消することができない不安定な制度となっている。

さらに企業の事業活動のグローバル化や、オープン・イノベーションの広がりにより、外国企業等との協業・連携が拡大する中、わが国と各国の職務発明の取り扱いの違いが、企業の事業活動、あるいは外国企業等がわが国に研究機関を置くことを阻害する要因ともなりかねない。また、企業の利益は、社内の多くの部門の連携による成果であり、発明者に対してのみ利益見合いの報奨を支払うことは従業員に対する公平性を欠き、企業内の労使関係に影響を及ぼしている。

こうした産業政策、労働政策上の観点、そして企業経営を取り巻く環境の変化を踏まえ、過去の発明の取り扱いを含め、職務発明規定のあり方について検証した上で、特許を受ける権利の法人帰属化など、制度の見直しに向けた検討を行うべきである。

### ②産学連携にあたっての税制的支援の実施

産学連携において、税制が円滑な連携を阻害している面がある。例えば、企業からの研究費で大学が購入した研究設備等について、大学が固定資産化して他の研究に活用した場合、企業は試験研究費として費用処理できないといったリスクがある。こうしたケースをはじめ、産学連携を推進する観点から税制面の支援を積極的に検討すべきである。

### ③ライフサイエンス分野における研究開発の円滑化

革新的な医薬品の創出につながる創薬研究の上流においては、大学等による基礎研究の成果やリサーチツール特許に効果的にアクセスできることが重要となる。しかし、実際にはライセンス交渉に時間がかかるなど、必ずしも効率的に活用できる環境が整備されているとはいえない。

リサーチツール特許の活用については、総合科学技術会議において「リサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（2007年3月）が策定された。今後は、「指針」に沿った円滑な活用を促す仕組みを構築するとともに、権利者、利用者の双方に納得感のある利用条件の醸成、合理的な契約条件モデルの提示等に取り組むべきである。特に、リサーチツール特許の権利者の多くが欧米企業であることから、「指針」の欧米への普及とコンセンサスの形成に取り組むべきである。

また、特許法第69条における試験研究の例外適用の範囲について、現在、判例もなく、明確にされていない。ライフサイエンス分野の研究実態を踏まえ、諸外国の状況などを調査し、明確化に向けて検討すべきである。

## 2. 産業活性化に向けた知財制度の整備

### (1) イノベーションを促進する効率的な特許制度の整備

#### ①特許制度の国際的調和の加速

##### a) 世界特許制度の実現に向けた取り組みの推進

日米欧三極を中心として、特許審査ハイウェイやニュールート、出願様式の共通化など、各国特許庁間でワークシェアリングに向けた取り組みが積極的に進められている。今後、これらの取り組みを中国や韓国等へ拡大するなど、実体面での制度調和に向けた取り組みを積み重ね、将来的には、第1国で権利が認められれば他国でも権利が認められる「世界特許制度」の実現を目指すべきである。また、制度的に調和した先願主義の実現に向けて日欧が連携し、米国の特許法改正に向けた継続的な働きかけを行っていくべきである。

##### b) 審査基準の国際的調和の推進

現在、国ごとに特許の審査基準やその運用が異なっていることから、同じ発明であっても国によって特許成立・不成立があり、また、特許化された場合であっても権利範囲に差異が生じている。そのため企業の事業活動に大きな影響を与えている。

各国の法制が異なる中、審査基準の統一を進めることは容易ではないが、特許審査ハイウェイの拡大とあわせ、記載要件の統一や、審査官・サーチャーのクオリティ、あるいはサーチの範囲、手法のクオリティの統一を図り、審査基準の国際的調和を進めていくべきである。

##### c) アジア地域における制度調和の推進

中国やインド、ASEANなどアジア各国の経済成長に伴い、これらの国々における日本企業の活動も活発になっている。しかし、特許制度をはじめとする知財制度が十分に整備されていない国も多く、知財の適切な保護のための制度基盤の整備が強く求められている。

そこで日中韓などが中心となり、アジア各国における知財制度の整備を支援するための枠組みを構築すべきである。将来的には、アジア域内で同一の保護が受けられる体制を構築することを目指していくべきである。

#### ②特許の質の向上に向けた取り組み

##### a) 官民のワークシェアリングの推進

近年、世界的な出願件数の増加により、先行技術調査、とりわけ非特許文献の調査は困難を極めている。また、審査の早期化により、公開前に査定され、第三者による情報提供の機会がないまま特許化されるケースが生じている。こ

のような状況では特許権が不安定となり、将来的に訴訟リスクが増加する要因ともなりかねない。そこで、特許の質の向上のため、特許審査のプロセスにおいて外部のコミュニティを活用する施策の実施など、官民のワークシェアリングを推進していくべきである。

昨年、わが国においてコミュニティ・パテント・レビューが試行されたが、その成果を踏まえ、コミュニティの運用のあり方を工夫するなど、実用性の向上に向けた検討を進めるべきである。また、公開前に審査請求される案件への対応については、現行の審査制度との調和を図りつつ、「即時公開公報」の発行、あるいは「特許異議申立制度」のように第三者が特許の有効性について申し立てを行うことができる仕組みの導入などについて検討すべきである。

なお、特許出願および特許取得されたものの質を客観的に評価することができる「指標」を開発することも特許の質の向上に資するものと考えられる。例えば、“特許を受けようとする発明の明確性”や、あるいは“特許審査の過程で適切な関連先行技術が引用されているか”といった経験則にもとづく評価指標を策定し、公表することにより、発明者がより良い出願をすることが可能になるものとする。

#### **b) 合理的な先行技術調査手法の確立**

先行技術文献の調査にかかる企業のコストが大きくなっており、各国共通の合理的な調査手法の確立が強く求められる。例えば、国際特許分類（IPC）をベースとした共通コードの整備や、検索範囲を共通化するための明細書フォームの統一などについて検討すべきである。

### **③権利化支援策の実施**

#### **a) 柔軟な審査体制の構築**

スーパー早期審査制度の導入など、審査期間の短縮に向けた取り組みが進んでいることを評価する。一方、出願されるものの中には、中長期的な技術動向を見極めた上で権利化していくことが望ましいものも存在している。さらなる審査の効率化を進めつつ、出願者が早期の審査を必要としない場合には、実質的に審査請求期間の延長が認められる柔軟な審査体制を実現すべきである。

#### **b) 特許関連費用に対する支援**

昨年、特許出願料の引き下げが実施されたものの、企業にとって特許関連費用は依然として大きな負担となっている。

現在のように世界的な景気後退の状況下にあっては、中小企業だけでなく、大企業も対象とした特許関連費用の引き下げ等の措置を緊急的に講じるべきで

ある。また、特許審査ハイウェイの利用について、第2国における審査料の割引措置を検討すべきである。

### c) 機械翻訳の機能向上

外国において確実に権利を確保するためには、明細書の適切な翻訳が重要となるが、翻訳にかかるコストが非常に大きくなっており、コスト軽減のため自動翻訳ツールの活用が不可欠となっている。

自動翻訳の精度のさらなる向上のため、システム開発に対する支援を充実させるべきである。

## (2) 適切な権利行使のあり方の検討

近年、自らは研究開発や製品・サービスの製造・提供を行わず、他人の特許権を買い、その権利を利用して利益を得る、いわゆる「パテントトロール問題」、また、国際標準における「第三者特許問題」など、権利者の濫用的な権利行使により、企業の事業活動を阻害するような事例が発生している。昨今の世界的な経済情勢の悪化を受け、企業等が保有する特許が安易に売買され、今後、それらを利用した濫用的な権利行使が急増することも懸念される。

米国では、最高裁による eBay 判決以降、濫用的な権利行使を制限するような判決が出されており、また、米国議会で審議された特許法改正案 (Patent Reform Act of 2007) では、損害賠償の算定の対象範囲を限定的にする案が検討されるなど、これまでのプロパテント政策を修正する動きが見られる。

わが国においても米国の判例や対策の状況等を参考としつつ、公正な競争環境を維持する観点から、差止請求権が認められるための要件のあり方、あるいは民法の権利濫用の法理や不正競争防止法による対応などについて検証を重ね、イノベーションを阻害しかねない濫用的な権利行使に対して一定の制限を課すことを検討すべきである。なお、その場合には、企業が通常実施している権利行使を規制するものとならないよう配慮する必要がある。

## (3) 営業秘密の保護のあり方の検討

グローバル化やオープン・イノベーションの進展により、企業が保有する技術やノウハウなど、営業秘密の確実な保護が従来にも増して重要となっている。先般、産業構造審議会技術情報の保護等のあり方に関する小委員会において、不正競争防止法上の刑事罰の対象範囲の「領得行為」への拡大や、営業秘密侵害罪にかかる目的要件の「図利加害目的」への変更など、営業秘密の侵害行為の抑制に資する方向性が示された。しかし、営業秘密侵害罪にかかる刑事訴訟手続きについては、憲法における裁判公開の原則との関係などについて引き続

き検討されることとなった。

公判審理において営業秘密が公にされることは、被害者である企業にとって二次的な損害を被ることを意味し、企業が告訴に踏み切れない現状は、明らかに司法制度の不備である。公判審理において営業秘密が公になることを防止するための具体的な法的措置の実現に向けて、法務省と経済産業省の連携の下、早急に検討を進めるべきである。

#### (4) 模倣品・海賊版対策

##### ①実効的な模倣品・海賊版対策の推進

模倣品・海賊版の問題については、これまで官民一体となった取り組みや、国際的な連携による対策が積極的に行われてきた。その結果、改善の兆しが見られつつあるものの、その一方で、模倣品・海賊版の製造、流通手段が巧妙化してきている。特に、インターネットを利用した違法流通については、違法コンテンツをはじめ、偽造医薬品等も流通しており、もはや権利侵害の問題だけではなく、人々の安心・安全が脅かされかねない状況にある。

これらの問題の改善に向けては、各国政府との連携が不可欠であり、現在、賛同国間で協議が進められている「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」の早期実現に向けた取り組みを推進すべきである。また、権利保護の実効性向上の観点から、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）やコンテンツ海外流通促進機構（CODA）の活動を支援するとともに、海外市場における侵害状況調査の充実や、侵害が発生した場合、在外公館や日本貿易振興機構（JETRO）などが、被害者企業と現地執行機関との間で調整を行うといった取り組みをさらに強化すべきである。また、海外の消費者の意識啓発も不可欠であり、政府支援の下、啓発ツールの開発などに取り組むべきである。

なお、日本国内においては、模倣品・海賊版問題に対する国民の意識啓発を進める観点から、初等教育における知財教育の充実や、模倣品・海賊版の個人輸入の規制強化などについて検討すべきである。

##### ②中国における意匠模倣問題への対応

中国における意匠の模倣は、かつてのデッドコピーから、特徴部分の組み合わせや、デザインコンセプトの特徴部分を模倣して細部の違いを主張するなど、その手法が高度化してきている。このままでは、創作性の健全な発展が阻害されかねない。中国政府に対して、意匠の実体審査制度とあわせた「部分意匠制度」の導入を働きかけるべきである。



## (5) 産業と文化の発展を促進する著作権法制の整備

### ① デジタル化・ネットワーク化時代に対応する複線型著作権法制の整備に向けた検討

デジタル化・ネットワーク化の進展により、著作物等の創作、利用、流通の形態が大きく変容しており、現行著作権法の仕組みだけでは、著作物等に対する多様なニーズに応えきれなくなっている。そこで、現行著作権法を基礎としつつ、著作物等の利用目的に応じた二つの制度（「産業財産権型コピーライト制度」および「自由利用型コピーライト制度」）を新たに創設し、複線型著作権法制を整備すべきである。

なお、複線型著作権法制は、あくまで権利者が自らの意思にもとづき、必要に応じて選択的に制度を利用することを想定したものである。特段の意思表示がなされない場合は、現行著作権法が適用される。

#### a) 産業財産権型コピーライト制度

多数の創作者が関与し、産業的に製作される著作物等（産業財産権型コンテンツ）の利用の円滑化を図るための制度。なお、当制度は、産業財産権型コンテンツの利用許諾の強制や、現行著作権法上の権利の制限・縮減を行うものではなく、利用方法・条件等は、産業財産権型コンテンツ著作権者の裁量に委ねられる。

##### [制度利用の前提]

産業財産権型コンテンツの製作に参加した創作者等（原権利者）と産業財産権型コンテンツの著作権者等との間の契約において、産業財産権型コンテンツにかかる著作権等が譲渡またはライセンスにより産業財産権型コンテンツ著作権者に一元化されていること。

##### [制度利用の要件]

産業財産権型コンテンツ著作権者が上記の契約による権利処理の概要を登録機関に登録すること。

##### [登録の効果]

ライセンス契約の対抗力や公的な権利証明の発行などの法的効果を付与し、取引の安定性を担保する。

#### b) 自由利用型コピーライト制度

権利者が自由な利活用を認めた著作物等（自由利用型コンテンツ）のインターネット上における利活用の円滑化を図る制度。

##### [制度利用の要件]

権利者の意思にもとづく著作権等の放棄（または不行使）について、著作物等へのメタデータの埋め込みなどの方法によって、その事実を利用者が認識でき

るよう明示すること。

[制度安定のための措置]

一度、著作権等の放棄（または不行使）を表明した後は、利用者に不利になる変更を禁止するなどの措置を講じる。

## ②実効的な権利保護を実現する環境の整備

デジタル化・ネットワーク化の下では、著作物等が媒体に固定されることなく、無形の情報財として流通する結果、違法な複製、配信など、権利侵害が容易に行われている。また、劣化しない違法な複製物がインターネットを通じて国境を越えて大規模に流通することで、権利保護の実効性確保が非常に困難となっており、コンテンツ産業の健全な発展を阻害している。

権利侵害対策の実効性確保に向けては、著作権保護技術による対策やインターネットサービスプロバイダ（ISP）との協力による対応を中心に検討する必要がある。

### a) 著作権保護技術とその法的補完のあり方

著作権等の保護のための要素技術としては、暗号化技術や信号反応によるコピー制御技術、電子透かしなどが実用化され、さらにこれらの技術の組み合わせによるプラットフォームサービスが提供されている。また、動画投稿サイトなどに違法にアップロードされた音楽、映像の著作物等を高速探索する技術等の開発が急速に発展しつつあり、一部、実用化が始まっている。今後は、違法コンテンツのアップロードを未然に防止する技術など、著作権等の保護のための技術・システムの開発に向けた支援を行っていくべきである。

なお、著作権保護技術については、現在、著作権法および不正競争防止法を中心に担保されているが、権利者からは、権利侵害に対して、現行法制が実効的な保護を実現しているのか疑問視する声がある。そこで、現行法制の実効性について検証を行い、不正競争防止法や著作権法などの見直しによる著作権保護技術に対する法的保護のあり方について検討することが必要である。

### b) ISPとの協力の推進

インターネット上の権利侵害対策については、権利者とISPとの協力も有効な手段となる。わが国では、2008年5月に「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が設立され、権利者団体とISP事業者団体との間で協議が開始されている。政府として、協議の加速と連携の拡大に向けて継続的に支援するとともに、インターネット上の違法コンテンツ撲滅に向けた共同キャンペーンの実施など、相互連携による取り組みを推進すべきである。

また、インターネット上の権利侵害は、国境を越えて発生しており、国内に

おける対応だけでは十分とはいえない。政府の支援の下、各国の I S P 事業者団体が相互に連携し、権利侵害が発生した場合の国際的な対応プログラムの策定とその標準化を進めるべきである。

I S P は、電気通信事業法にもとづく通信の秘密を保持する義務や、プライバシー保護の責任を負っており、過度に権利侵害対策を求めることは困難と考えられる。そこで通信の秘密や表現の自由、プライバシーとの関係等に十分に留意しつつ、権利者団体、I S P 事業者団体、関係省庁が連携し、権利侵害の判定、意見照会、侵害物の削除といった権利侵害に対する一連の対応を円滑に行うことができるルールの構築に取り組むべきである。

また、侵害防止には、動画共有サイト等を運営する特定のプロバイダによる技術的対応が有効であるとの意見もあり、侵害防止のための具体的な技術的対応のあり方について、政府の支援の下、権利者団体と I S P 事業者団体の協議を進めるべきである。

なお、権利侵害者については、特定の範囲で、身元開示手続きの簡素化、あるいはアカウントの停止といった措置を通じて対応することも考えられる。ただし、措置の対象となる特定の範囲については、関係者間で検討した上で明確にする必要がある。

### c) モバイル向け違法コンテンツ配信の根絶に向けた取り組みの強化

モバイル向け音楽配信は、コンテンツ業界、ハード業界、通信業界の連携によるわが国発のビジネスモデルであり、その市場規模は年々拡大している。しかしながら、近時、権利者の許諾なく音源を提供する違法サイトが急増し、相当量の権利侵害が行われることで、ビジネスにも影響を与えつつある。

今後、映像についてもモバイル向け配信の拡大が期待される中、モバイル向け配信ビジネスのさらなる発展のため、政府は、権利者団体、通信キャリア事業者等の関係者間の協議を促進すべきである。

## ③権利制限規定の見直し

### a) 権利制限規定に対する基本的な考え方

デジタル化・ネットワーク化の進展にともない、新たな技術やビジネスモデルが創出されており、現行著作権法の個別権利制限規定だけでは技術発展のスピードやビジネスのニーズに柔軟かつ迅速に対応しきれなくなっている。こうした状況を解決するためには、何らかの法的措置が必要との意見がある。

法的措置としては、①権利制限にかかる予見可能性や法的安定性の担保の観点から、現行著作権法が採用している権利制限規定の限定列举方式を踏襲し、問題が生じている個別具体のケースに対応した権利制限規定を追加していく方

式と、②客観的に公正と認められるべき利用形態であるにもかかわらず、個別規定に照らし、形式的に違法とされてしまう利用行為に柔軟かつ迅速に対応する観点から、何らかの権利制限の一般規定を追加する方式の二通りが考えられる。しかし、①については、制限規定が置かれるまでに時間がかかり、機動性が低いこと、また、②については、“公正”の概念をどのように定義するのかといった問題がある。

今後、現行著作権法が満たすことができないニーズを踏まえた上で、いずれの方式を採用するのか、また、採用した方式について具体的にどのような条文にするのかといった課題について、権利者と利用者双方の視点からバランスのとれた議論が行われることが必要である。

#### **b) 薬事にかかる権利制限の見直し**

2007年10月に公表された文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「中間まとめ」では、薬事法と著作権法が交錯する場面において、著作権法上、権利制限の形で対応を図ることが適当との方向性が示された。しかしながら、2009年1月にとりまとめられた文化審議会著作権分科会「報告書」では、引き続き検討が必要とされ、問題の改善に向けた対応は先送りされることとなった。

今後は、薬事法上の努力義務を負っている製薬企業に過度の負担を強いることがないように、文化庁と厚生労働省の連携の下、権利者と利用者双方の意見を十分に踏まえ、権利制限による対応を含め、抜本的な対策について早急に検討を再開すべきである。

#### **④その他**

##### **a) 私的複製の適用範囲（著作権法第30条）の見直し**

デジタル化・ネットワーク化の下、業務用アプリケーションソフトや一部のゲームソフトをはじめとするプログラムの著作物について、ネットワーク上における違法コンテンツの流通によって正規市場の発展が阻害され、甚大な経済的被害が生じている。

そこで権利者の権利を適切に保護する観点から、プログラムの著作物をめぐるビジネス環境の実態を踏まえつつ、違法複製物であるかどうか利用者が認識できる仕組みの整備や、社会的啓発・教育など利用者保護の取り組みを官民が連携して進め、プログラムの著作物を私的複製の適用範囲から除外することを検討すべきである。

##### **b) 著作権法における間接侵害の範囲の明確化**

現行著作権法上、権利侵害を幫助する行為、いわゆる間接侵害にかかる差止

請求の対象範囲について明確になっていない。そのため、権利者、あるいはデジタル化・ネットワーク化を活用した新たなビジネスを展開しようとする事業者にとって法的な予見可能性が低くなっている。

コンテンツ関連ビジネスの健全な発展を促進する観点から、諸外国の状況や判例等を踏まえつつ、著作権法における間接侵害の適用範囲の明確化に向けた検討を進めるべきである。

#### c) IPマルチキャスト放送による同時再送信の権利処理のあり方の見直し

IPマルチキャスト放送を利用した同時再送信に関する電気通信役務利用放送事業者の権利処理のあり方について、他の放送事業者の権利処理の状況や権利者との関係を踏まえた上で、検討を行うべきである。

#### d) もっぱら音楽の提供を目的とする放送・有線放送の取り扱い

商業用レコードを用いた「もっぱら音楽の提供を目的とする放送または有線放送」について、実態や課題について調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて法制度のあり方を検討する。ただし、現在、適法に行われている事業についても配慮すべきである。

### 3. 企業の事業活動の円滑化に向けた施策の展開

#### (1) 企業の国際競争力の強化のための取り組み

##### ①オープン・イノベーションに対応する知財の多様な活用の促進

オープン・イノベーションの重要性の高まりとともに、企業における知財の活用のあり方はますます高度化してきている。このような状況においては、知財の戦略的な活用をサポートする施策が求められる。

例えば、ICT分野とライフサイエンス分野では、最終製品における一つの特許の価値や取り扱いが大きく異なっている。そこで各産業の特許権の効力のあり方について検証した上で、産業分野の特性に広く適応するプラットフォームとして、知財の多様な活用を促進する柔軟な仕組みを構築すべきである。具体的には、第三者に対して実施許諾を拒否しないライセンス・オブ・ライトや、差止請求権を制限するSoft IPのように、特許権を付与しつつ、その効力の範囲を選択できるような仕組みを整備することなどが考えられる。

また、パテントコモンズのように、一定条件の下、広く第三者に無償で特許の実施を認める動きも広がってきている。このような取り組みを支援するため、コモンズ化された特許の特許料減免措置などを検討すべきである。

## ②ライセンス契約の保護のあり方の検討

特許権が移転した場合やライセンサーが倒産した場合のライセンシーの保護について、わが国では登録が第三者への対抗要件とされている。しかし、登録を要件とするわが国の制度は、世界的に見ても特異な制度であり、特許のライセンス契約や売買がグローバルな規模で行われている中、企業の円滑な事業活動を阻害する要因となっている。

今後、他の法制度全体の見直しとあわせ、契約によって第三者に対抗できる米国型の「当然保護方式」の導入について検討すべきである。

### (2) 知財の適切な活用に向けた取り組み

#### ①知財の適切な活用のあり方

地球温暖化問題や資源・エネルギー問題、また、途上国における健康問題などの解決に向けて、産業界としても積極的に貢献していく必要がある。途上国へ円滑な技術移転を進めるためには、途上国における知財制度や取締体制の整備が不可欠であり、政府として、W I P Oなどの国際機関等と連携しつつ、包括的な開発支援を強化していくべきである。

なお、特定国では、医薬品に対して強制実施権が発動される動きが起こっており、今後、環境関連技術についても同様の事態が懸念されている。適切な対価を伴わない強制的な技術移転は、企業の研究開発のインセンティブや国際競争力を損ない、ひいてはイノベーションを阻害する要因となる。また、特に環境関連技術はノウハウやシステムとあわせた運用が不可欠であり、技術のみを移転しても十分な効果を得ることはできない。

日本企業の優れた環境関連技術を効果的に活用する観点から、ODAなど、他分野の政策と組み合わせた枠組みを構築するといった方法を検討すべきである。

#### ②中国における強制認証制度の問題

中国政府は、外国企業に対して、電子機器等に搭載されているプログラムのソースコードの中国政府への開示を求める「強制認証制度」の導入を進めている。制度が実施された場合、ソースコードそのものやソースコードに内包されるノウハウが漏えいするリスクが高まり、企業は国際競争力を維持できなくなるおそれがある。日本政府として、欧米各国政府やW T Oと連携し、中国政府に制度導入を中止するよう強く求めていくべきである。

また、中国におけるソフトウェアのライセンス契約について、その内容を登録し、関係書類を提出しなければ、現地の銀行がライセンス料の海外送金を受け付けないといった事例が発生している。ライセンス契約の内容は、本来、秘

匿されるべきものであり、中国政府に対して問題の是正を求めていくべきである。

### (3) 知財訴訟制度の運用改善に向けた取り組み

#### ①特許侵害訴訟にかかる現状について

2005年4月の知財高裁の創設からほぼ4年が経過する。この間、知財関連訴訟が迅速に行われるとともに、判例が積み重ねられつつある。産業界として、知財分野の司法の要である知財高裁に対する期待は高く、司法判断を通じて、経済・社会や国際的な動向を踏まえた産業のあり方を示唆し、イノベーションの促進に寄与していくことが望まれる。

その一方で、近年、裁判所による特許侵害訴訟と特許庁による無効審判のいわゆるダブルトラックにより、紛争当事者の負担が大きくなっている。特に、裁判所で特許の有効性が争われた場合、特許無効の判断が下されるケースが多く、特許の有効性判断に対する予見可能性が低下している。

企業の事業活動において、特許権が不安定であることによるリスクは計り知れず、安定的な特許権の実現が強く求められる。そこで、産業構造審議会の審査基準専門委員会等の場において、特許無効と判断されたケースや判決前に和解したケースについて総合的に検証を行い、特許の有効性や審査基準のあり方について、特許庁と裁判所が共通認識を形成するための取り組みを進めるべきである。なお、和解した案件については、裁判所が可能な範囲で所見を公表するなどの取り組みについて検討すべきである。

また、裁判所において知財問題を扱う場合、法律的な判断だけではなく、技術的な判断が求められる場合が生じる。司法の安定性確保の観点から、長期的な視野に立った技術的専門性の高い裁判官の育成、配置に取り組むべきである。なお、法科大学院の設置により、技術系法曹人材の増加が期待されたものの、必ずしも期待通りの状況とはなっていない。技術と法律の双方に知見のある人材の育成に向けた取り組みをさらに強化すべきである。

#### ②司法の国際的調和の推進

日米欧の特許庁で同様の権利が得られた場合であっても、三極で同様の権利行使を行うことができなければ特許制度の国際的調和の効果は限定的となる。各国において同等かつ安定的な権利を実現するためには、特許制度や審査基準の国際的調和とあわせ、司法においても運用面の国際的調和に取り組むべきである。

#### (4) その他

##### ①知的財産法と独占禁止法の関係のあり方の検討

企業間で協業・連携し、知財の活用を行う場合、知財法だけではなく独禁法など関連する法律についても考慮する必要がある。諸外国における知財法と独禁法の関係について国際的な比較研究を進め、プロイノベーション時代における知財法と独禁法の適切なあり方について検討すべきである。

また、公正取引委員会の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」では、“競争を実質的に制限する場合”や“公正競争阻害性を有する場合”について具体的に示されていない。そのため、法的な予見可能性が低くなっており、より具体的なガイドラインの策定に取り組むべきである。

##### ②企業会計における知的資産の価値評価のあり方の検討

国際的な会計基準のコンバージェンスが進む中、企業会計における知的資産の価値の扱いを明確にする必要性が高まっている。しかし、研究開発によって取得した特許権の計上、あるいは商品ブランド、企業ブランドの価値評価など、多様な知的資産をどのように評価するのかは明確になっていない。

知的資産の流通の増加にともない、取引の安全性の担保や企業価値の正当な評価が重要になってきており、知的資産の価値評価、会計基準上の取り扱いについて、国際的なルールの確立に向けた検討を行うべきである。

##### ③自治体等における知財活動の推進

地方自治体やその関連組織が保有する知財を活用することにより、地域の活性化を図ることが期待されている。しかし、地方自治体等における知財を活用するための支援は十分になされていない。地方自治体や各地域の研究機関等が保有する知財について、活用可能なものがどのくらいあるのか調査を行うとともに、その活用に向けて支援すべきである。

##### ④企業活動に精通する知財人材の充実

知財戦略の円滑な展開のためには、企業活動における事業戦略、研究開発戦略を踏まえ、知財の活用のあり方について総合的に考えることが重要となる。企業活動全般に精通する弁護士や弁理士など知財人材の充実を図るべきである。

#### 4. 国際標準化への取り組みの強化

##### (1) 関係省庁間の連携強化

わが国の国際標準化活動を効果的かつ効率的に進めるためには、関係省庁間



の連携が不可欠である。政府においても、2007年に「国際標準化に関する各省庁連絡会」を設置するなど、関係省庁間の連携強化を図っているが、より一層の連携の強化が求められるところである。

そのためには、標準化人材の育成など、複数の省庁で取り組んでいる内容を連携テーマとして明確に定め、企画・計画段階より密接に連携し、実行状況を「国際標準化に関する各省庁連絡会」などでフォローアップするなど、PDCAサイクルを回す取り組みを強化すべきである。

## (2) わが国としての戦略的な取り組みの強化

国際標準化活動において中心的な存在である欧州は、必要な枠組み（フレームワーク）をつくることを得意としている。その枠組みがつくられると、他国の行動はその範囲に制限されてしまう。例えば、欧州のニューアプローチでは、法規制により最低限度必要な必須要求事項を定め、それを実現するための技術仕様は標準に任せるといった枠組みを提示している。この枠組みにより、技術進歩への柔軟な対応が可能となっており、規制に従うことが求められる安全、環境、健康といった分野で、市場統合の手段として有効性が高い。

国際標準を活用して事業活動に有利な環境を作り出すために、欧州の取り組みをどう評価し、日本としてどのように対応していくべきなのか、検討すべきである。

また、「標準化は仲間づくりの世界である」といわれているが、国の数から見ても国際標準策定を主導するのに大変有利な欧州では、さらに、アジア、アメリカ諸国との連携も進めている。

そのような現状において、自分たちの国際標準提案を実現させるためには、分野・テーマに応じた、他国との仲間づくりを引き続き進めるべきである。仲間づくりの一つの方法として、研究開発段階から共同で活動し、人と人、国と国とのネットワークを育み、共同で国際標準提案ができる環境を築くことも検討すべきである。

加えて、他国の動きに迅速に対応できるように、また、仲間づくりの可能性を探るために、海外における標準化動向の情報収集体制をより強化すべきである。特に、国際標準策定に強い影響力を有する欧州と、巨大な市場を有する中国、インド、ブラジル等の新興国に対する情報収集体制を強化すべきである。

## (3) 産業界における取り組みの促進

「国際標準を制する者が市場を制する」時代となっている。自社技術を反映した標準を策定することができれば、競合他社より一歩先んじてその技術を組み込んだ製品・サービスを市場導入することが可能となり、世界規模で市場拡

大を図ることができる。

産業界でも国際標準に対する意識は高まっており、取り組みが強化されつつあるが、引き続き、社内の理解増進をはじめとした取り組みの推進が期待される。

産業界の取り組みを促進・支援するためには、国際会議に参加する際の費用助成やミッションの支援は、大変有効であり、強化すべきである。例えば、国際会議に参加する際の費用助成では、国際会議以外への参加は認められていないが、国際標準化の仲間づくりを促進する意味でも、現地委員との意見交換や関連学会への参加は認めるべきである。また、企業の国際標準化活動に関する費用に関して、一定の範囲で税制優遇を行うことも検討すべきである。

#### **(4) 国際標準に関連する知的財産権の取り扱いルールの明確化**

企業活動において、開発した技術を普及させ市場の拡大を図る「標準」と、その技術を権利化して市場シェアを確保する「知的財産」は、どちらも事業活動を推進する上で重要な手段となる。企業には、両者をバランスよく活用し、企業価値の最大化を目指した取り組みが期待される。

一方で、標準技術について特許権を持つ者が、パテントプール等に参加せず、不当に高額なロイヤリティーを請求する、いわゆる第三者特許問題などの、標準技術の普及を妨げる問題が発生している。標準に関する知財の取り扱いルールの明確化をより一層進める必要がある。

特許権者の権利濫用の歯止めとなる仕組みについて、特許法や独占禁止法などの幅広い観点から検討を行い、さらには、新たな仕組みの導入も含めて、国際的なコンセンサスが得られるように、関係機関に強く働きかけるべきである。

#### **(5) 国際標準化人材の育成・確保**

わが国も、国際標準会議等でリーダーシップを発揮できる人材をより多く育成する必要があるが、そのような人材には、多様な能力（技術的な知識、特許・標準に関する知識、語学力、交渉力）と長年の経験（関係者との人的ネットワーク）が求められ、長期的視点に立った人材の育成・活用が重要である。

現在、多くの企業人が標準化関連会議の議長・幹事等の役職で活躍しているが、その後継者を、企業・業界として確保し、政府の各種研修制度や表彰制度も活用して、長期的視点で育成・評価していくことが期待される。

政府や標準化関連団体は、育成対象者・段階別の研修・表彰制度、並びに、議長等の役職者に対する支援制度を引き続き充実させるべきである。

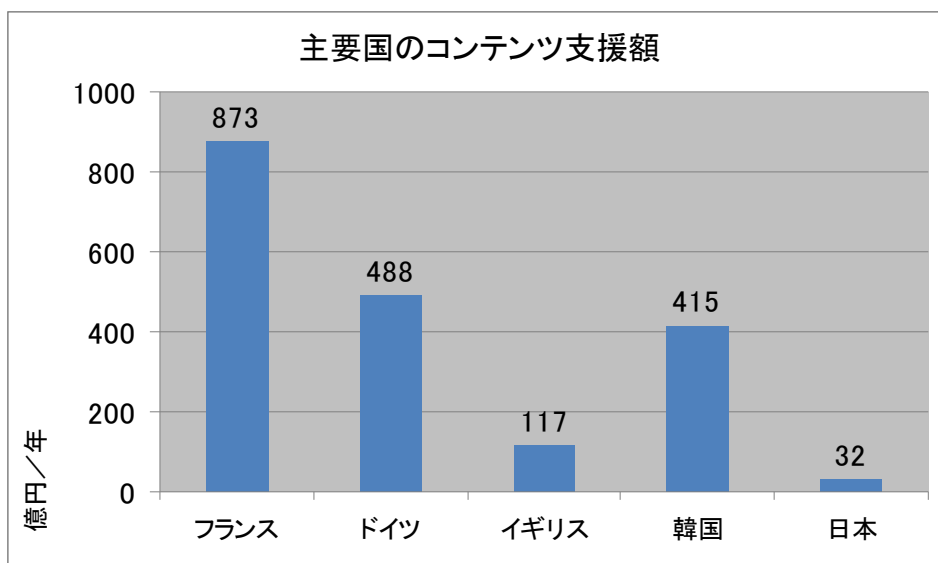
### Ⅲ コンテンツ産業の振興

コンテンツ産業のグローバル化が進み、優れたコンテンツやそれを担う人材の交流が国境を超えて行われている。わが国で産み出されたコンテンツは、海外において、“クールジャパン”と評され、関心および評価は年々高まっている。これらを題材として、いくつかのハリウッド映画が製作されていることは、その代表的な事例である。世界中でわが国発のコンテンツが楽しめることは、わが国コンテンツ産業への直接的な経済的効果とともに、日本文化への理解を促進し、国益の増進にもつながる。今後一層、日本文化の価値を世界に知らしめていくためには、わが国のエンターテインメント・コンテンツ産業の隆盛が欠かせない。

一方、国内コンテンツ産業全体の市場規模は、約 14 兆円でアメリカに続き世界第 2 位であるが、世界のコンテンツ産業が飛躍的に市場規模を拡大する中で、日本市場のここ数年の伸び率は鈍化している。今後、人口減少社会の到来によりますます国内市場の需要拡大が期待できない中で、わが国政府が掲げる 2015 年までにコンテンツ産業の売上高を 5 兆円拡大するという目標を達成するためには、国内におけるコンテンツ創造力を強化しつつ、積極的な海外展開をはじめ、急速にデジタル化・ネットワーク化された環境下での新たなビジネスモデルの構築を模索することが必要となってくる。

政府では、2002 年 11 月に「知的財産基本法」を成立させるとともに、2004 年 6 月の「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」等を受け、知的財産政策の重要な柱としてコンテンツの振興に取り組んでいる。一方、世界各国でも、コンテンツ産業を有望な成長産業と位置づけ、多くの公的資金を投じつつ、自国コンテンツの輸出促進、コンテンツ人材の育成など積極的かつ戦略的な産業支援策を講じている。

こうした内外の状況下で、コンテンツ産業のさらなる振興を図るためには、以下の要望を踏まえつつ、文化と産業を包括的に捉える文化産業戦略という視点によって、継続的、分野横断的かつ省庁の枠を超えた“オールジャパン”として、コンテンツ立国たるべき対策を講じていく必要がある。その際、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」で規定された法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を総点検するとともに、コンテンツ産業振興を図るべく以下の要望を包括的に実現するような法制度の制定を検討すべきである。日本経団連としても、映像産業振興機構（V I P O）などの関連団体と連携をとりながら、望ましい政策のあり方を提言していきたい。



(特定非営利活動法人 映像産業振興機構(VIPO) 調べ)

注1

(映画、放送番組、アニメ、ゲーム、音楽などのエンターテインメント・コンテンツを対象とした振興予算で比較)

フランス=CNC (国立映画センター) 2009年度(F year) 予算

ドイツ=連邦機関及び各州の映像振興団体2008年(C year) 実績

イギリス=UKFC (フィルム・カウンシル) 2008年度(F year) 予算

韓国=KOCCA, KOFIC, KBI3団体の2008年, KOGIAの2007年予算の合算値(慶応大 金美林氏調べ)。映画を対象にした振興予算制度を整備し(2014年までの時限立法)、従来からの振興予算と合わせて4.3億ドル(7年合計)の振興財源を整備していることも見逃せない。

日本=2009年度予算案。データ出所 財務省主計局「徹底した予算の効率化(21年度政府案)」、2008年12月、p20。

注2

原データはそれぞれユーロ(フランス、ドイツ)、ポンド(イギリス)、ウォン(韓国)、円(日本)。該当年の当初一ヵ月間の平均為替レートで円換算。

注3

わが国のコンテンツ振興予算は平成19年度が48億円、平成20年度が40億円、平成21年度が32億円と減少傾向にある。

## 1. コンテンツの創造力の強化

### (1) 研究開発・設備投資

#### ① コンテンツの開発・維持・拡充に対する税制上の優遇措置

欧米諸国においては、さまざまな税制措置を通じて、外資誘致を含めたコンテンツ産業振興策を積極的に講じている。わが国のコンテンツの競争力を維持・強化するためには、「コンテンツ創造力」の優位性を保っていかなければならず、コンテンツ企業の研究開発投資のさらなる促進が必要である。平成20年度税制改正において研究開発促進税制の一部拡充が行われたが、日本経団連の「平成21年度税制改正に関する提言」（2008年9月16日）において指摘しているとおり、恒久的措置部分の税額控除限度額（現行、法人税額の20%）の引き上げや控除限度超過額の繰越期間の延長等を検討すべきである。また、良質なコンテンツ作品の創造・開発のためには、大容量のハードウェアやネットワーク環境が不可欠であるが、そのための設備機器の取得、頻繁な技術革新に対応するための機器更新には多額の投資を必要とする。コンテンツ産業の高付加価値化を支援するためにも、これらの機器の取得・更新について、情報基盤強化税制の対象とすべきである。

併せて、既に完成・販売しているゲームソフトは減価償却における耐用年数が販売用ソフトウェアとして3年と設定されているが、中古品の流通もあり商品サイクルは短くなっているため、実状と一致しておらず、法人税法施行令第57条に定める耐用年数の短縮の承認申請手続きの簡素化により、一括償却方法を可能とすべきである。

#### ② 映画業界におけるデジタル環境の整備

映画制作のデジタル化・3D化を踏まえ、米国内では急速にデジタル配給・興行体制に移行しつつある。この世界的な流れの中で、日本の映画産業にとってもデジタル化は不可避となっている。上映場所となる映画館のデジタル化には興行側に過大な投資が伴うため、全国3300余あるスクリーンのうちデジタル化対応しているのは約5%である。デジタルシネマは、映画の配給上映のみならず、ビデオ化、デジタル放送、インターネット配信等のワンソース・マルチユースに際しても有用である。また、映画のみならずコンサート、ミュージカル、演劇、ゲーム、スポーツ等のライブ・エンターテインメントコンテンツの上映による新しいビジネスモデルの検証・実験が行われている。デジタル化された映画館において、映画上映以外での多目的なコンテンツが利用可能となることで、文化イベントなどの開催等地域振興の一助となると考えられる。デジタルシネマの普及、促進について、関連業界は製作、配給、興行の各段階における環境整備を推進し、新しいビジネスモデルの構築に取り組むべきであり、

政府は投資促進制度等税制措置やデジタルシネマ機器を備えた劇場・映画館・スタジオ等の償却資産にかかる固定資産税等の軽減措置などを含め、このような取り組みを支援すべきである。さらに、全国スクリーン数の約 20%を占める一般映画館にとっては、シネマコンプレックスと比べスクリーンが少なく小規模運営のため投資負担が過大となりがちであり、資金調達における低利子融資など金融上の支援措置が不可欠である。また、現時点でのデジタルシネマのデータ保存と超長期的なアーカイブについては、現行フィルムの数十倍の維持管理費用がかかると同時に、記録媒体の寿命も不確実である。映画のデジタル化推進のためには、これらの解決に向けて技術革新の調査研究を促進し、映画製作者がデジタルシネマのデータ保存を適切に行える環境整備を支援する必要がある。

### ③ コンテンツに関する技術開発の推進

コンテンツ産業の近代化・国際競争力強化に向け、大学、研究機関、企業等におけるCG（コンピュータグラフィックス）をはじめとする先端の映像技術やインタラクティブ技術等の研究開発、コンテンツ分野と人間工学、情報倫理学、社会学等他分野との学際的研究を政府は支援すべきである。また、映像産業振興機構は、当該分野における産学連携を促進すべく、大学・研究機関と企業の橋渡し役となるべきであり、政府はそうした取り組みを継続的に支援すべきである。

## (2) 資金調達

### ① 資金調達の多様化に向けた環境整備・支援税制の創設

優れたコンテンツ作品の制作に要する資金調達を円滑化するため、政策金融機関によるコンテンツ制作者等への出融資を拡充すべきである。また、国際展開も視野に入れた大規模プロジェクトから、人材育成の側面をもつ個人クリエイター向けの小規模なものまで多様な手段による資金調達が可能となるよう、海外への拠点設置や事業提携への金融上の支援措置、コンテンツ投信等の流通市場の構築、大型コンテンツ作品の完成保証制度の導入、大型コンテンツ評価に長けたファンドマネージャーやアナリスト等の育成、コンテンツ事業者によるIRの強化や、コンテンツ関連統計の整備等の環境整備を推進すべきである。

また、コンテンツ業界の資金調達力の課題などから、税額控除制度、特別償却制度、事業信託への課税方法の改善、ロケーション撮影誘致のための優遇税制等も含め、税制上の支援措置が不可欠である。

### (3) 制作支援・制作環境整備、産業集積・地域振興

#### ① ロケーションパークの設置

映画、テレビ等での映画・ドラマをオープンセットで撮影することが非常に難しくなっている。また、役者が集積している東京近郊で撮影が難しいことから、スケジュール確保による製作期間の長期化・コストの肥大化を引き起こしている。大小道具、結髪等の技術、セットの維持管理が難しくなる中で、日本固有のコンテンツを制作していく基盤となるオープンセットスタジオまたはパークを、民間企業だけでなく、産業育成の視点から国・自治体の協力の下に設置することを検討すべきである。

#### ② 外国語で作成された技術文書の翻訳支援

次代を担うコンテンツ産業に貢献する技術開発のためには、海外の研究活動の成果も積極的に取り入れる必要がある。海外で出版されているコンテンツ産業に関する最新の技術文書については、自ら翻訳しなくてはならないが、産業を支える中小企業にとって、資金的にその負担が大きい。技術交流を促進し、わが国のコンテンツ産業の技術開発のレベル向上を促すために、技術文書の翻訳に対する政府の支援が求められる。

#### ③ ライブ・エンターテインメント集積の推進

2007年1月より観光立国推進基本法が施行されたが、今後、国際競争力ある魅力ある観光地づくりを推進する上で、ライブ・エンターテインメントを産業として振興していくことが重要である。ライブ・エンターテインメント産業を活性化し、日本を世界に誇れる観光拠点とすべく、政府は地方自治体や民間企業との連携の下、既存施設を含めた一定規模以上のライブ・エンターテインメント施設にかかる税制優遇措置や野外会場・道路使用許可等の規制緩和等を推進し、ライブ・エンターテインメントにかかる施設や事業者等の集積などによる、エンターテインメント・リゾート開発を推進すべきである。その一環として、政府は、ゲーミングビジネスと組み合わせたライブ・エンターテインメント産業振興法の制定やライブ・エンターテインメント集積特区の設定等の法的措置を含め、民間における具体的な構想の検討を奨励・支援すべきである。

### (4) 人材育成

#### ① プロデューサーの育成

マルチユースや国際展開の重要性がますます高まる中、わが国の優れたコンテンツが幅広くユーザーに楽しまれ、関係者に適正な収益をもたらすためには、国際的にも活躍できるプロデューサーの育成が喫緊の課題となっている。プロ

デューサーには、法務、財務会計、マーケティングといったビジネス関連スキルや、業界に関する幅広い知識をベースとして、人的資源管理能力やプロジェクト・マネジメント能力、英語による国際的なコミュニケーション能力が求められ、中期的な視点から業界を挙げて育成していく必要がある。

そのため、高等教育機関は産学連携の下、社会人再教育も含めたプロデューサー教育プログラムを質的に強化するとともに、映像産業振興機構は、海外との人的ネットワークの強化やノウハウの蓄積、キャリア形成に資する事業を推進すべきである。政府はそうした取り組みを中期的な観点から継続的に支援すべきである。

## ② クリエイターの育成

優れたコンテンツの創造の源泉は人材のクリエイティビティにある。世界的な競争が激化する中、官民連携の下、欧米におけるクリエイター育成の現状を調査するとともに、ゲームやアニメをはじめ必要なキャリアパスやスキル等について検討し、英語によるコミュニケーション能力など国際的に発信するためのスキルも念頭に置きながら、有効なクリエイター育成策を推進すべきである。また、デジタル・コンテンツのめまぐるしい技術の発展に対応すべく、最新の技術に精通したクリエイターや、量的にも不足しているエンジニアの育成について政府は支援すべきである。

こうした人材育成策を講じると同時に、クリエイターが生み出すコンテンツを発表できる場を整備することも重要である。JAPAN国際コンテンツフェスティバルの活用や世界の視聴者に関われたネット上でのクリエイターの登竜門の創設などを含め、優れたコンテンツの発表・発掘の場を整備について検討を進めるべきである。

## ③ マルチコンテンツ・プロデューサー人材の育成

コンテンツのマルチユースの進展やアニメやゲーム等のコンテンツが次々に映画化される中、プロデューサーやクリエイター、技術者といった異なる職能や、映画、放送、アニメ、ゲーム、音楽といった異なるジャンル等、複数の領域に精通した人材は、コーディネーターとして複数の領域にまたがる課題や新たなビジネスモデル構築に向け重要な役割を果たすとともに、魅力あるマルチコンテンツをビジネスとして成功させるため、商慣習のギャップの調整や権利調整など交渉を推進する役割を担う。政府は、映像産業振興機構等民間におけるマルチコンテンツ・プロデューサーの育成に向けた教育プログラムの整備・運営に向けた取り組みを奨励・支援すべきである。



#### ④ マルチメディア・ビジネス人材の育成

コンテンツ・ビジネスの飛躍的拡大のためには、家電や通信、金融等のコンテンツに関連する知識をコンテンツ業界の人材に教育することも重要である。政府は、こうした他業界の技術的進歩や変化に関するコンテンツ業界向けのセミナーの開催や技術教育を支援すべきである。

#### ⑤ 法務人材の育成

今後、わが国コンテンツの国際展開や国際共同制作等を推進するためには、諸外国におけるコンテンツ関連法制や業界の事情に精通し、外国企業等との契約交渉をはじめとする各種渉外を行う法務人材の育成が不可欠である。政府は、民間における法務人材育成を支援するとともに、エンターテインメント・ロイヤーのコンテンツ事業者との交流や専門能力の向上を促進すべきである。

#### ⑥ 企業内の人材の確保・育成に対する支援の強化

コンテンツ創造力の強化を図る上で人材の確保・育成は、きわめて重要であり、とりわけ上記①の通り、コンテンツの海外展開の際に鍵となるのは国際ビジネスに精通したプロデューサーの存在である。しかし実際のビジネスがプロデューサーの個人能力だけで行われるわけではなく、組織としてビジネスが行われ、ビジネス規模が大きくなればなるほど、個々の職能の分業が進むことは、コンテンツ分野においても同様である。従って、上記①～⑤にあげるような個別の専門職能の強化とともに、その専門職能の組織化に対する支援として、コンテンツ産業における人材確保や企業内における人材育成の支援を強化すべきである。

#### ⑦ 子役の出演可能時間の延長

従来、労働基準法により、演劇子役の就労時間が午後 8 時までとされていたところ、2005 年 1 月より午後 9 時まで延長された。以来子どもの福祉に問題が生じることもなく、4 年が経過している。意欲ある子どもの自己実現の機会の充実を図ると共に、社会人の演劇鑑賞を容易にする開演時間設定のためにも、子役の就労時間を午後 10 時まで延長すべきである。

#### ⑧ 雇用のセーフティネット整備

コンテンツ産業における雇用の安定と人材の流動化促進による人材の適性配置を促進するため、雇用調整助成金の要件緩和など企業の雇用維持に対する支援や職業訓練の抜本拡充などを雇用のセーフティネットの整備・拡充の一環として行うべきである。

## (5) 教育基盤の整備

### ① 教育機関から職場を通じたキャリア育成体制の整備

多様性を追求するコンテンツ産業の人材育成のためのカリキュラムは、単に教育機関で学ぶだけでなく、社会人になっても、職場を移動しつつキャリアアップしていく分野である。より有効で効率的なキャリア育成体制を確立するためには、諸外国における映像学等も参考としつつ、常に新しい制作現場の知恵・知識・技術等を整理・体系化し、理論化・整合化することが必要である。

第一に教育界と産業界との連携のもとで、コンテンツ人材育成についてのカリキュラム体系の持続的な開発体制を支援すべきである。例えば、社会人対象のセミナーは、制作現場が持つ暗黙知とそれを形式知・明示知に変換する教育機関の情報のキャッチボールを促進するものであり、政府はこれを持続的に支援すべきである。また教育に対する効果が具現化するには3－5年では短すぎることから、教育基金の設立も含め、前述の取組みによって確立した映像教育体系を、長期的な持続性を持って実行するための環境整備を併せて検討すべきである。

第二に、従来の知的財産推進計画を受け、コンテンツを扱う多くの大学、大学院、専門学校等の専攻課程が設立されており、これらの教育機関からの卒業生の産業界での受け入れに関して、質的、量的ともに双方のすれ違いが生じている。政府はこうした需給関係を考慮した教育機関の充実を行うとともに、産業界の雇用ニーズの発掘に関して、従来から映像産業振興機構が行っているセミナーや各種調査などの拡充を支援すべきである。

第三に、コンテンツ産業は比較的労働の流動性が高い産業分野であり、大学新卒や第二新卒とも異なる働き方が多い世界である。さまざまなキャリアパスが考えられる中で、コンテンツ系中小企業群の新卒者雇用活動に対して支援し、産業の裾野の拡大に貢献すべきである。

### ② コンテンツ統計の整備

エンターテインメント・コンテンツ産業の実態を示すデータの整備は、わが国コンテンツ産業の国際競争力強化に向けた戦略とともに、研究開発、市場開拓や資金調達などのコンテンツ・ビジネス戦略を立案する上で不可欠である。

また、欧米では、業界が個々の作品の実データ（興行・販売実績等）等詳細なデータを公表しており、研究機関や事業者等による市場のメカニズムやコンテンツのヒット要因等の研究に活用されているほか、コンテンツの制作に要する資金調達の有用な情報として活用されている。政府は、コンテンツ産業の振興の観点から必要となる統計指標の検討を行うとともに、映像産業振興機構はじめ民間機関におけるこうしたデータ整備に関する取り組みを奨励・支援する

等、コンテンツにかかる統計を早急に整備し充実させるべきである。

### ③ インターンシップの推進

コンテンツの制作現場等で学生の実習を行うことは、受け入れ側、学生側双方にとって貴重な体験を得る機会となる。大学等の側がインターンシップによる体験を正規の学習課程の中に組み込む努力をする一方で、政府は、大学の学生インターンシップ派遣を奨励するような制度の構築を図るべきである。また、学生側・企業側のニーズをより効果的にマッチングすべく、政府はインターンに関するポータルサイトの運営等、映像産業振興機構等が行う事業を支援すべきである。インターンシップのマッチングは、非常に多くの条件の照らし合わせが必要であり、そのタスクは膨大である。特に中小企業にあつては、大学・企業双方のニーズがあつても、資金的に受け入れが難しいケースもあり、政府による支援が求められる。

### ④ 客観的な技能要件にもとづく検定制度の創設

コンテンツ産業の担い手となる人材の育成は、産業の振興にとってきわめて重要であるが、産業界が必要とするコンテンツ人材に求められる要件について客観的な基準がなく、教育機関にとって目標とする人材の品質水準が設定しづらい状況である。現在、コンテンツ産業分野に関しては、「知的財産管理」職種のみが職業能力開発促進法にもとづく技能検定の対象職種となっているが、それ以外のコンテンツ産業に関連する職種についても対象職種とし、必要とされる技能を一定の基準によって検定し、国から公証を受けることが可能とすべきである。これにより、コンテンツ産業にて働く人材の技能と地位の向上を図り、ひいてはわが国のコンテンツ産業の発展に寄与することが可能となる。

## 2. コンテンツの新たな市場の創出と流通の促進

### (1) 国際展開の推進

#### ① JAPAN 国際コンテンツフェスティバルの推進

政府の経済成長戦略大綱等を受け、2007年以降、毎年JAPAN 国際コンテンツフェスティバルが開催されている。同フェスティバルは、映画、放送番組、ゲーム、アニメ、音楽、マンガ、キャラクター等のジャンルを横断する画期的なイベント・見本市であり、ジャパン・ブランドの発信等を通じて、日本文化の発展のみならず、コンテンツ・ビジネスの拡大、わが国コンテンツの国際展開の促進、ソフト・パワーの強化等に資するものである。

政府は、関係省庁の緊密な連携の下、長期的な継続を保障する財源を確保し

つつ、国を挙げて国際コンテンツフェスティバルを推進すべきである。同時に、今後の同フェスティバルがより有意義なものとなるよう、関係者の意見を踏まえつつ、既存のイベント・見本市との連携・融合についても考慮するとともに、開催期間・会場、広報のあり方等を含め、運営方法を改善していくことが望まれる。

## ② マーケット機能の強化

国際見本市は、コンテンツの海外展開の促進についての基本インフラのひとつである。JAPAN国際コンテンツフェスティバルは、日本最大級のジャンル横断的なイベントであり、わが国コンテンツの国際展開を推進する格好の機会である。政府は、諸外国における各種見本市も参考にしつつ、同フェスティバル関連のマーケット機能の強化を支援すべきである。

また、あわせて、大規模な国際見本市や会議を開催するために必要な同時通訳設備（日本語・英語・中国語等3ヶ国語程度が望ましい）を有する国際会議場の整備や、通訳確保に向けた支援を行うべきである。

## ③ 日本コンテンツの海外展開への支援

コンテンツの輸出を目的とした海外のマーケットへの出展や販売ツールのための字幕の作成、適切な通訳の確保は、とりわけ中小企業にとっては負担が大きく、ジャパン・コンテンツの国際展開の阻害要因の一つとなっている。また、国際共同制作を含め国際展開にかかる知識・ノウハウは必ずしも体系化されておらず、新規に海外展開を検討している事業者が必要な知識・ノウハウを得ることは非常に困難になっている。政府は、コンテンツの輸出を目的としたマーケット出展や字幕制作、通訳確保を支援するとともに、国際共同制作を含む国際展開にかかる知識・ノウハウの体系化・共有についての民間の取り組みを奨励・支援すべきである。また、上海万博等におけるわが国コンテンツの紹介等も、わが国コンテンツの海外展開を促進する有効な方策と考えられ、たとえばJAPAN国際コンテンツフェスティバルの海外PRや海外ラウンドなど、具体的な案について検討すべきである。

なお、レコード産業では、日本音楽コンテンツのライセンスアウト拡大に向け、国の支援も受けつつ、主にアジア諸国に向けた取り組みを行っている。しかしながら、特に、アジア最大の潜在的市場である中国におけるライセンス拡大に向けた課題は依然として存在しており、政府はこれまで官民一体となって取り組んでいる海賊版対策や音楽文化交流施策等に加え、たとえば歌詞検閲制度の改善等を中国政府に対して積極的に働きかけていくべきである。

#### ④ 国際共同制作協定の締結

制作段階から海外の事業者と協働することは、コンテンツのスケールを上げるとともに、現地でも受け入れられやすいコンテンツを作る上で有効である。国家間の国際共同制作協定はそのための重要な制度的基盤となる。例えばフランスは、約40カ国と協定を結んでおり、相手国の事業者には税制措置を含めさまざまな優遇制度を適用しているが、こうした協定が締結される背景には、締結国双方において、自国事業者向けに整備してある振興制度を、共同制作を行う相手国事業者にも互恵的に適用することで、国際共同制作を行うインセンティブを付与していることがある。わが国においては、他国と類似した振興制度や受給資格制度の整備等、国家間国際共同制作協定の基盤がなく、ビジネス上、国際共同制作を行いにくい状況が生じている。

政府は、国際共同制作に関する協定・覚書が諸外国との間で締結されるよう奨励・支援するとともに、マッチング・ファンドなどの補助金や税制措置を含め、諸外国の制度に遜色のない国際共同制作のインセンティブ付与につき早急に検討し、必要な措置を講じるべきである。

#### ⑤ 日本貿易振興機構（JETRO）、在外公館等におけるコンテンツの情報収集・提供および発信機能の強化

コンテンツの国際展開を図るにあたり必要となる、諸外国における市場動向、法制度、商慣習等の情報は、一企業だけで収集するには限界があり、また、業界において共有されるべき性質のものである。諸外国では、例えば大臣がセールスマン役を担ったり、在外公館がコンサートや商談会などのプロモーションイベントを主催する事例や、ロサンゼルスに対ハリウッド・プロモーションのため映像振興組織の事務所を設置するなど、公的な機関による振興が行われている。そのため、日本貿易振興機構（JETRO）、在外公館等は、その情報収集機能を強化し、コンテンツの国際展開に資する各種情報の提供に努めるとともに、政府は在外公館が日本コンテンツによる文化促進活動を積極的に推進できるように予算措置を拡充すべきである。

同時に、今後はわが国コンテンツのアジア地域を越えた海外展開、特に世界第一のマーケットである米国への展開を目指し、政府は「文化」と「ビジネス」を切り分けるのではなく、包括的な海外展開戦略を行うべきであり、主要諸外国の例に見られるように、日本貿易振興機構（JETRO）、在外公館等が民間企業と一体となって、わが国コンテンツを売り込む商機を創出すべきである。

#### ⑥ 海外子会社による日本コンテンツ海外展開の支援

わが国のコンテンツ企業が、海外展開を図る際に、市場のニーズを的確に把

握したうえで、日本コンテンツを現地化するため、海外に現地子会社を設立する場合がある。日本法人と現地子会社で著作権や商標権の使用許諾等知的財産にかかる取引について、移転価格税制にもとづき課税される場合があるが、日本経団連の「平成 21 年度税制改正に関する提言」（2008 年 9 月 16 日）にて指摘しているとおり、無形資産や役務提供の取扱いなどについて、企業の実態・実情を十分把握・配慮して納税者の理解・納得が得られるように慎重に執行すべきである。さらに、二重課税排除の有効な手段である事前確認制度の一層の迅速化、効率化が重要である。

また、日本法人がコンテンツの海外展開戦略の関係上から軽課税国に設置した子会社が、タックスヘイブン対策税制の対象となる場合がある。企業の海外における拠点配置・グループ企業構成の自由度を確保し、海外進出を促進するためにも、税軽減目的以外の正常な経済活動の一環として中間持株会社や知的財産管理会社を設ける場合には、本税制の適用除外とすべきである。

## **(2) マルチユースの促進**

### **① コンテンツ・ポータルサイトの充実**

「知的財産推進計画 2005」「知的財産推進計画 2006」にもとづき、民間が中心となり、また政府の支援を得ながら、日本のコンテンツの情報を国内外に発信するための情報検索サイトであるコンテンツ・ポータルサイトを 2007 年 6 月から運用している。同サイトは、国内外におけるジャパン・コンテンツの 2 次・3 次利用を促進するための情報基盤として活用されるほか、個人のクリエイターや中小のコンテンツ制作事業者の作品情報を発信することによって新しい事業機会の創出を支援することにもつながっていく。また、ジャパン・コンテンツはいまや日本を代表する輸出商品の一つであり、広く諸外国に情報発信を図ることによってジャパン・ブランドのさらなる強化にも資するものである。政府は、同サイトをわが国を代表するコンテンツ関連情報のポータルサイトとすべく、登録情報の充実、登録情報の多国籍言語化への対応、海外への情報発信などによる機能強化を図るとともに、JAPAN 国際コンテンツフェスティバルのオフィシャル・サイトとの連携、および国内外で開催されるさまざまなコンテンツ関連事業・イベント等に関する情報発信の場としての活用を進めるなど、多面的に支援していくべきである。

### **② 権利者情報の整備**

権利者情報の整備は、マルチユースにかかる権利処理の円滑化のために不可欠な情報インフラである。現在、権利者団体や企業レベルで整備が進みつつあるが、資金的・人的なコストの大きさから、とりわけ中小規模の団体・企業に

において十分な対応が取れないことが多い。政府は、こうした権利者情報の整備に向けた取り組みを促進すべく、必要な支援を行うべきである。

### ③ 契約ルールづくりの推進

優れたコンテンツの創造、コンテンツのマルチユース、国際展開等を推進するためには、コンテンツにかかる権利関係をより明確にし、権利処理をより円滑にすべく、関係者間で事前に書面で契約が締結されることが望ましい。しかし全ての関係者の間で詳細な書面契約を結ぶのは困難であるだけでなく、合理的とはいえないため、公平な契約関係を示す業界標準となる契約ルールを策定することが有用である。政府は、こうした契約ルールづくりおよび契約ルールの普及を奨励・支援すべきである。

### ④ デジタル・コンテンツの流通環境の整備

ユビキタス化やコンテンツのデジタル化の推進は、より効率的・効果的なビジネスモデルを可能にする一方で、コンテンツの流通・配信段階でのセキュリティ上の課題や著作権管理、課金のシステム等に関する課題、規格の標準化や著作権法にかかる課題等を発生させる。こうした課題を解決し日本発のビジネスモデルを構築するためには、高度なセキュリティシステムの開発、DRM（デジタル著作権管理）や新たな課金システムの整備、自主ルールの策定、場合によっては法的な整備等も考えられるところであり、政府はこうしたソフト・ハードを含む幅広い関係者の連携の一層の強化を奨励するとともに、課題解決に向け必要な支援をすべきである。

### ⑤ 流通促進・文化保全のためのアーカイブの整備

映画、放送番組、アニメ、ゲーム、音楽、音声、映画スチール写真、マンガ・書籍等のコンテンツについては、文化的・経済的資産として価値のあるものが多いにもかかわらず、十分な保全が行われておらず、各企業が保管するなど散逸するに任せている状態にあることも多い。また、ネット環境を活用し、デジタル・コンテンツの創造・流通の好循環を形成するとともにマルチユースを推進していくためには、これらの原版がデジタル化されることが必要である。政府は、歴史的音盤アーカイブ推進協議会をはじめ、文化的・経済的資産として価値のあるコンテンツのデジタルアーカイブ化に向けた取り組みを積極的に支援するとともに、とりわけ、保存・活用すべきコンテンツの修復・リマスターについては、国の税財政上等の直接的支援のもとに早急にデジタルアーカイブ化を推進すべきである。

また、国会図書館に所蔵される 883 万冊に及ぶ書籍・雑誌等のデジタルアー

カイク化を急ぎ、広く国民の検索等に活用できるようにすべきである。コンテンツやソフトウェアにかかわらず、古いメディア（再生）機器のアーカイブも重要である。

## ⑥ 有料放送市場の拡大

世界的に見ると、有料放送事業の成長がコンテンツ産業の拡大に重要な役割を果たしている。日本においても、有料放送事業が成長することで放送市場全体を底上げし、その収益がコンテンツ制作に還元されることでコンテンツ産業が拡大していくことが期待できる。また、コンテンツ産業の国際化を進める上で、わが国コンテンツの海外展開のみならず、映画祭受賞作品等、海外の優秀なコンテンツのわが国における鑑賞機会を確保することが重要であり、公共放送の活用とともに、有料放送もその有力な手段となることが期待される。有料放送市場の拡大を目指し、民間は有料放送における一層のサービス充実を図り、政府は課題解決に向け必要な支援をすべきである。

## (3) 新市場の開拓

### ① 教育との連携

映像、演劇、音楽等の豊かなコンテンツに接することやコンテンツの創造の過程に携わることは、青少年の健全な成長にとっても有益である。同時に、将来のコンテンツ産業を担う創造性豊かなクリエイターの育成にも資するものである。政府は、コンテンツが教育に与える効果等の調査や、小学校・中学校・高校等における映像、演劇、音楽の鑑賞や映像制作体験、体験ミュージカルといった体験型のプログラムの設置、民間におけるゲーム等のコンテンツを活用した新たなエデュテインメント事業を奨励・支援すべきである。

以上